

入 札 説 明 書

岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事

資 料 一 覧

1. 入札説明書（技術資料書式を含む）
2. 工事発注概要書
3. 工事請負契約書（案）
4. 競争加入者心得・工事請負契約基準
5. 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（建設リサイクル法）の概要

令和 5年 5月 9日

国立大学法人岡山大学

入札説明書

岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 5年 5月 9日

2. 契約担当官等

国立大学法人岡山大学 学長 那須保友

3. 工事概要等

- (1) 工事名 岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事
- (2) 工事場所 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目5番1号（岡山大学鹿田団地構内）
- (3) 工事概要 工事概要図面のとおり
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 6年 3月29日（金）まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。
電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。
なお、電子入札システムにより難しいものは、岡山大学長に承諾願を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（別記様式1）
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料（以下、「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）の工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における電気工事に係るA等級の一般競争参加資格（令和5・6年度）（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成20年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、病院・診療所における電気設備（配電設備又は直流・交流無停電電源装置）の新設又は改修工事（ただし、構成部品の取替等の軽微な工事を除く）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成20年度以降に上記（4）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 競争参加者においては、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績の建設工事のうち、令和3年度及び令和4年度に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満でないこと。
- (7) 技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 岡山県又は広島県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとし、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株)総合設備コンサルタント

- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6. 担当部局

〒700-8530

岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当

電話番号086-251-7124

FAX 086-251-7128

E-mail sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和5年5月10日(水)9時から
令和5年5月19日(金)12時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

② 提出場所：上記6に同じ

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札参加希望者は上記6に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

④ 提出様式：<http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html>
にて Word ファイルを入手可。

(2) 申請書は、別記様式 2 により作成すること。

●申請資料提出については、下記資料も参考にすること。

施設企画部 HP－入札関連様式等－入札参加書類（工事）記入例と作成上の注意事項.PDF
http://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/shisetsu-pdf/kinyuurei_r040215.pdf

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び③ 1) の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成 20 年度以降かつ技術資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済んでいるものに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績（別記様式 3）

上記 4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式 3 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

② 競争参加者（企業）の工事成績評定（別記様式 4）

建設工事における令和 3 年度及び令和 4 年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

③ 配置予定の技術者（別記様式 5）

1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

上記 4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式 5 に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は 1 件でよい。資格については、証書の写しを添付すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げた工事が平成 31 年度から令和 4 年度（過去 4 年間）以降に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式 5 に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（CORINS 等）を提出すること。

なお、当該工事成績評定点が 6.5 点未満の場合は「競争参加資格なし」となるので注意すること。

④ 契約書等の写し

①及び③ 1) の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

⑤ 緊急時の施工体制（別記様式 6）

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑥ 事故及び不誠実な行為（別記様式 7）

中国地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び岡山県又は広島県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止要領に基づく指名停止の期間終了後 6 ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑦ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式 8）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する次の認定等について記載する。これを証明する認定通知書の写し又は一般事業主行動計画策定・変更届の写しを併せて提出すること。

- (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- (ロ) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみんな認定企業・くるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業）
- (ハ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

⑧ 継続教育（CPD）の取組（別記様式9）

建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）により、当該団体の推奨単位以上を取得している証明について記載する。これを証明する書類の写しを併せて提出すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

- (5) 競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年6月2日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

(6) その他

- ① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 学長は、提出された技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 技術資料に関する問い合わせ先上記6に同じ

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：令和5年6月9日（金）12時まで（土曜日、日曜日及び祝日をく）
- ② 提出先：上記6に同じ。
- ③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に郵送もしくは持参するものとする。

- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和5年6月16日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定

- ① 入札参加者は、「価格」、「技術資料」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高16.5点とする。

- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行

う。

【 評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格 】

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び指標		評価基準	配点	満点			
① 企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績 (※1)	・国、特殊法人等(注1)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	2	2		
			・その他の工事実績あり。	1			
			・実績なし。[欠格]	欠格			
	工事成績		当該工事種別の令和3年度及び令和4年度に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			2.5	
			・84点以上	2.5			
			・81点以上84点未満	2			
			・78点以上81点未満	1.5			
			・75点以上78点未満	1			
			・72点以上75点未満	0.5			
			・72点未満(含実績なし)	0			
※各年度(過去2年間)の平均点が2年連続で65点未満 [欠格] ※文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。 [欠格]	欠格						
配置予定技術者の能力	資格		・指定した資格取得後5年以上又は上位の資格を有する	1	1		
			・指定した資格取得後5年未満	0			
			・上記以外 [欠格]	欠格			
	同種工事の施工経験 (※2)			・国、特殊法人等(注1)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	3	3	
				・上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	2		
				・主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0		
				・経験なし。[欠格]	欠格		
	工事成績			同種工事の施工経験として挙げた工事について主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績(平成31年度から令和4年度(過去4年間)に完成した工事に限る) ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			5
				・83点以上	5		
				・82点以上83点未満	4.5		
				・81点以上82点未満	4		
				・80点以上81点未満	3.5		
				・79点以上80点未満	3		
・78点以上79点未満				2.5			
・77点以上78点未満				2			
・76点以上77点未満				1.5			
・75点以上76点未満				1			
・72点以上75点未満				0.5			
・72点未満(含実績なし)				0			
※65点未満 [欠格]	欠格						
継続教育(CPD)の取組状況			(建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書(競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの)			1	
			・当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり。	1			
			・なし。	0			

② 企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不 誠実な行為 (※3)	(当該区域における営業停止又は文部科学省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無)		0
			・あり。	-2	
			・なし。	0	
	地域精通度	地理的条件 (緊急時の 施工体制)	・当該工事施工地域(岡山市)に技術者・資機材等の拠点あり。	1	1
			・当該工事施工地域(岡山市)に技術者・資機材等の拠点なし。	0	
	ワーク・ラ イフ・バラ ンス等の推 進	ワーク・ライ フ・バランス 等の取組に 関する認定 状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る))又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		1
・あり。			1		
・なし。			0		
合 計				16.5	

(注1) : 「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

※1 企業の施工能力における「同種工事」とは、平成20年度以降に元請として完成・引渡し完了した、病院・診療所における電気設備(配電設備又は直流・交流無停電電源装置)の新設又は改修工事(ただし、構成部品の取替等の軽微な工事を除く)を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

※2 配置予定技術者の能力における「同種工事」とは、平成20年度以降に元請として完成・引渡し完了した、病院・診療所における電気設備(配電設備又は直流・交流無停電電源装置)の新設又は改修工事(ただし、構成部品の取替等の軽微な工事を除く)を施工した経験を有すること。

※3 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ①中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ②中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は岡山県又は広島県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

10. 入札説明書に対する質問(設計図書等に対する質問を含む)

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和5年5月10日(水)から令和5年6月5日(月)まで
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から12時まで。

②提出先：上記6に同じ。

③提出方法：書面(様式自由)により提出場所に持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書(要押印)の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出

すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ

(<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>)により閲覧に供する。

①期間：令和 5年 6月 7日(水)から令和 5年 6月 9日(金)まで

②上記による閲覧が不可能な場合：

(イ) 閲覧場所：上記6に同じ。

(ロ) 閲覧期間：上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から16時まで。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書提出期限：令和 5年 6月 9日(金) 9時から

令和 5年 6月12日(月) 11時まで

(2) 持参による提出場所：上記6に同じ。

(3) 開札日時：令和 5年 6月13日(火) 11時

(4) 開札場所：〒700-8530

岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学本部棟3階入札室

(5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 代理人が入札する場合は、あらかじめ代理委任状を提出しなければならない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付。

(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと(手数料は落札者が負担する)。

14. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。(郵送による提出は認めない。)

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印は不要)を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、学長等(これらの補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合には、競争加入者心得第31条第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 工事費内訳明細書へ法定福利費を明示すること。

(6) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

15. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

- (1) 契約規程第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

18. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 契約書作成の可否等

別紙の契約書(案)により、契約書を作成するものとする。また、競争参加者又はその代理人は、落札者として決定した日から特別の事情がある場合を除き、7日以内に別冊契約書(案)により取り交わしをするものとする。

20. 支払条件

請負代金は、請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

21. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

22. 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して原則7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、国立大学法人岡山大学入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：令和5年6月19日(月)から令和5年6月23日(金)まで
当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から12時までに行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ

23. 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

24. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- (5) 本工事に共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。(事業協同組合についても同様とする。)
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、上記7(3)③の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。
また、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間：令和5年6月5日(月)まで。
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から12時まで。
- ② 提出場所：上記6に同じ
- ③ 提出方法：書面(様式自由)により提出場所に持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書(要押印)の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。
- ④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり岡山大学ホームページ(<http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html>)により閲覧に供する。
- (イ) 期間：令和5年6月7日(水)から令和5年6月9日(金)まで
- (ロ) 岡山大学ホームページによる閲覧が不可能な場合：
・閲覧場所：上記6に同じ。
・閲覧期間：上記(イ)の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から12時まで。
- (10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
- ② ICカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。

別記様式1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長 殿

令和 年 月 日

住 所

法人等名

代表者氏名

印

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学
学長 那 須 保 友 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和5年5月9日付けで公告のありました岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第6条及び第7条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記7（3）①に定める同種の工事の施工実績を記載した書面
2. 入札説明書 記7（3）②に定める工事成績を記載した書面及び工事成績評定の通知書の写し
3. 入札説明書 記7（3）③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
4. 入札説明書 記7（3）④に定める契約書等の写し
6. 入札説明書 記7（3）⑤に定める緊急時での施工体制を記載した書面
7. 入札説明書 記7（3）⑥に定める事故及び不誠実な行為について
8. 入札説明書 記7（3）⑦に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を記載した書面及び証明する書類の写し
9. 入札説明書 記7（3）⑧に定める継続教育（CPD）の取組状況を記載した書面及び証明する書類の写し

注) 紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒（表に申請書の住所及び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手をはった長3号封筒とする。）を添えて提出すること。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

同種工事の判断基準		平成20年度以降に元請として完成・引渡し完了した、病院・診療所における電気設備（配電設備又は直流・交流無停電電源装置）の新設又は改修工事（ただし、構成部品の取替等の軽微な工事を除く）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態	単体/共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	m ² （施工面積 m ² ）
	工 事 内 容	(必要に応じて工事内容を記載する。)
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号) ・ 無

工 事 成 績

会社名：_____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	令和3年度	令和4年度
a：各年度の工事件数	a ₁ =	a ₂ =
b：各区年度の工事成績の合計点数	b ₁ =	b ₂ =
x：各年度の平均点 $x = b / a$	x ₁ =	x ₂ =
y：過去2年間の平均点 $y = (b_1 + b_2) / (a_1 + a_2)$	y =	

注1：工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注2：各年度の平均点及び過去2年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3：工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和3年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
--------------	-------

○事例

工 事 名			
発注機関名			
完成年月日	年 月 日	引渡年月日	年 月 日
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等）			

注1：「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

配置予定技術者の資格・施工経験・工事成績

会社名 _____

1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇〇〇
法令による資格・免許		(例) 〇級△△施工管理技士(取得年) 監理技術者資格者証(取得年) 監理技術者講習終了証(取得年)
同種工事の判断基準		平成20年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、病院・診療所における電気設備(配電設備又は直流・交流無停電電源装置)の新設又は改修工事(ただし、構成部品の取替等の軽微な工事を除く)を施工した実績を有すること。
工事の経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	施行場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	現場代理人, 主任技術者, 監理技術者 等
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	(m ²) (施工面積 m ²)
	工事内容	
CORINSへの登録		有(CORINS登録番号)・無
工事成績評定点		点(詳細は別記様式5-2のとおり)
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	現場代理人, 主任技術者, 監理技術者 等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

工事成績評定点

会社名：_____

配置予定技術者氏名：_____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。(主任(監理)技術者又は現場代理人として従事したものののみ評価する。)

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	平成31年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度
a : 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =	a 3 =	a 4 =
b : 各区年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =	b 3 =	b 4 =
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =	x 3 =	x 4 =
y : 過去4年間の平均点 $y = (b1+b2+b3+b4) / (a1+a2+a3+a4)$	y =			

注1 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注2 各年度の平均点及び過去4年間の平均点算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注4 主任(監理)技術者として従事したことを証明できる書類を添付すること。

緊急時での施工体制

工事名：岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事

会社名 _____

岡山県又は広島県に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

(記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
株式会社○○建設 △△支店	000-0000	○○県○○市○○町○-○-○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ○支店 ・営業所 ・その他

事故及び不誠実な行為

会社名 _____

1. 営業停止

岡山県又は広島県を区域に含む営業停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通中国地方整備局	(記載例) 年 月 日 から 年 月 日 (ヶ月)

注1) 営業停止の通知の写しを添付すること。

注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

2. 指名停止

中国地区において、文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。	
指名停止の期間	
(記載例) 年 月 日 から 年 月 日 (ヶ月)	

注1) 指名停止の通知の写しを添付すること。

注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名 _____

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定あり」・「認定なし」のどちらかを「■」にすること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る））又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	<input type="checkbox"/> 認定あり <input type="checkbox"/> 認定なし
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	<input type="checkbox"/> 認定あり <input type="checkbox"/> 認定なし
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	<input type="checkbox"/> 認定あり <input type="checkbox"/> 認定なし

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

注1) 認定通知書等、証明することのできる資料の写しを添付すること。

継続教育（CPD）の取組状況

会社名 _____

継続教育（CPD）の取組状況について、「当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり」・「証明なし」のどちらかを「■」にすること。

建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去1年以内に単位取得が証明されたもの）	<input type="checkbox"/> 当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり <input type="checkbox"/> 証明なし
--	--

注1) 上記を証明する書類の写しを添付すること

岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事							
I 工事概要							
1. 工事場所 <u>岡山市北区鹿田町二丁目5番1号</u> （岡山大学鹿田団地構内）							
2. 完成期限 <u>令和 6年 3月29日</u> （金曜日）							
3. 建物概要							
建物名称	入院棟	内科棟	中央診療棟	外来診療棟	中央機械棟	特高変電施設	
工種	基幹整備	基幹整備	基幹整備	基幹整備	基幹整備	基幹整備	
構造	SRC造	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造	
階数	11-1	2-1	6-1	4-1	4-0	2-0	
建築基準法による	建築面積 (㎡)	3,264㎡	1,005㎡	4,753㎡	3,447㎡	248㎡	514㎡
	延べ面積 (㎡)	37,960㎡	2,492㎡	17,544㎡	12,904㎡	1,046㎡	689㎡
消防法施行令第1区分	6項イ	15項	6項イ	6項イ	15項	15項	
改修面積 (㎡)							
備考							

4. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)						
工事種目	建物別及び屋外					
	入院棟	内科棟	中央診療棟	外来診療棟	中央機械棟	特高変電施設
電灯設備						
動力設備						
電気自動車用充電設備						
電熱設備						
雷保護設備						
変電設備			●	●	●	
電力貯蔵設備	●	●	●		●	●
発電設備						
構内情報通信網設備						
構内交換設備						
情報表示設備						
映像・音響設備						
拡声設備						
誘導支援設備						
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入室管理設備						
火災報知設備			●			
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
発生材処理	●	●	●	●	●	●

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分 ()
指定部分工期 年 月 日
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日 (曜日)
[第1編1.1.2)、[第1編1.1.2]

II 工事仕様
1. 共通仕様
(1) 国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項（平成16年4月1日学長裁定）別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面22枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
● 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) (以下「標準仕様書」という。)
● 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版) (以下「改修標準仕様書」という。)
● 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版) (以下「標準図」という。)
● 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準) (令和4年版) (以下「文科仕様書」という。)
● 文部科学省電気設備工事標準図(特記基準) (令和4年版) (以下「文科標準図」という。)
● 工事写真撮影要領 (令和元年7月)
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事を含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の特記仕様書は () 図、建築工事の特記仕様書は () 図による。

2. 特記仕様
(1) 本特記仕様書の表記
1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。
2) 項目に記載の(第 編 . . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
3) 項目に記載の[第 編 . . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項目	特記事項
○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (V0= m/s) 地表面粗度区分 (○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域別表 () この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
●電気保安技術者 (第1編1.3.2) [第1編1.3.2]	

項目名	電気保安技術者
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	●
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
3. 第1種電気工事士の資格を有する者	○
4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○
5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○
6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○

●施工条件
(第1編1.3.3)
[第1編1.3.3]
●電源周波数
●発生材の処理等
(第1編1.3.9)
[第1編1.9.1]

○ 50Hz ● 60Hz
発生材の処理は、下記による。
(1) 引渡しを要するもの
1) 品名 _____
2) 引渡し先 _____
3) 集積場所 _____
4) 集積方法 _____
(2) 特別管理産業廃棄物
1) 品名 変圧器 高圧コンデンサー
2) 処理方法 監督職員指定場所にて引渡し
(3) 現場において再利用するもの
1) 品名 _____
2) 使用場所 _____
(4) 再生資源化するもの
1) 品名 _____
(5) その他の発生材
1) 品名 _____
2) 処理方法 _____

●環境への配慮
(第1編1.4.1)
[第1編1.4.1]
(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。
(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、繊維材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する。

項目	特記事項
●機材の品質等 (第1編1.4.2) [第1編1.4.2]	④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名に記載された製造業者等は、次の事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○ 安定的な供給が可能であること。 ○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材名	

機材名	検査	試験	摘要
受変電設備	●		搬入時外観検査
電力貯蔵設備	●		搬入時外観検査

施工部分	検査	立会	試験	摘要
受変電設備	●	●	●	
電力貯蔵設備	●	●	●	

○施工調査
[第1編1.5.1~3]
事前調査 (○本工事 ○別途)
調査項目 (○既存資料調査 ○)
調査範囲 (○図示 ○)
調査方法 (○図示 ○)
下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。
工事後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。
名 称 体裁等
● 完成図 CADデータ (電子納品) 及び電子データ
○ 〃 原図 ○A1版 (___部) ○A3版 (___部)
○ 〃 複写図 製本 (A4版黒厚紙表紙金文字入り) (___部)
● 〃 複写図 仮製本 ●A1版 (___部) ●A3版 (___部)
● 保全に関する資料
試験成績書
負荷設備台帳
● 機器完成図 ○紙媒体 (___部) ●電子データ (PDF)
● 諸手続書類(写) ○紙媒体 (___部) ●電子データ (PDF)
● 工事写真 ●紙媒体 (___部) ●電子データ (JPEG)
※紙媒体はA4版ファイル綴じ、電子データはPDF形式とする。
電子納品は次による。
(1) 貨とする設計図CADデータの著作権者名: (株)総合設備ソリューション ファイル形式: JWW
貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図作成のため以外に使用しないこと。
(2) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。
(3) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。
(4) 提出方法及びファイル形式は以下による。
CADデータ: JWW、DXF及びPDF 提出方法: CD又はDVDに保存し、1部提出する。

○石綿含有材料の事前調査
[第1編1.8.2~3]
○足場その他
(第1編2.1.1)
[第1編2.2.2]
○発生残土の処理
(第1編2.2.1)
[第1編2.3.1]
○金属管の塗装及び仕上げ
(第1編2.7.1)
[第1編2.8.1]
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。
○別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
○本工事に設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
○内部足場 (○ 種 ○ 種) ○ 外部足場 (○ 種 ○ 種)
○埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷均しとする。
○ _____
次の露出配管は、塗装を行う。
○ 屋内 ()
○ 屋外 ()
○ 屋外に敷設する露出配管で溶融亜鉛メッキ仕上げを使用する場合は付着量300g/㎡以上とする。

項目	特記事項
●耐震措置	設備機器の固定は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損などが生じないようにする。 ①設計用水平地震力 機器の重量〔kN〕に設計用水平地震力を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用水平地震力は、次による。 設計用標準水平地震力 表1-1 機器種類別の耐震係数 表1-2 機器種類別の耐震係数 表1-3 機器種類別の耐震係数 表1-4 機器種類別の耐震係数 表1-5 機器種類別の耐震係数 表1-6 機器種類別の耐震係数 表1-7 機器種類別の耐震係数 表1-8 機器種類別の耐震係数 表1-9 機器種類別の耐震係数 表1-10 機器種類別の耐震係数 表1-11 機器種類別の耐震係数 表1-12 機器種類別の耐震係数 表1-13 機器種類別の耐震係数 表1-14 機器種類別の耐震係数 表1-15 機器種類別の耐震係数 表1-16 機器種類別の耐震係数 表1-17 機器種類別の耐震係数 表1-18 機器種類別の耐震係数 表1-19 機器種類別の耐震係数 表1-20 機器種類別の耐震係数 表1-21 機器種類別の耐震係数 表1-22 機器種類別の耐震係数 表1-23 機器種類別の耐震係数 表1-24 機器種類別の耐震係数 表1-25 機器種類別の耐震係数 表1-26 機器種類別の耐震係数 表1-27 機器種類別の耐震係数 表1-28 機器種類別の耐震係数 表1-29 機器種類別の耐震係数 表1-30 機器種類別の耐震係数 表1-31 機器種類別の耐震係数 表1-32 機器種類別の耐震係数 表1-33 機器種類別の耐震係数 表1-34 機器種類別の耐震係数 表1-35 機器種類別の耐震係数 表1-36 機器種類別の耐震係数 表1-37 機器種類別の耐震係数 表1-38 機器種類別の耐震係数 表1-39 機器種類別の耐震係数 表1-40 機器種類別の耐震係数 表1-41 機器種類別の耐震係数 表1-42 機器種類別の耐震係数 表1-43 機器種類別の耐震係数 表1-44 機器種類別の耐震係数 表1-45 機器種類別の耐震係数 表1-46 機器種類別の耐震係数 表1-47 機器種類別の耐震係数 表1-48 機器種類別の耐震係数 表1-49 機器種類別の耐震係数 表1-50 機器種類別の耐震係数 表1-51 機器種類別の耐震係数 表1-52 機器種類別の耐震係数 表1-53 機器種類別の耐震係数 表1-54 機器種類別の耐震係数 表1-55 機器種類別の耐震係数 表1-56 機器種類別の耐震係数 表1-57 機器種類別の耐震係数 表1-58 機器種類別の耐震係数 表1-59 機器種類別の耐震係数 表1-60 機器種類別の耐震係数 表1-61 機器種類別の耐震係数 表1-62 機器種類別の耐震係数 表1-63 機器種類別の耐震係数 表1-64 機器種類別の耐震係数 表1-65 機器種類別の耐震係数 表1-66 機器種類別の耐震係数 表1-67 機器種類別の耐震係数 表1-68 機器種類別の耐震係数 表1-69 機器種類別の耐震係数 表1-70 機器種類別の耐震係数 表1-71 機器種類別の耐震係数 表1-72 機器種類別の耐震係数 表1-73 機器種類別の耐震係数 表1-74 機器種類別の耐震係数 表1-75 機器種類別の耐震係数 表1-76 機器種類別の耐震係数 表1-77 機器種類別の耐震係数 表1-78 機器種類別の耐震係数 表1-79 機器種類別の耐震係数 表1-80 機器種類別の耐震係数 表1-81 機器種類別の耐震係数 表1-82 機器種類別の耐震係数 表1-83 機器種類別の耐震係数 表1-84 機器種類別の耐震係数 表1-85 機器種類別の耐震係数 表1-86 機器種類別の耐震係数 表1-87 機器種類別の耐震係数 表1-88 機器種類別の耐震係数 表1-89 機器種類別の耐震係数 表1-90 機器種類別の耐震係数 表1-91 機器種類別の耐震係数 表1-92 機器種類別の耐震係数 表1-93 機器種類別の耐震係数 表1-94 機器種類別の耐震係数 表1-95 機器種類別の耐震係数 表1-96 機器種類別の耐震係数 表1-97 機器種類別の耐震係数 表1-98 機器種類別の耐震係数 表1-99 機器種類別の耐震係数 表1-100 機器種類別の耐震係数 表1-101 機器種類別の耐震係数 表1-102 機器種類別の耐震係数 表1-103 機器種類別の耐震係数 表1-104 機器種類別の耐震係数 表1-105 機器種類別の耐震係数 表1-106 機器種類別の耐震係数 表1-107 機器種類別の耐震係数 表1-108 機器種類別の耐震係数 表1-109 機器種類別の耐震係数 表1-110 機器種類別の耐震係数 表1-111 機器種類別の耐震係数 表1-112 機器種類別の耐震係数 表1-113 機器種類別の耐震係数 表1-114 機器種類別の耐震係数 表1-115 機器種類別の耐震係数 表1-116 機器種類別の耐震係数 表1-117 機器種類別の耐震係数 表1-118 機器種類別の耐震係数 表1-119 機器種類別の耐震係数 表1-120 機器種類別の耐震係数 表1-121 機器種類別の耐震係数 表1-122 機器種類別の耐震係数 表1-123 機器種類別の耐震係数 表1-124 機器種類別の耐震係数 表1-125 機器種類別の耐震係数 表1-126 機器種類別の耐震係数 表1-127 機器種類別の耐震係数 表1-128 機器種類別の耐震係数 表1-129 機器種類別の耐震係数 表1-130 機器種類別の耐震係数 表1-131 機器種類別の耐震係数 表1-132 機器種類別の耐震係数 表1-133 機器種類別の耐震係数 表1-134 機器種類別の耐震係数 表1-135 機器種類別の耐震係数 表1-136 機器種類別の耐震係数 表1-137 機器種類別の耐震係数 表1-138 機器種類別の耐震係数 表1-139 機器種類別の耐震係数 表1-140 機器種類別の耐震係数 表1-141 機器種類別の耐震係数 表1-142 機器種類別の耐震係数 表1-143 機器種類別の耐震係数 表1-144 機器種類別の耐震係数 表1-145 機器種類別の耐震係数 表1-146 機器種類別の耐震係数 表1-147 機器種類別の耐震係数 表1-148 機器種類別の耐震係数 表1-149 機器種類別の耐震係数 表1-150 機器種類別の耐震係数 表1-151 機器種類別の耐震係数 表1-152 機器種類別の耐震係数 表1-153 機器種類別の耐震係数 表1-154 機器種類別の耐震係数 表1-155 機器種類別の耐震係数 表1-156 機器種類別の耐震係数 表1-157 機器種類別の耐震係数 表1-158 機器種類別の耐震係数 表1-159 機器種類別の耐震係数 表1-160 機器種類別の耐震係数 表1-161 機器種類別の耐震係数 表1-162 機器種類別の耐震係数 表1-163 機器種類別の耐震係数 表1-164 機器種類別の耐震係数 表1-165 機器種類別の耐震係数 表1-166 機器種類別の耐震係数 表1-167 機器種類別の耐震係数 表1-168 機器種類別の耐震係数 表1-169 機器種類別の耐震係数 表1-170 機器種類別の耐震係数 表1-171 機器種類別の耐震係数 表1-172 機器種類別の耐震係数 表1-173 機器種類別の耐震係数 表1-174 機器種類別の耐震係数 表1-175 機器種類別の耐震係数 表1-176 機器種類別の耐震係数 表1-177 機器種類別の耐震係数 表1-178 機器種類別の耐震係数 表1-179 機器種類別の耐震係数 表1-180 機器種類別の耐震係数 表1-181 機器種類別の耐震係数 表1-182 機器種類別の耐震係数 表1-183 機器種類別の耐震係数 表1-184 機器種類別の耐震係数 表1-185 機器種類別の耐震係数 表1-186 機器種類別の耐震係数 表1-187 機器種類別の耐震係数 表1-188 機器種類別の耐震係数 表1-189 機器種類別の耐震係数 表1-190 機器種類別の耐震係数 表1-191 機器種類別の耐震係数 表1-192 機器種類別の耐震係数 表1-193 機器種類別の耐震係数 表1-194 機器種類別の耐震係数 表1-195 機器種類別の耐震係数 表1-196 機器種類別の耐震係数 表1-197 機器種類別の耐震係数 表1-198 機器種類別の耐震係数 表1-199 機器種類別の耐震係数 表1-200 機器種類別の耐震係数 表1-201 機器種類別の耐震係数 表1-202 機器種類別の耐震係数 表1-203 機器種類別の耐震係数 表1-204 機器種類別の耐震係数 表1-205 機器種類別の耐震係数 表1-206 機器種類別の耐震係数 表1-207 機器種類別の耐震係数 表1-208 機器種類別の耐震係数 表1-209 機器種類別の耐震係数 表1-210 機器種類別の耐震係数 表1-211 機器種類別の耐震係数 表1-212 機器種類別の耐震係数 表1-213 機器種類別の耐震係数 表1-214 機器種類別の耐震係数 表1-215 機器種類別の耐震係数 表1-216 機器種類別の耐震係数 表1-217 機器種類別の耐震係数 表1-218 機器種類別の耐震係数 表1-219 機器種類別の耐震係数 表1-220 機器種類別の耐震係数 表1-221 機器種類別の耐震係数 表1-222 機器種類別の耐震係数 表1-223 機器種類別の耐震係数 表1-224 機器種類別の耐震係数 表1-225 機器種類別の耐震係数 表1-226 機器種類別の耐震係数 表1-227 機器種類別の耐震係数 表1-228 機器種類別の耐震係数 表1-229 機器種類別の耐震係数 表1-230 機器種類別の耐震係数 表1-231 機器種類別の耐震係数 表1-232 機器種類別の耐震係数 表1-233 機器種類別の耐震係数 表1-234 機器種類別の耐震係数 表1-235 機器種類別の耐震係数 表1-236 機器種類別の耐震係数 表1-237 機器種類別の耐震係数 表1-238 機器種類別の耐震係数 表1-239 機器種類別の耐震係数 表1-240 機器種類別の耐震係数 表1-241 機器種類別の耐震係数 表1-242 機器種類別の耐震係数 表1-243 機器種類別の耐震係数 表1-244 機器種類別の耐震係数 表1-245 機器種類別の耐震係数 表1-246 機器種類別の耐震係数 表1-247 機器種類別の耐震係数 表1-248 機器種類別の耐震係数 表1-249 機器種類別の耐震係数 表1-250 機器種類別の耐震係数 表1-251 機器種類別の耐震係数 表1-252 機器種類別の耐震係数 表1-253 機器種類別の耐震係数 表1-254 機器種類別の耐震係数 表1-255 機器種類別の耐震係数 表1-256 機器種類別の耐震係数 表1-257 機器種類別の耐震係数 表1-258 機器種類別の耐震係数 表1-259 機器種類別の耐震係数 表1-260 機器種類別の耐震係数 表1-261 機器種類別の耐震係数 表1-262 機器種類別の耐震係数 表1-263 機器種類別の耐震係数 表1-264 機器種類別の耐震係数 表1-265 機器種類別の耐震係数 表1-266 機器種類別の耐震係数 表1-267 機器種類別の耐震係数 表1-268 機器種類別の耐震係数 表1-269 機器種類別の耐震係数 表1-270 機器種類別の耐震係数 表1-271 機器種類別の耐震係数 表1-272 機器種類別の耐震係数 表1-273 機器種類別の耐震係数 表1-274 機器種類別の耐震係数 表1-275 機器種類別の耐震係数 表1-276 機器種類別の耐震係数 表1-277 機器種類別の耐震係数 表1-278 機器種類別の耐震係数 表1-279 機器種類別の耐震係数 表1-280 機器種類別の耐震係数 表1-281 機器種類別の耐震係数 表1-282 機器種類別の耐震係数 表1-283 機器種類別の耐震係数 表1-284 機器種類別の耐震係数 表1-285 機器種類別の耐震係数 表1-286 機器種類別の耐震係数 表1-287 機器種類別の耐震係数 表1-288 機器種類別の耐震係数 表1-289 機器種類別の耐震係数 表1-290 機器種類別の耐震係数 表1-291 機器種類別の耐震係数 表1-292 機器種類別の耐震係数 表1-293 機器種類別の耐震係数 表1-294 機器種類別の耐震係数 表1-295 機器種類別の耐震係数 表1-296 機器種類別の耐震係数 表1-297 機器種類別の耐震係数 表1-298 機器種類別の耐震係数 表1-299 機器種類別の耐震係数 表1-300 機器種類別の耐震係数 表1-301 機器種類別の耐震係数 表1-302 機器種類別の耐震係数 表1-303 機器種類別の耐震係数 表1-304 機器種類別の耐震係数 表1-305 機器種類別の耐震係数 表1-306 機器種類別の耐震係数 表1-307 機器種類別の耐震係数 表1-308 機器種類別の耐震係数 表1-309 機器種類別の耐震係数 表1-310 機器種類別の耐震係数 表1-311 機器種類別の耐震係数 表1-312 機器種類別の耐震係数 表1-313 機器種類別の耐震係数 表1-314 機器種類別の耐震係数 表1-315 機器種類別の耐震係数 表1-316 機器種類別の耐震係数 表1-317 機器種類別の耐震係数 表1-318 機器種類別の耐震係数 表1-319 機器種類別の耐震係数 表1-320 機器種類別の耐震係数 表1-321 機器種類別の耐震係数 表1-322 機器種類別の耐震係数 表1-323 機器種類別の耐震係数 表1-324 機器種類別の耐震係数 表1-325 機器種類別の耐震係数 表1-326 機器種類別の耐震係数 表1-327 機器種類別の耐震係数 表1-328 機器種類別の耐震係数 表1-329 機器種類別の耐震係数 表1-330 機器種類別の耐震係数 表1-331 機器種類別の耐震係数 表1-332 機器種類別の耐震係数 表1-333 機器種類別の耐震係数 表1-334 機器種類別の耐震係数 表1-335 機器種類別の耐震係数 表1-336 機器種類別の耐震係数 表1-337 機器種類別の耐震係数 表1-338 機器種類別の耐震係数 表1-339 機器種類別の耐震係数 表1-340 機器種類別の耐震係数 表1-341 機器種類別の耐震係数 表1-342 機器種類別の耐震係数 表1-343 機器種類別の耐震係数 表1-344 機器種類別の耐震係数 表1-345 機器種類別の耐震係数 表1-346 機器種類別の耐震係数 表1-347 機器種類別の耐震係数 表1-348 機器種類別の耐震係数 表1-349 機器種類別の耐震係数 表1-350 機器種類別の耐震係数 表1-351 機器種類別の耐震係数 表1-352 機器種類別の耐震係数 表1-353 機器種類別の耐震係数 表1-354 機器種類別の耐震係数 表1-355 機器種類別の耐震係数 表1-356 機器種類別の耐震係数 表1-357 機器種類別の耐震係数 表1-358 機器種類別の耐震係数 表1-359 機器種類別の耐震係数 表1-360 機器種類別の耐震係数 表1-361 機器種類別の耐震係数 表1-362 機器種類別の耐震係数 表1-363 機器種類別の耐震係数 表1-364 機器種類別の耐震係数 表1-365 機器種類別の耐震係数 表1-366 機器種類別の耐震係数 表1-367 機器種類別の耐震係数 表1-368 機器種類別の耐震係数 表1-369 機器種類別の耐震係数 表1-370 機器種類別の耐震係数 表1-371 機器種類別の耐震係数 表1-372 機器種類別の耐震係数 表1-373 機器種類別の耐震係数 表1-374 機器種類別の耐震係数 表1-375 機器種類別の耐震係数 表1-376 機器種類別の耐震係数 表1-377 機器種類別の耐震係数 表1-378 機器種類別の耐震係数 表1-379 機器種類別の耐震係数 表1-380 機器種類別の耐震係数 表1-381 機器種類別の耐震係数 表1-382 機器種類別の耐震係数 表1-383 機器種類別の耐震係数 表1-384 機器種類別の耐震係数 表1-385 機器種類別の耐震係数 表1-386 機器種類別の耐震係数 表1-387 機器種類別の耐震係数 表1-388 機器種類別の耐震係数 表1-389 機器種類別の耐震係数 表1-390 機器種類別の耐震係数 表1-391 機器種類別の耐震係数 表1-392 機器種類別の耐震係数 表1-393 機器種類別の耐震係数 表1-394 機器種類別の耐震係数 表1-395 機器種類別の耐震係数 表1-396 機器種類別の耐震係数 表1-397 機器種類別の耐震係数 表1-398 機器種類別の耐震係数 表1-399 機器種類別の耐震係数 表1-400 機器種類別の耐震係数 表1-401 機器種類別の耐震係数 表1-402 機器種類別の耐震係数 表1-403 機器種類別の耐震係数 表1-404 機器種類別の耐震係数 表1-405 機器種類別の耐震係数 表1-406 機器種類別の耐震係数 表1-407 機器種類別の耐震係数 表1-408 機器種類別の耐震係数 表1-409 機器種類別の耐震係数 表1-410 機器種類別の耐震係数 表1-411 機器種類別の耐震係数 表1-412 機器種類別の耐震係数 表1-413 機器種類別の耐震係数 表1-414 機器種類別の耐震係数 表1-415 機器種類別の耐震係数 表1-416 機器種類別の耐震係数 表1-417 機器種類別の耐震係数 表1-418 機器種類別の耐震係数 表1-419 機器種類別の耐震係数 表1-420 機器種類別の耐震係数 表1-421 機器種類別の耐震係数 表1-422 機器種類別の耐震係数 表1-423 機器種類別の耐震係数 表1-424 機器種類別の耐震係数 表

●その他

○電線・ケーブル等の規格

Table with columns: 呼称, 規格, 記号. Rows include specifications for optical cables (GI-8C), overhead cables, and fire-resistant cables.

○電線保護物の規格

Table with columns: 呼称, 規格, 記号. Row includes specifications for flame-retardant flexible pipes (F-FEP).

○非常照明装置の照度測定箇所

Table with columns: 箇所, 測定箇所. Row specifies measurement points per room for emergency lighting.

●メーカーリスト

Table with columns: 機材名, 製造者. Lists manufacturers for equipment like power supplies, UPS, and fire extinguishers.

工事区分表

- 1. ●印の付いたものを適用する。
2. ●が重複する項目は、それぞれの区分が必要とする工事を自ら行う。

Main construction classification table with columns: 区分, 項目, 建築, 電気, 機械, 土木, 備考. Lists various construction tasks like concrete pouring, piping, and electrical work.

Division table with columns: 区分, 項目, 建築, 電気, 機械, 土木, 備考. Lists specific items like drainage, fire extinguishers, and lighting.

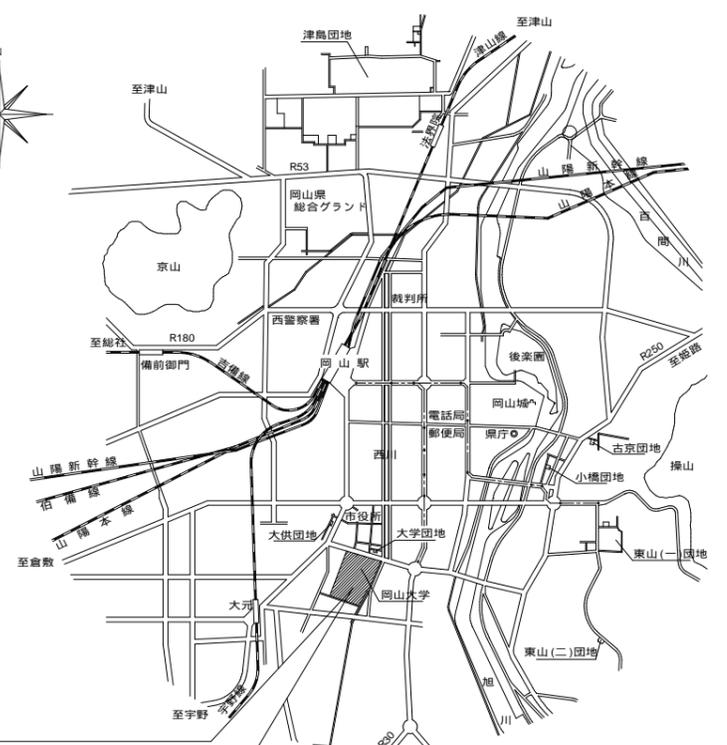
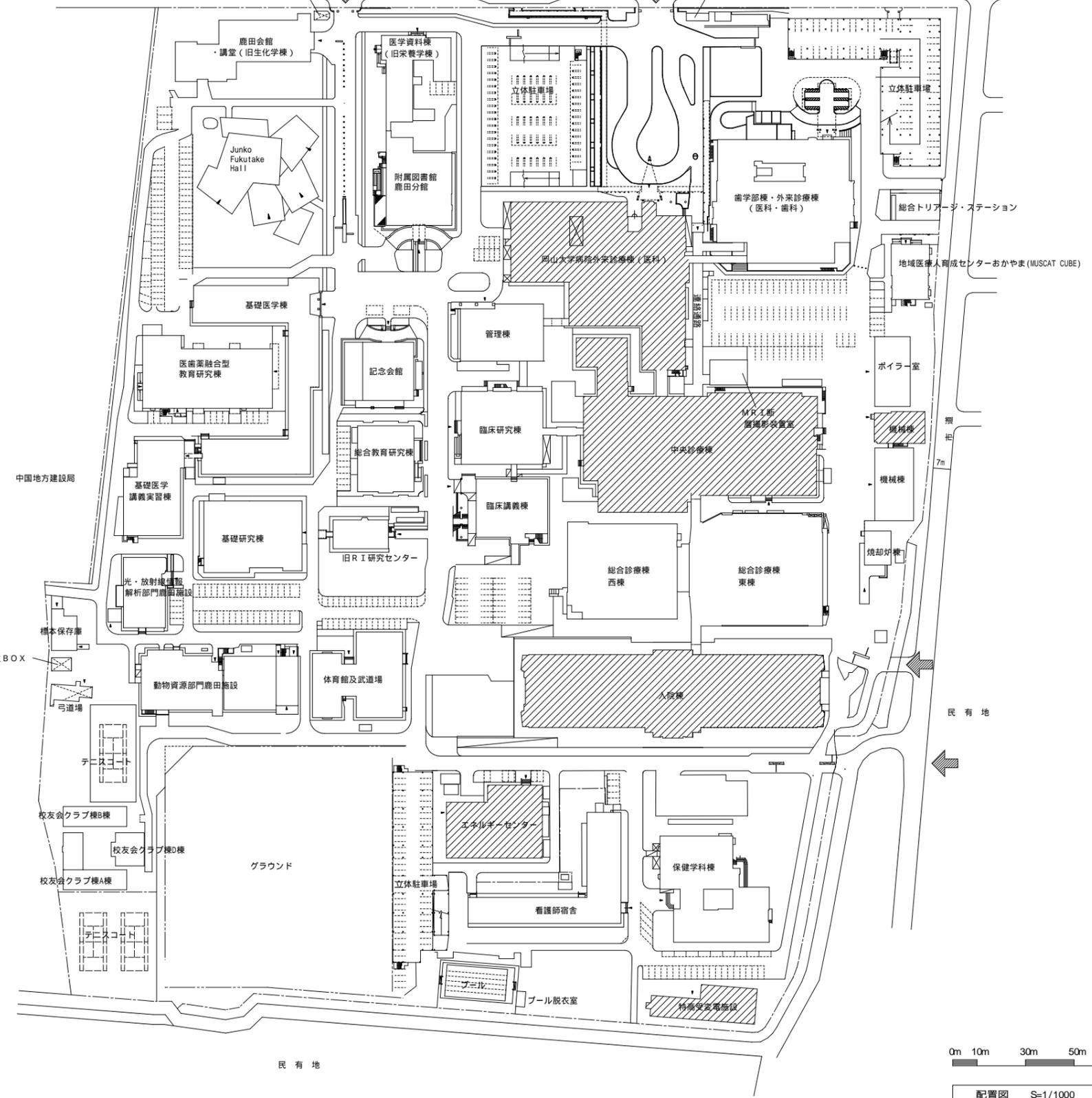
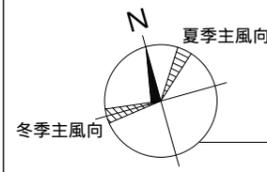
Division table with columns: 区分, 項目, 建築, 電気, 機械, エレベーター, 備考. Lists items related to elevators and mechanical systems.

Division table with columns: 区分, 項目, 建築, 電気, 機械, エスカーレーター, 備考. Lists items related to escalators and stairs.

Division table with columns: 区分, 項目, 建築, 電気, 機械, クレーン, 備考. Lists items related to cranes and lifting equipment.

備考





本工事場所
岡山市北区鹿田町二丁目5番1号
岡山大学鹿田団地構内

0 0.5 1.0 5km

案内図

凡例
 本工事建物

NO	施設名称	直流電源装置 更新	交流無停電電源装置 更新	受変電設備 更新
	入院棟	○	○	
	エネルギーセンター	○		
	中央診療棟	○		○
	外来診療棟			○
	中央機械棟	○		○
	特高受変電施設	○		

0m 10m 30m 50m 100m

配置図 S=1/1000

備考



株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
 広島市中区東白旗町14-15 所長 瀧本 一樹

設計業務名
 岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)設備設計業務

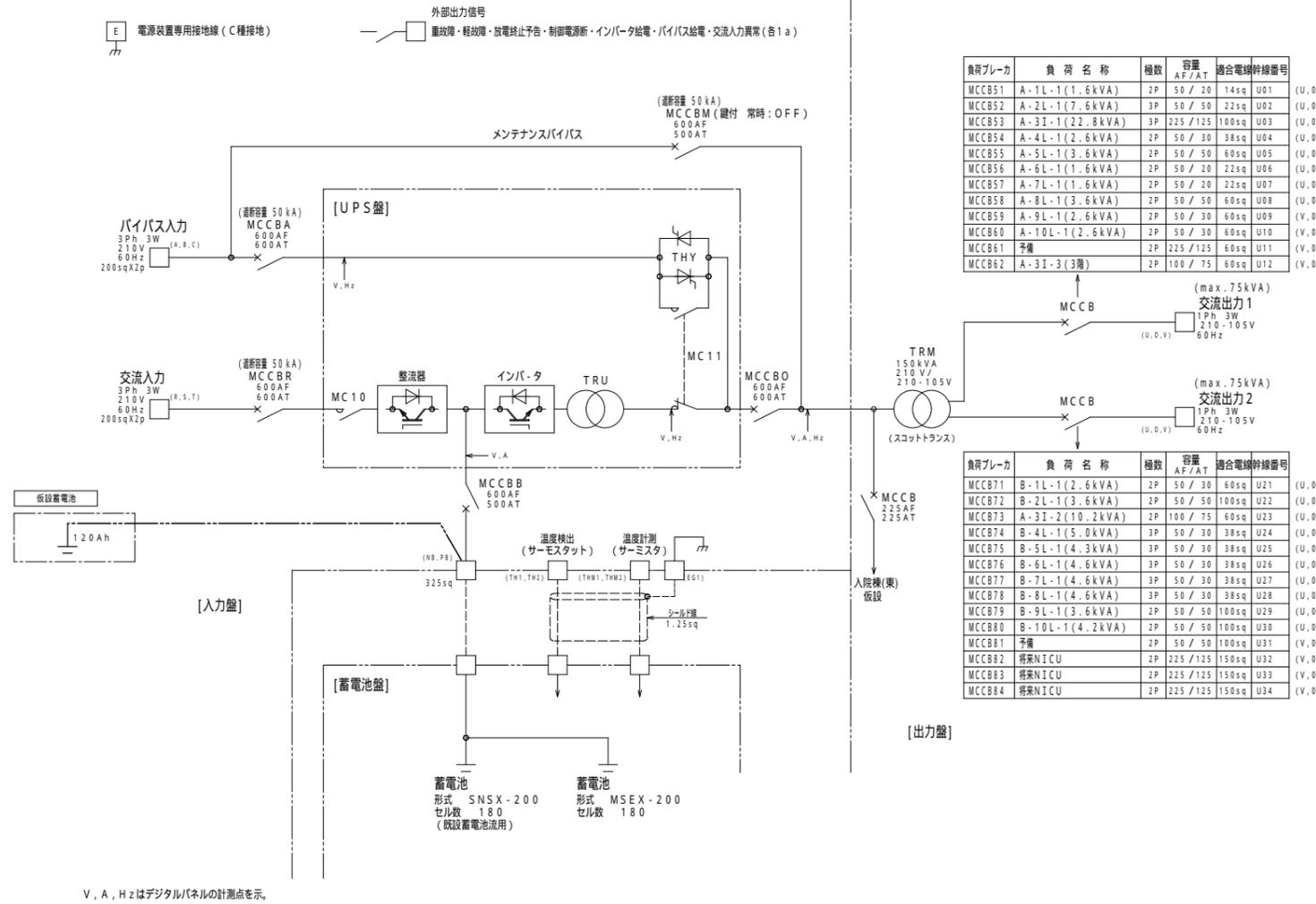
工事名称
 岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)工事
 図面名称
 配置図・付近見取図

縮尺 A1: 1/1000
 A3: 1/2000
 図面番号
 E - 2
 図面枚数
 -
 作製年月
 令和5年3月

NO	施設名称	直流電源装置 更新	交流無停電電源装置 更新	受変電設備 更新
	入院棟	○ [B] [C]	○ [D] [E]	
	エネルギーセンター	○ [E]		
	中央診療棟	○ [A]		○ [14]
	外来診療棟			○ [11] [12]
	中央機械棟	○ [D]		○ [13]
	特高受変電施設	○ [F]		

NO	棟NO	施設名称	階	改修内容	電源装置容量		負荷電圧補償装置		蓄電池		MCCB	作業日数(参考)	停電時間(参考)	備考
					(既設)容量	容量見直し	(既設)容量	容量見直し	(既設)容量	容量見直し				
[A]		中央診療棟	6 F	直流電源装置 全て更新 (パターン1)	700(A)	→ 50(A)	150(A)	→ 50(A)	500(Ah)	→ 200(Ah)	(更新)	5日	幹線切替時	VCB-10(A)/1台
[B]		入院棟(西)	B F	" 更新 (電源部)-箱体共更新 (蓄電池)-箱体更新、蓄電池は再用(2017更新済) (パターン2) 予備スペースに設置	200(A)	→ 100(A)	100(A)	→ 50(A)	400(Ah)	(2017更新済)	(更新)	5日	幹線切替時	
[C]		入院棟(東)	B F	" 改修 (電源部)-部品交換 (蓄電池)-交換 箱体既設 (パターン3)	50(A)		30(A)		300(Ah)	箱体既設	既設のまま	2日	無停電	
[D]		中央機械棟	4 F	" 全て更新 予備スペースに設置 (パターン4)	50(A)		50(A)		60(Ah)	容量見直し → 100(Ah)	(更新)	4日	幹線切替時	VCB-40(A)/1台
[E]		エネルギーセンター	2 F	" 改修 (電源部)-部品交換 (蓄電池)-交換 箱体既設 (パターン3)	50(A)		50(A)		100(Ah)	箱体既設	既設のまま	2日	無停電	
[F]		特高受変電施設	1 F	" 改修 (電源部)-部品交換 (蓄電池)-2017更新済 箱体既設 (パターン5)	50(A)		40(A)		100(Ah)	(2017更新済)	既設のまま	1日	無停電	
[D]		入院棟(西)	B F	交流無停電電源装置 (電源部)-箱体共更新 (蓄電池)-2017更新	150(KVA)				200(Ah)	容量見直し → 400(Ah) 既設流用	(更新)	7日	幹線切替時	
[E]		入院棟(東)	B F	" (電源部)-部品交換・トランスそのまま (蓄電池)-交換 箱体既設	200(KVA)				400(Ah)		既設のまま	3日	無停電	
[11]		外来診療棟	R F	遮断機 3台 更新										
"	"	"	B F	遮断機 5台 更新										
[12]		"	B F	トランス 2台 計300KVA 更新										
[13]		中央機械棟	4 F	トランス 4台 計1200KVA 800KVA 更新 トランス 3台 計1300KVA 撤去 コンデンサー 2台 計60kvar 撤去										
[14]		中央診療棟	B F	トランス 1台 計200KVA 更新 トランス 1台 計250KVA 撤去										
"	"	"	6 F	トランス 1台 (TR-6 (既設)250KVA 100KVA容量見直し)更新 トランス 1台 計75KVA 撤去										

単線結線図 (更新)



V, A, Hz はデジタルパネルの計測点を示す。

仕様書

電気的性能
機器の電気的性能は下記の通りとします。

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 1.0%	
周波数	60 Hz ± 5%	
定格入力容量	141 kVA	
最大入力容量	159 kVA	回復充電時(最大)
入力率	98%以上	定格入力時

2 バイパス電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 1.0%	
周波数	60 Hz ± 5%	
入力容量	150 kVA	

注1. バイパス入力と交流入力(整流器入力)が同一系統時、
最大入力必要容量はバイパス入力容量+充電容量(直流定格電圧×充電電流)となります。

3 性能(蓄電池接続時に)

項目	仕様	備考
冷却方式	風冷	
定格の種類	100%連続	
浮動充電電圧	401.4 V (定格電圧) (注A)	
電圧変動範囲	306 V - 401.4 V (注A)	
充電電流	40 A	
定格出力容量	150 kVA (120 kW)	
過負荷耐量	125%10分・150%1分	
相数	3 Ph 3 W	
定格電圧	210 V	
出力トランス	出力トランスで1Ph3W210・105Vに変換	
定電圧精度	±1.0%以内	インバータ出力にて
定格周波数	60 Hz	
周波数精度	±0.01%以内	同期時はバイパス電源周波数による
同期周波数範囲	±2.0%以内	
定格負荷率	0.8 遅れ	
負荷率変動範囲	0.7 - 1.0 (遅れ)	0.8 以上は定格kW以下にて使用可能
電圧波形歪率	2%以下	線形負荷時
出力電圧	±5%以内	負荷急変時 0 → 100%
瞬時変動率		
電圧整定時間	50ms以下	
電圧不平衡比	±2%以内	100%の負荷不平衡にて(注) (注) 負荷不平衡比(%) = (最大線電流 - 最小線電流) / 三相平均電流 × 100%
総合効率	87%以上	定格入力時・浮動充電時
同期時		
自動切替時	無断断	インバータ → バイパス
手動切替時	無断断	インバータ → バイパス

注A. 定電圧精度 ± 1.5% を許容します。

4 蓄電池仕様
(新設)

項目	仕様
形式	制御弁式鉛蓄電池
	MSE
公称容量	200 Ah / 10 HR
公称電圧	360 V
セル数	180セル

(既設)

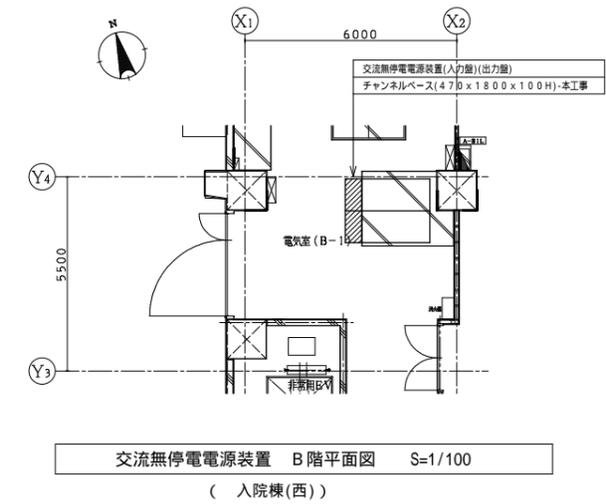
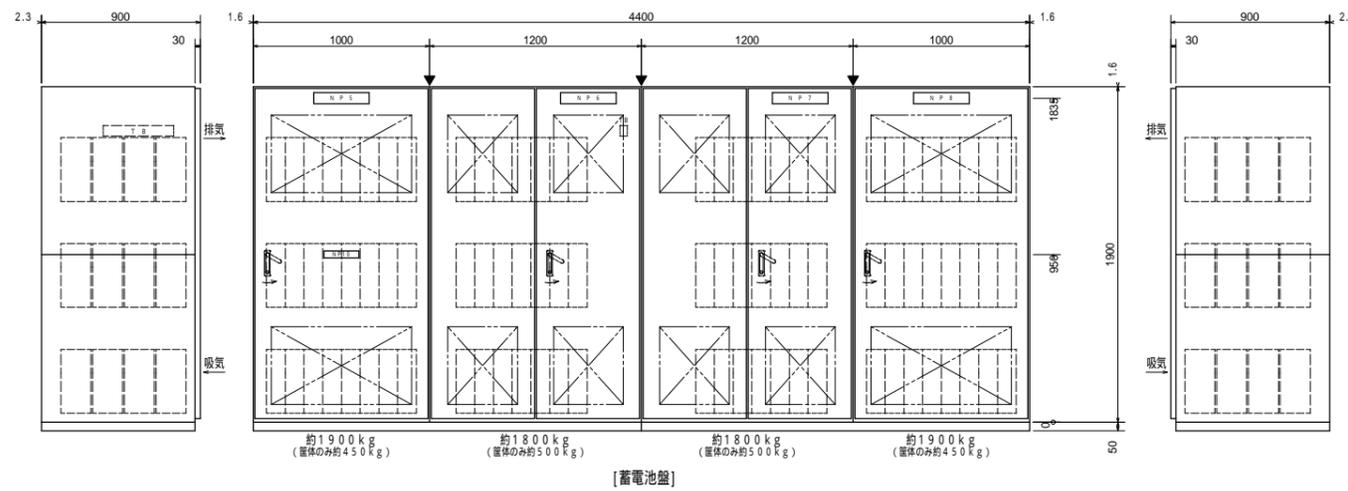
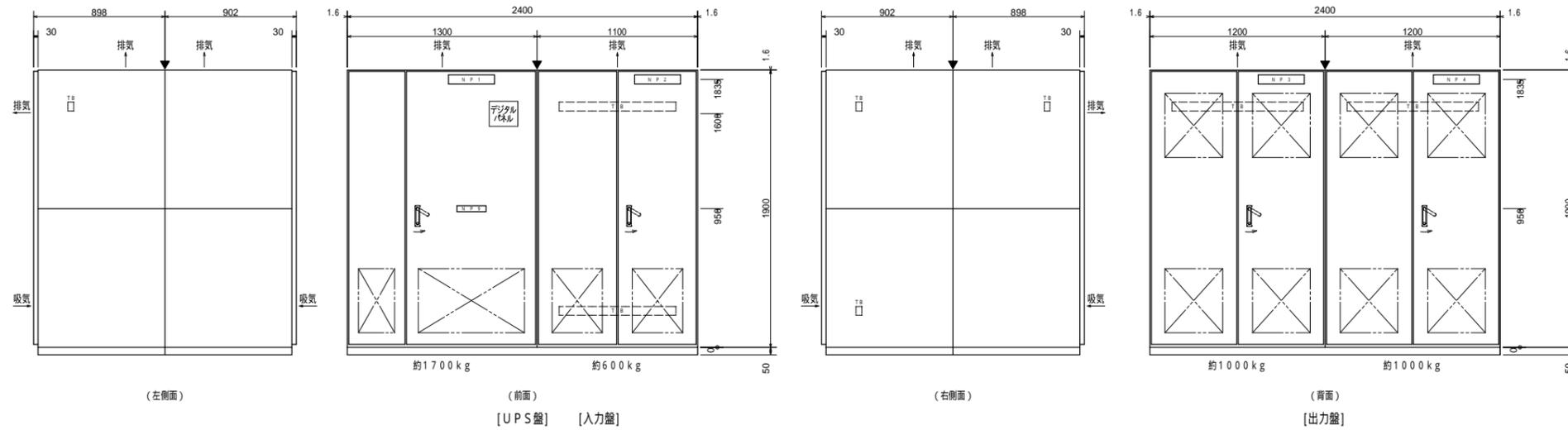
項目	仕様
形式	制御弁式鉛蓄電池(長寿命形)
	MSE長寿命形
公称容量	200 Ah / 10 HR
公称電圧	360 V
セル数	204セルのうち 180セルを使用

警報回路仕様

警報項目 (LCD故障表示)	自己保持		ブザー鳴動		LED故障表示		外部出力信号(各1a)				保護運動				警報設定		警報動作条件	
	表示	外部信号	連続音	断続音	重故障	軽故障	重故障	軽故障	充電停止 予告	整流器 異常	インバータ 停止	MCCBR 強制トリップ	MCCBB 強制トリップ	バイパス 異常切替	充電電圧 低減	設定値		遅延時間
1 制御電源異常	○	○	○	○	○	○												電源回路・ユニット電源が異常、MCCBCのOFF
2 バイパス側電源異常	○	○	○	○	○	○												バイパス側制御電源回路の監視
3 インバータ低電圧	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○				インバータ運転時のインバータ出力電圧が異常低下
4 インバータ高電圧	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○				インバータ運転時のインバータ出力電圧が異常上昇
5 インバータ過負荷(注)	○	○	○	○	○	○												バイパス異常時に出力電流が増加(112%10分, 127%1分, 152%1秒)
6 出力過負荷	○	○	○	○	○	○									105%	1秒		定格出力電流が規定値以上に増加
7 整流器油圧	○	○	○	○	○	○									422V	5秒		整流器出力が過電圧異常(定格電圧×1.05)
8 充電停止予告	○	○	○	○	○	○			○							2秒		放電可能容量の90%を放電または直流電圧が1.75V/セル(315V)以下に低下
9 充電終了	○	○	○	○	○	○									306V	2秒		直流電圧が充電停止電圧まで低下
10 交流入力異常	○	○	○	○	○	○			○									交流入力電圧が異常または欠相(遅延約1秒)
11 MCCBRトリップ	○	○	○	○	○	○					○							交流入力ブレーカがトリップ
12 MCCBAトリップ	○	○	○	○	○	○						○						バイパス入力ブレーカがトリップ
13 MCCBBトリップ	○	○	○	○	○	○							○					蓄電池ブレーカがトリップ
14 MCCBOトリップ	○	○	○	○	○	○												交流出力ブレーカがトリップ
15 負荷MCCBトリップ	○	○	○	○	○	○												負荷ブレーカがトリップ
16 素子温度上昇	○	○	○	○	○	○												素子温度が上昇(100)
17 蓄電池温度上昇(注)	○	○	○	○	○	○												蓄電池温度が50 以上昇
18 整流器入力過電流	○	○	○	○	○	○												交流入力電流が入力アクトル定格の約260%に増加
19 保護ヒューズ断	○	○	○	○	○	○												素子保護用高速度ヒューズ熔断
20																		
21																		
22																		
23																		
24 制御電源断	自己保持・ブザー鳴動・画面表示なし																	制御電源断

注1. バイパスが停電の場合は、バイパス復電と同時に切替を行う。非同期中は断断切替。
注2. バイパスが正常の場合は、バイパス給電切替を行い状態履歴を残す。出力過負荷のみ発報。
注3. 警報と同時に充電電圧を2.15V/セルに低下。
注4. 自己保持項目の警報解除は、故障原因除去の後、「リセット」キーにより解除できる。
注5. パネルの操作により、パネル上のLED及びブザーの点灯鳴動試験ができる。
注6. 故障発生時、ブザー(電子ブザー)が鳴動。(3分後ブザーは、自動停止。)
注7. ブザー警報の停止は、「ブザー停止」キーにより行う。
注8. 「ブザー設定」によりブザー鳴動時間が設定できる。ブザー切、連続鳴動にも設定できる。
注9. 外部警報接点の容量は、DC30V 1A, AC125V 1A(抵抗負荷)。
注10. 外部警報接点は全て無電圧接点。

外形図 S=NS



備考

岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 澤本 一樹

設計業務名
岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)設備設計業務

工事名称
岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)工事
図面名称
交流無停電電源装置 外形図・平面図 入院棟(西)◇

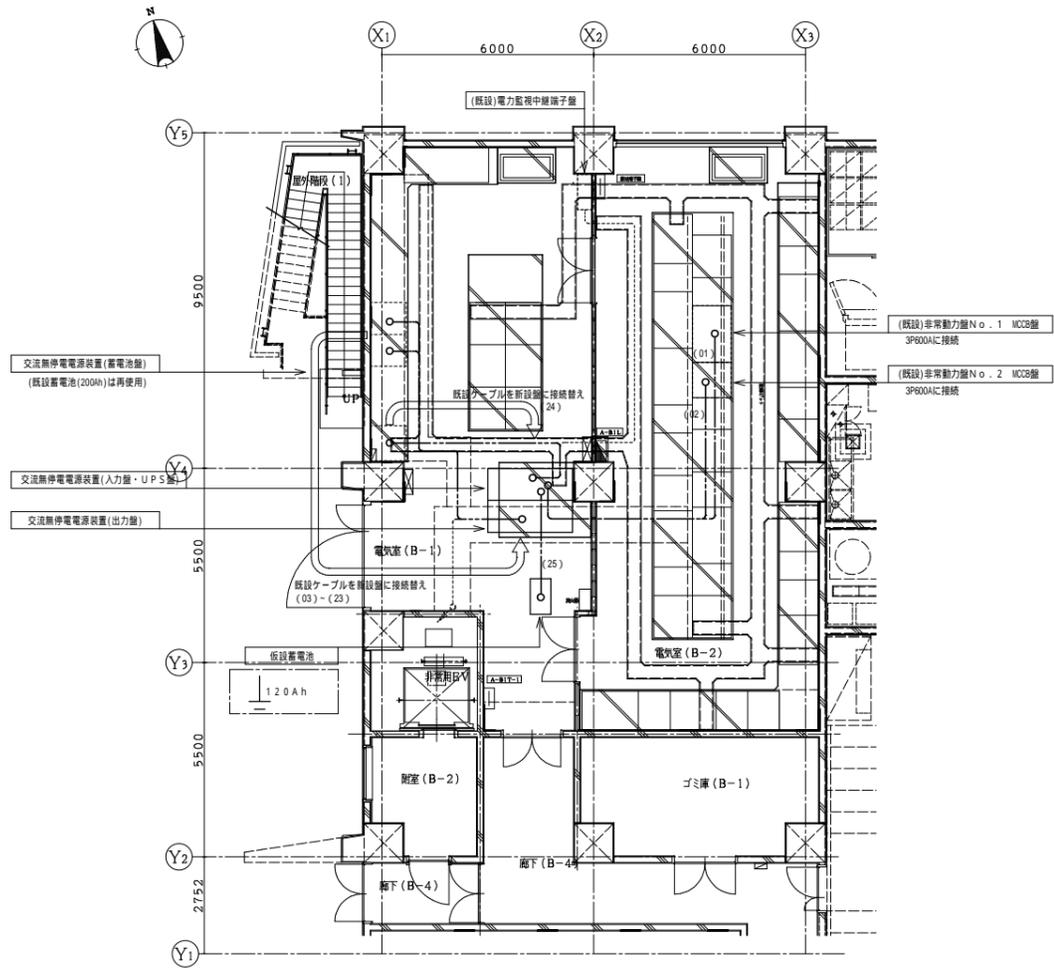
縮尺 A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和5年3月

図面番号
E-5

図面枚数
-

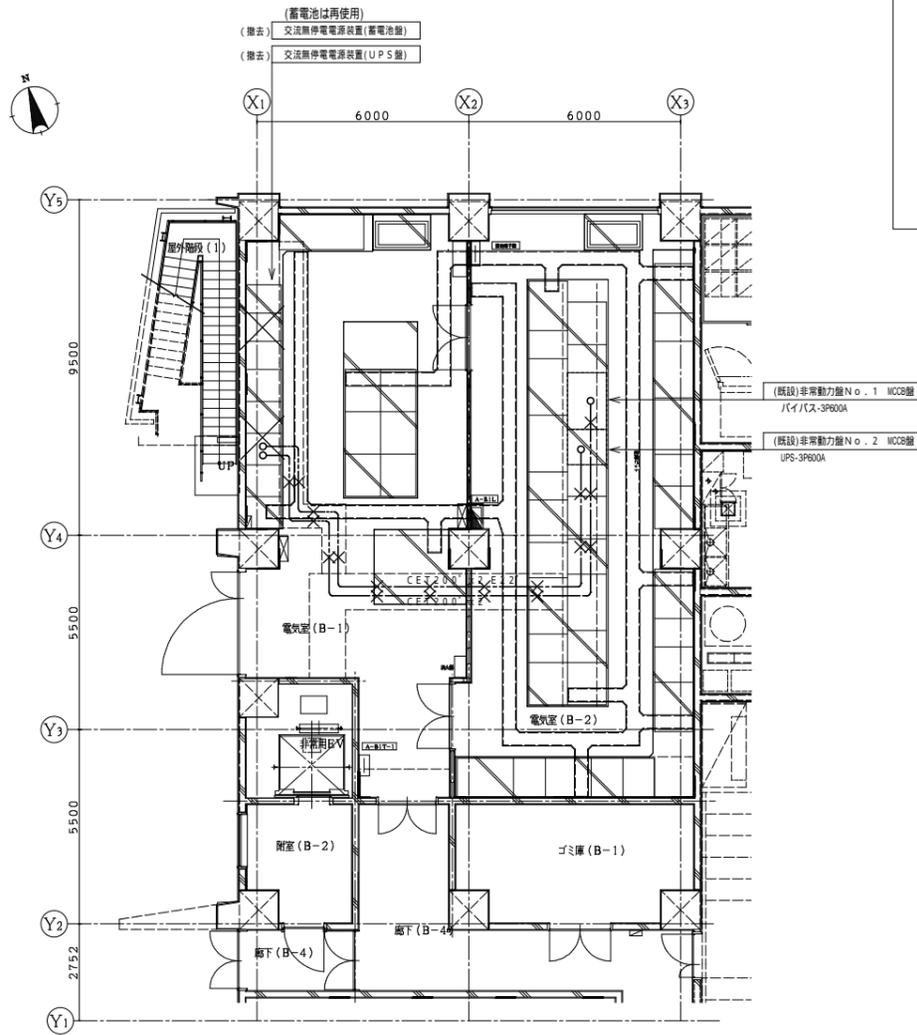
平面図

予備スペースに、新設入力盤・UPS盤・出力盤 設置。蓄電池は仮設。
 ローカル2次側コンセント回路を発電機系に差し替えて、UPS(1.5kVA)X20台で仮設対応をとる。
 既設回路を新設盤に切替。(ニシム電子工業 NUP-1500UL-L 相当品)
 既設交流無停電電源装置撤去。
 新設蓄電池盤の設置
 既設蓄電池を新設蓄電池盤に移設。
 仮設電池から新設蓄電池盤に切替



交流無停電電源装置 B階平面図 S=1/100

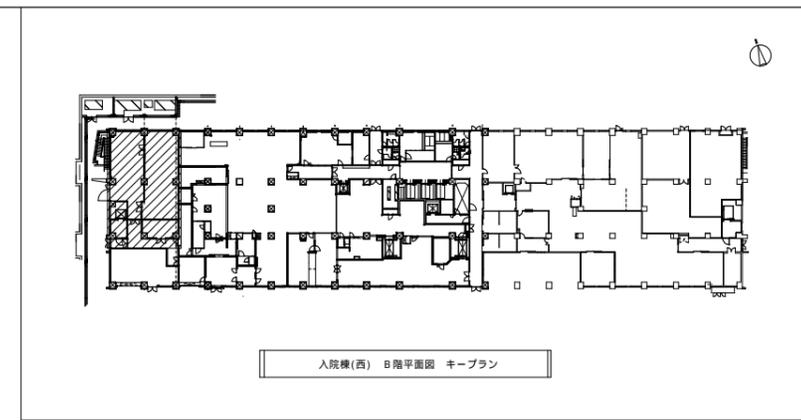
(入院棟(西))



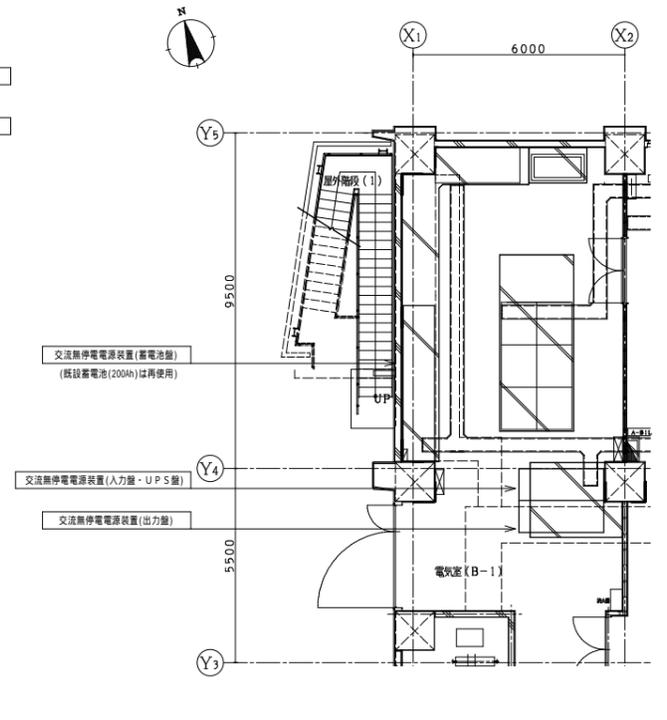
交流無停電電源装置 撤去 B階平面図 S=1/100

(入院棟(西))

✕ 撤去を示す



入院棟(西) B階平面図 キープラン



交流無停電電源装置 機器配置図 S=1/100

(入院棟(西))

配線リスト

配線番号	自	至	既設 直流電源装置(2次側負荷)	線種	備考
01	交流無停電電源装置(入力盤)	(既設)非常動力盤N o. 1 MCCB盤		CET 200' x 2 E 22'	
02	"	(既設)非常動力盤N o. 2 MCCB盤		CET 200' x 2	バイパス系統
03	既設 交流無停電電源装置 上部	交流無停電電源装置(出力盤)	U01 A-1L-1	EM-FP 14-2C	既設ケーブルを新設盤に接続替え
04	"	"	U02 A-2L-1	EM-FP 22-3C	"
05	"	"	U03 A-3I-1	EM-FP 100-3C	"
06	"	"	U04 A-4L-1	EM-FP 38-2C	"
07	"	"	U05 A-5L-1	EM-FP 60-2C	"
08	"	"	U06 A-6L-1	EM-FP 22-2C	"
09	"	"	U07 A-7L-1	EM-FP 22-2C	"
10	"	"	U08 A-8L-1	EM-FP 60-2C	"
11	"	"	U09 A-9L-1	EM-FP 60-2C	"
12	"	"	U10 A-9L-1	EM-FP 60-2C	"
13	"	"	U12 A-3I-3	EM-FP 60-2C	"

配線番号	自	至	既設 直流電源装置(2次側負荷)	線種	備考
14	既設 交流無停電電源装置 上部	交流無停電電源装置(出力盤)	U21 B-1L-1	EM-FP 60-2C	既設ケーブルを新設盤に接続替え
15	"	"	U22 B-2L-1	EM-FP 100-2C	"
16	"	"	U23 A-3I-2	EM-FP 60-2C	"
17	"	"	U24 B-4L-1	EM-FP 38-3C	"
18	"	"	U25 B-5L-1	EM-FP 38-3C	"
19	"	"	U26 B-6L-1	EM-FP 38-3C	"
20	"	"	U27 B-7L-1	EM-FP 38-3C	"
21	"	"	U28 B-8L-1	EM-FP 38-3C	"
22	"	"	U29 B-9L-1	EM-FP 100-2C	"
23	"	"	U30 B-10L-1	EM-FP 100-2C	"
24	既設 交流無停電電源装置 下部	交流無停電電源装置(入力盤)	電力監視	CEE5 1.25' -15C x 2 (ビット)	"
25	交流無停電電源装置(入力盤)	(仮設)蓄電池盤		CE 100-2C	"

(撤去) 交流無停電電源装置(UPS盤) (4500W 2300H 1000D)

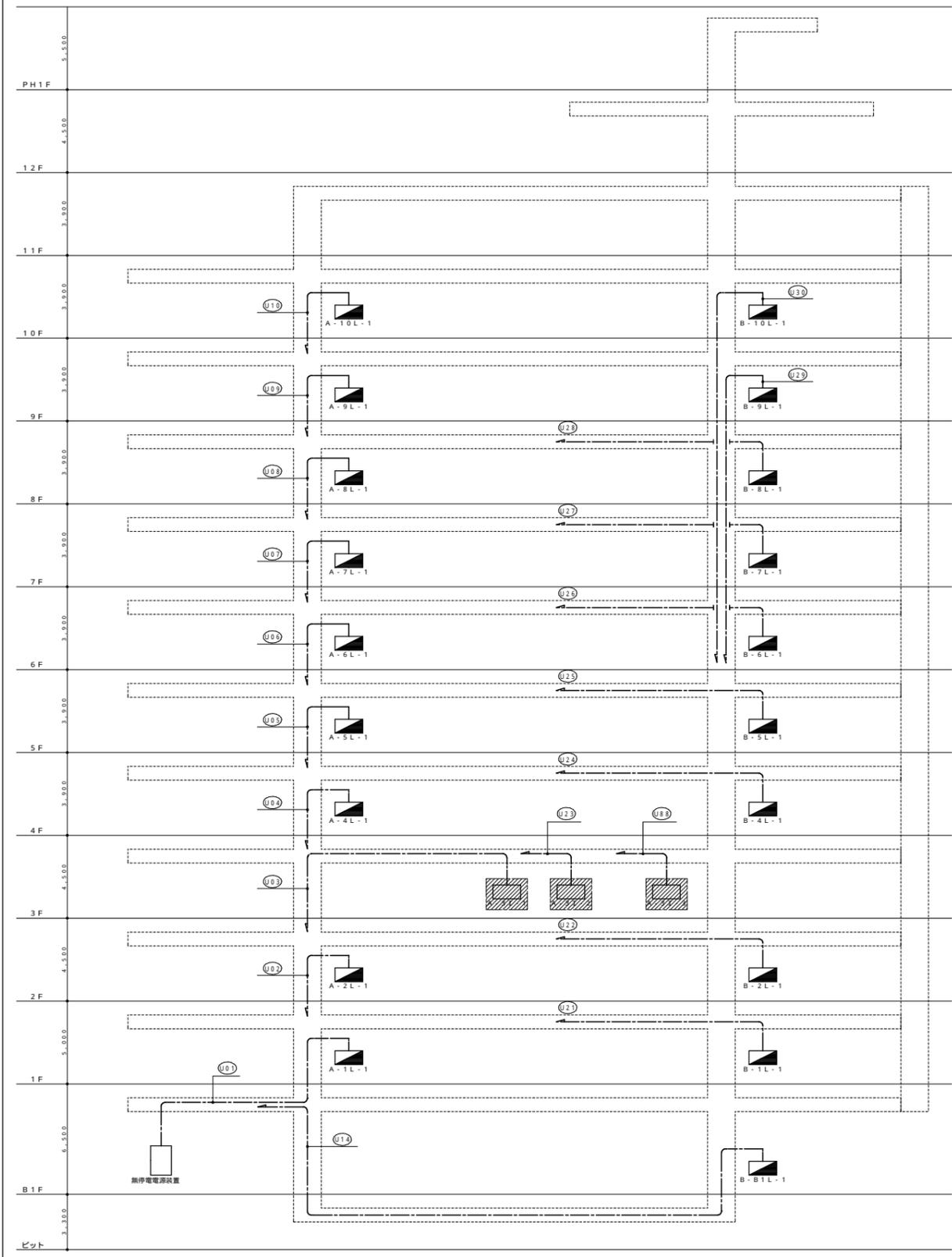
項目	仕様
相数	3 3W
電圧	180V-220V
周波数	57-63
入力容量	162kVA (定格運転時)
入力率	186kVA (最大)
相数	3 3W
電圧	200V±10%
周波数	60Hz±1%
入力容量	150kVA

(撤去) 交流無停電電源装置(蓄電池盤) (2400W 2300H 1000D)

除酸吸収式シール形蓄電池	
形式	MSE形
公称容量	200Ah/10HR
公称電圧	408V
セル数	204セル

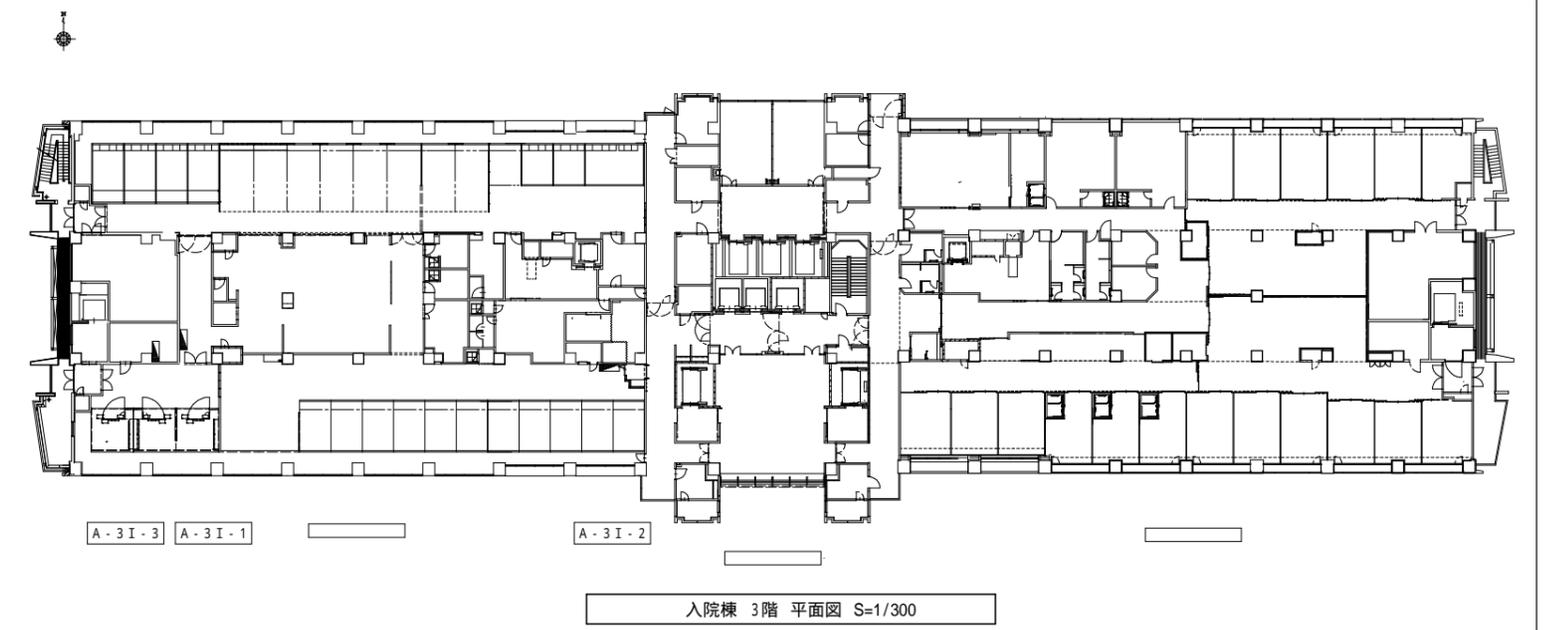
(蓄電池は再使用)

系統図 (既設-参考)

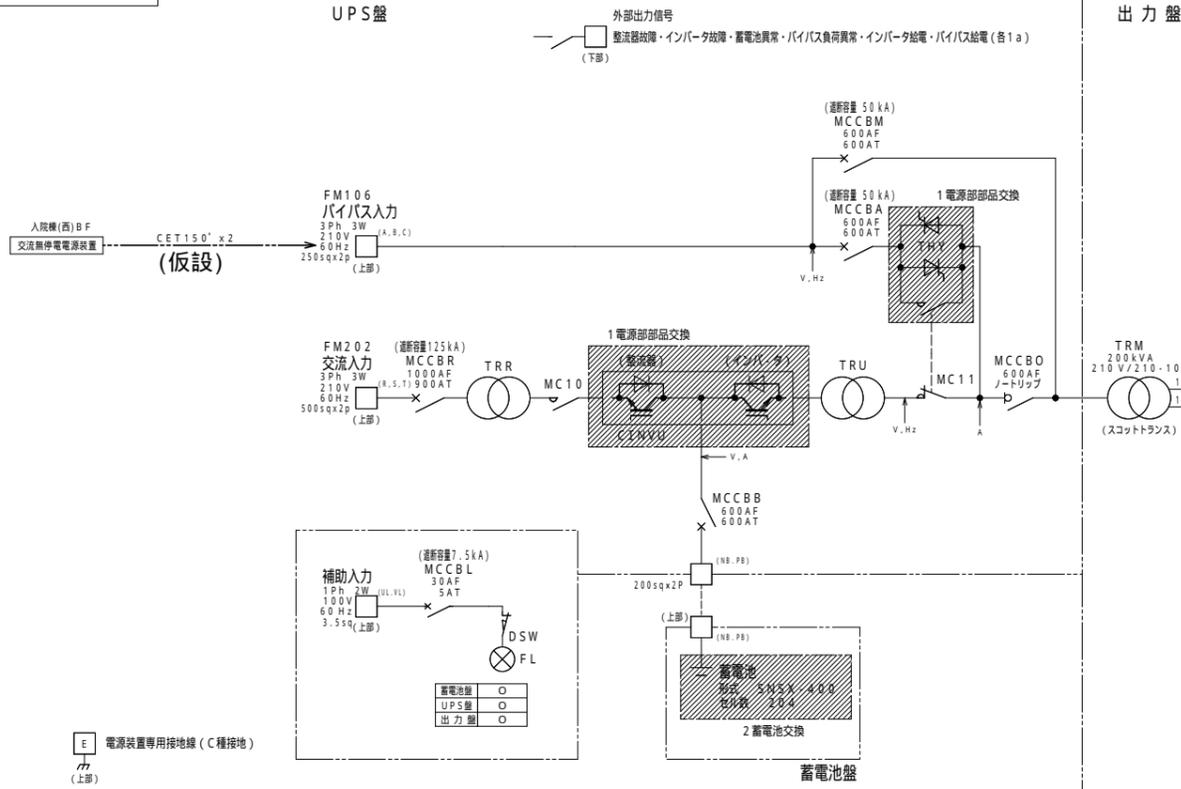


(凡例) : 最重要負荷系統

幹線番号	(自)	(至)	配線サイズ	備考
U01	無停電電源装置	A-1L-1	EM-FP 14-2C	
U02	無停電電源装置	A-2L-1	EM-FP 22-3C	
U03	無停電電源装置	A-3L-1	EM-FP 100-2C	
U04	無停電電源装置	A-4L-1	EM-FP 38-2C	
U05	無停電電源装置	A-5L-1	EM-FP 60-2C	
U06	無停電電源装置	A-6L-1	EM-FP 22-2C	
U07	無停電電源装置	A-7L-1	EM-FP 22-2C	
U08	無停電電源装置	A-8L-1	EM-FP 60-2C	
U09	無停電電源装置	A-9L-1	EM-FP 60-2C	
U10	無停電電源装置	A-10L-1	EM-FP 60-2C	
U21	無停電電源装置	B-1L-1	EM-FP 60-2C	
U22	無停電電源装置	B-2L-1	EM-FP 100-2C	
U23	無停電電源装置	A-3L-1	EM-FP 60-2C	
U24	無停電電源装置	B-4L-1	EM-FP 38-3C	
U25	無停電電源装置	B-5L-1	EM-FP 38-3C	
U26	無停電電源装置	B-6L-1	EM-FP 38-3C	
U27	無停電電源装置	B-7L-1	EM-FP 38-3C	
U28	無停電電源装置	B-8L-1	EM-FP 38-3C	
U29	無停電電源装置	B-9L-1	EM-FP 100-2C	
U30	無停電電源装置	B-10L-1	EM-FP 100-2C	
U31	無停電電源装置	A-3L-1	EM-FP 60-2C	



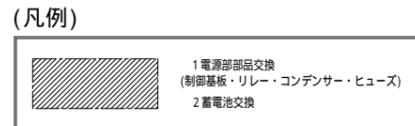
単線結線図 (既設-改修)



負荷ブレーカ	負荷名称	容量 AF/AT	適合電線	幹線番号	備考
MCCB71	D-2L-1	50 / 20	14sq	U201	210/105V
MCCB72	D-3L-1	50 / 20	14sq	U202	210/105V
MCCB73	D-4L-1	50 / 50	6sq	U203	210/105V
MCCB74	D-5L-1	50 / 30	22sq	U204	210/105V
MCCB75	D-6L-1	50 / 30	22sq	U205	210/105V
MCCB76	D-7L-1	50 / 40	38sq	U206	210/105V
MCCB77	D-8L-1	50 / 40	38sq	U207	210/105V
MCCB78	D-9L-1	50 / 30	38sq	U208	210/105V
MCCB79	D-10L-1	50 / 20	22sq	U209	210/105V
MCCB80	4IS-1	100 / 75	15sq	U210	105V
MCCB81	4IS-1	100 / 75	15sq	U211	105V
MCCB82	4IS-1	100 / 75	15sq	U212	105V
MCCB83	1IS-1	50 / 30	22sq	U213	105V
MCCB84	1IS-2	50 / 30	38sq	U214	105V
MCCB85	C-3L-2	100 / 75	38sq	U215	210/105V
MCCB86	予備	50 / 20	5.5sq	U216	105V

負荷ブレーカ	負荷名称	容量 AF/AT	適合電線	幹線番号	備考
MCCB51	C-1L-1	50 / 50	22sq	U101	210/105V
MCCB52	C-2L-1	50 / 20	5.5sq	U102	210/105V
MCCB53	C-3L-1	50 / 40	22sq	U103	210/105V
MCCB54	C-4L-1	50 / 40	22sq	U104	210/105V
MCCB55	C-5L-1	50 / 20	5.5sq	U105	210/105V
MCCB56	C-6L-1	50 / 20	14sq	U106	105V
MCCB57	C-7L-1	50 / 20	14sq	U107	210/105V
MCCB58	C-8L-1	50 / 20	14sq	U108	210/105V
MCCB59	C-9L-1	50 / 20	14sq	U109	210/105V
MCCB60	C-10L-1	50 / 20	22sq	U110	105V
MCCB61	C-2L-1	225 / 125	10sq	U111	210/105V
MCCB62	2IS-7	50 / 30	38sq	U112	210/105V
MCCB63	C-3I-1	50 / 40	38sq	U113	210V
MCCB64	C-3L-2	100 / 75	38sq	U114	210/105V
MCCB65	C-3L-2	100 / 75	38sq	U115	210/105V
MCCB66	予備	50 / 30	5.5sq	U116	210/105V
MCCB67	予備	50 / 20	5.5sq	U117	105V

箱体既設 (電源部)-部品交換・トランスそのまま (蓄電池)-交換
 仮設で直流無停電電源装置よりUPS系 3W200Vをバイパス系統に供給を行い、
 部品・蓄電池を更新



仕様書

電気的性能

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 10 %	
周波数	60 Hz ± 5 %	
定格入力容量	2.21 kVA	
最大入力容量	2.62 kVA	回復充電時 (最大)
入力力率	97 % 以上	定格入力時

2 バイパス電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 10 %	
周波数	60 Hz ± 5 %	
入力容量	200 kVA	

4 蓄電池仕様 (交換)

項目	仕様
形式	制御弁式据置鉛蓄電池 (長寿命形)
公称容量	MSE長寿命形 400Ah / 10HR
公称電圧	360V
セル数	204セル

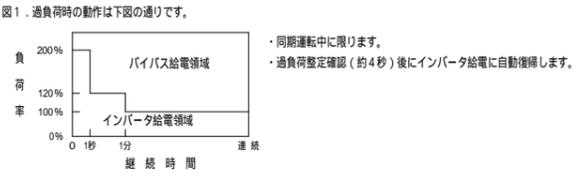
3 性能 (蓄電池接続時に) (交換)

項目	仕様	備考
冷却方式	風冷	
定格の種類	100 % 連続	
浮動充電電圧	454.9 V (定格電圧) (注A)	
電圧変動範囲	330 V - 454.9 V (注A)	
定格出力容量	200 kVA (180 kW)	
通負耐量	120 % 1分 (200 % 1秒)	図1にて記載
相数	3 Ph 3 W	
定格電圧	210 V	
定電圧精度	± 1.5 % 以内	インバータ出力にて
定格周波数	60 Hz	
周波数精度	± 0.1 % 以内	同期時はバイパス電源周波数による
同期周波数範囲	± 2.0 % 以内	
定格負荷力率	0.9 遅れ	
負荷力率変動範囲	0.7 - 1.0 (遅れ)	0.9 以上は定格kW以下にて使用可能
電圧波形歪率	2 % 以下	線形負荷時、定格入力、出力端子線間にて
出力電圧	± 5 % 以内	負荷急変時 0 → 100 %
瞬時変動率	± 1 % 以内	停電 / 復電時
電圧変動率	± 5 % 以内	給電切替時 バイパス インバータ
電圧安定時間	50ms 以下	
電圧不平衡比	± 1 % 以内	150 % の負荷不平衡比にて (注)
(注) 負荷不平衡比 (%) = (最大線電流 - 最小線電流) / 三相平均電流 × 100 %		
総合効率	85 % 以上	定格入力時、浮動充電時
同期時	同期時	
自動切替時	無瞬断	インバータ → バイパス
手動切替時	無瞬断	インバータ → バイパス

注A. 定電圧精度 ± 1.5 % を許容。

警報回路仕様 (参考)

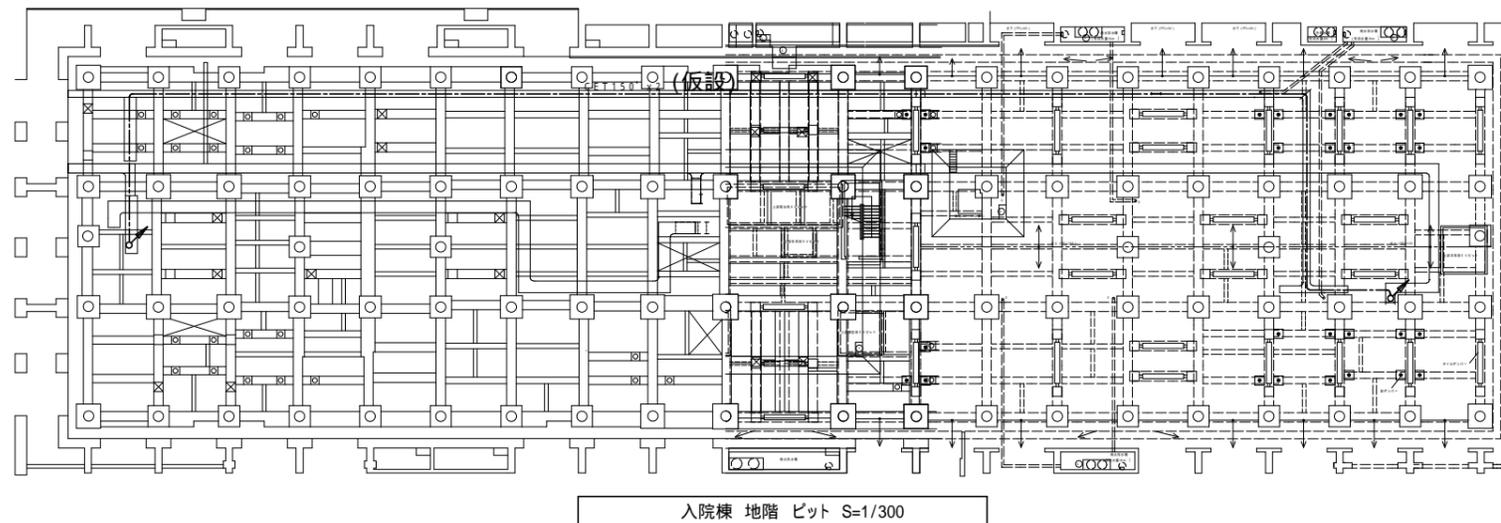
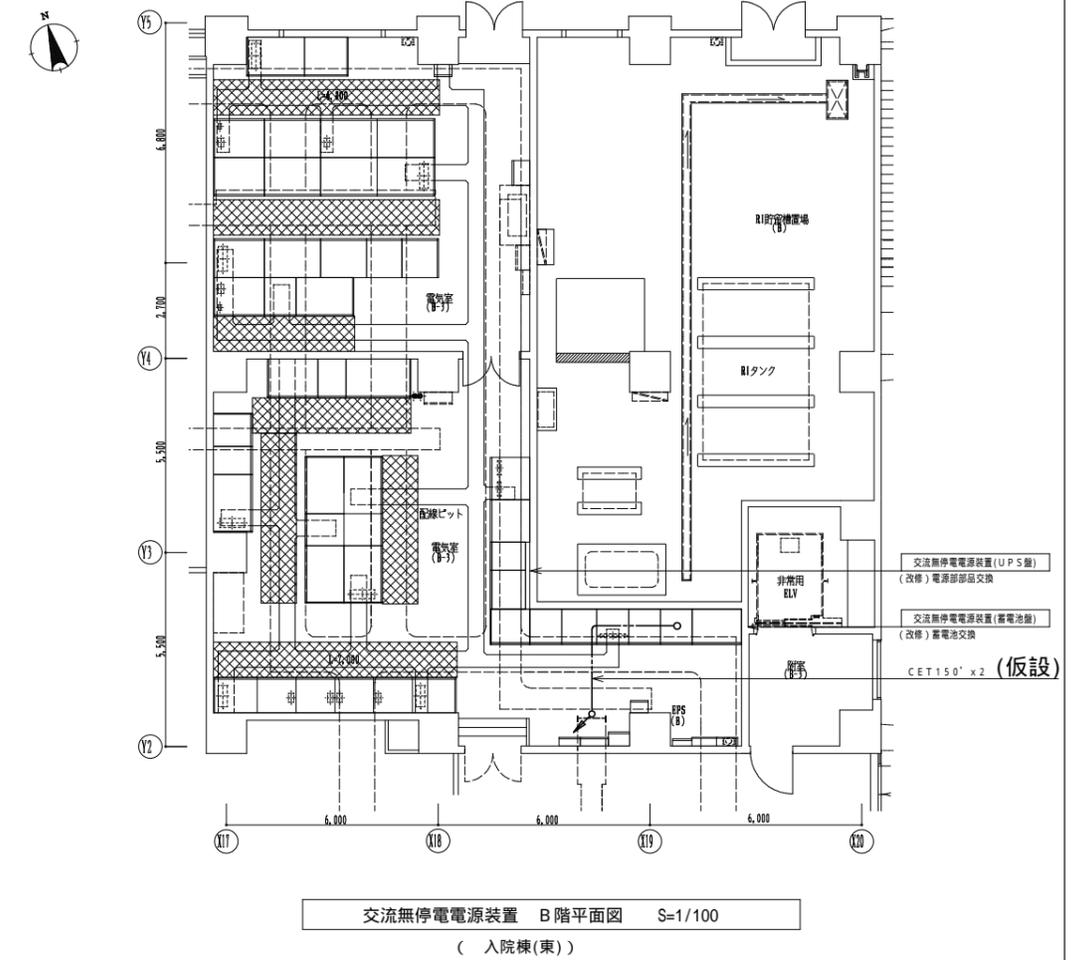
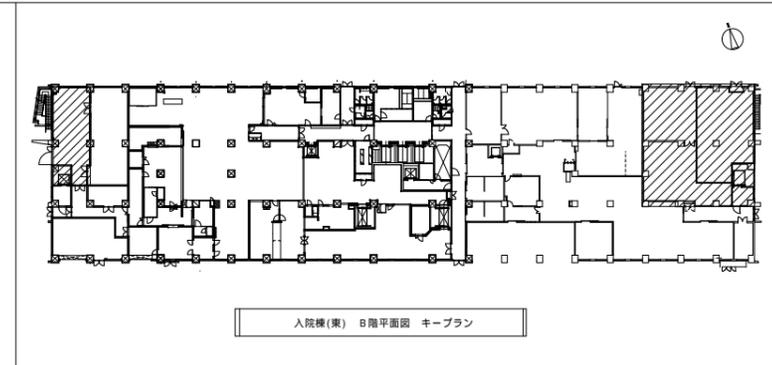
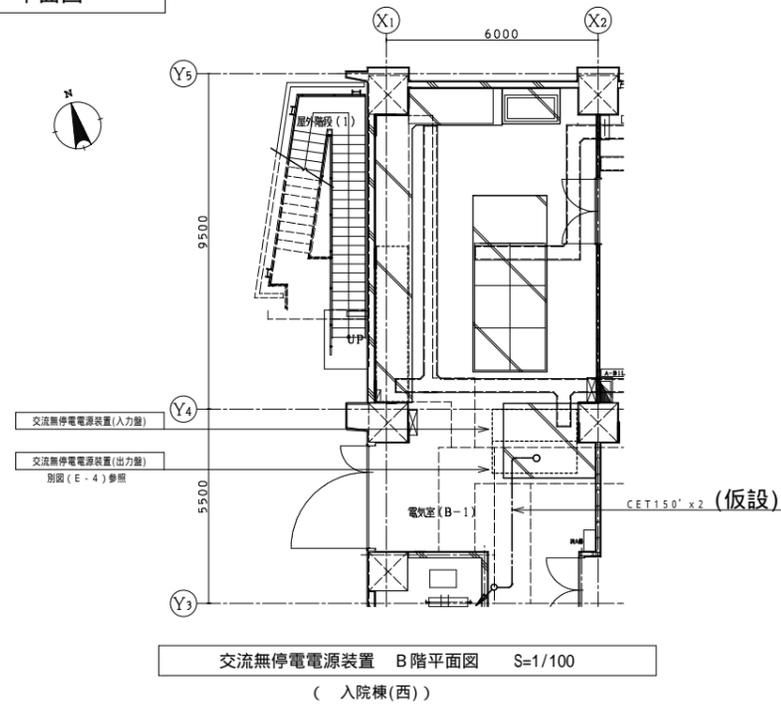
警報項目 (LCD故障表示)	自己保持		プザー鳴動		LED故障表示		外部出力信号 (各1a)					保護連動			警報設定		警報動作条件				
	表示	外部信号	連続音	断続音	重故障	軽故障	蓄電池交換	整流器異常	インバータ故障	バイパス異常	蓄電池異常	蓄電池再充予告	整流器停止	インバータ停止	MCCBR強制トリップ	MCCBB強制トリップ		バイパス強制電圧	充電電圧低下	設定値	遅延時間
1 交流入力異常				○	○		○					○		○					H: 115 % L: 85 %		交流入力電圧が異常
2 直流過電圧	○	○	○		○		○					○		○					500V		直流電圧が異常 (2秒)
3 MCCBRトリップ	○	○	○		○		○					○		○							交流入力ブレーカがトリップ
4 整流器過電流	○	○	○		○		○					○		○							交流入力電流が入力アクトル定格の約150%に増加
5 蓄電池過電流	○	○	○		○		○					○		○							蓄電池充電電流が0.2Cに増加 (2秒)
6																					
7																					
8 放電停止予告				○	○		○					○		○					357V		直流電圧が低下 (2秒)
9 放電終了電圧	○	○	○		○		○					○		○					330V		直流電圧が低下 (2秒)
10 蓄電池温度上昇	○	○	○		○		○					○		○					○		蓄電池温度が50℃に上昇
11 蓄電池交換推奨	(R7)	(R7)		○	(R7)		○					○		○							交換日の半年前、及び交換日が経過 (温度による補正) (R4)
12																					
13 MCCBBトリップ	○	○	○		○		○					○		○							蓄電池ブレーカがトリップ
14 ユニットファン故障	○	○	○		○		○					○		○							コンバータユニットのヒートシンク温度が100℃に上昇
15 インバータ過電流	○	○	○		○		○					○		○							直流コンデンサが異常放電
16 出力電圧異常	○	○	○		○		○					○		○					H: 110 % L: 90 %		定格出力電圧が異常 (H: 0.1秒, L: 0.5秒)
17 制御回路異常	○	○	○		○		○					○		○							制御回路のマイコンが暴走
18 制御電源異常	○	○	○		○		○					○		○							制御電源電圧が低下
19																					
21 バイパスMCCBトリップ	○	○	○		○		○					○		○							バイパス入力ブレーカがトリップ
22 負荷MCCBトリップ	○	○	○		○		○					○		○							負荷ブレーカがトリップ
23 インバータ過負荷				○	(R5)		○	(R5)				○	(R5)								定格出力電流が増加 (101%1分, 121%1秒, 201%瞬時)
24 出力過負荷				○			○					○		○							定格出力電流が101%に増加 (1秒) (R4)
25																					



外形図 S=NS (既設-参考)



平面図

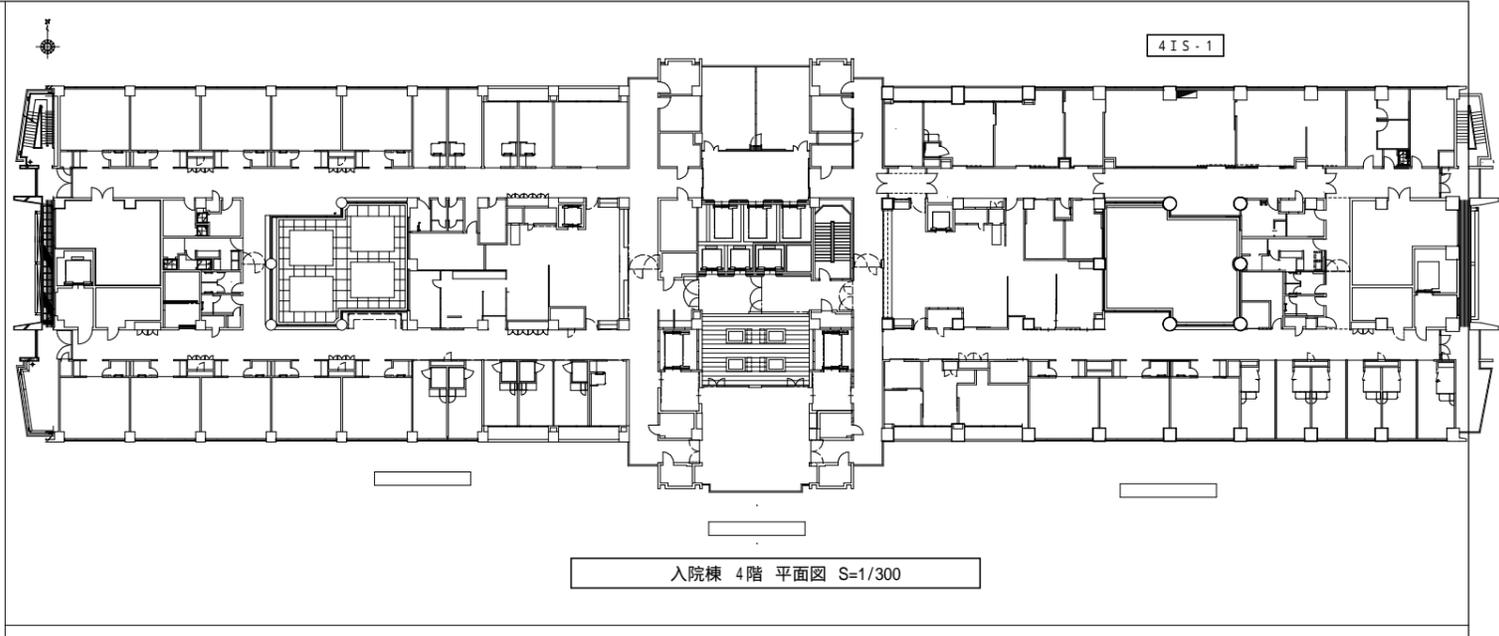


系統図 (既設-参考)

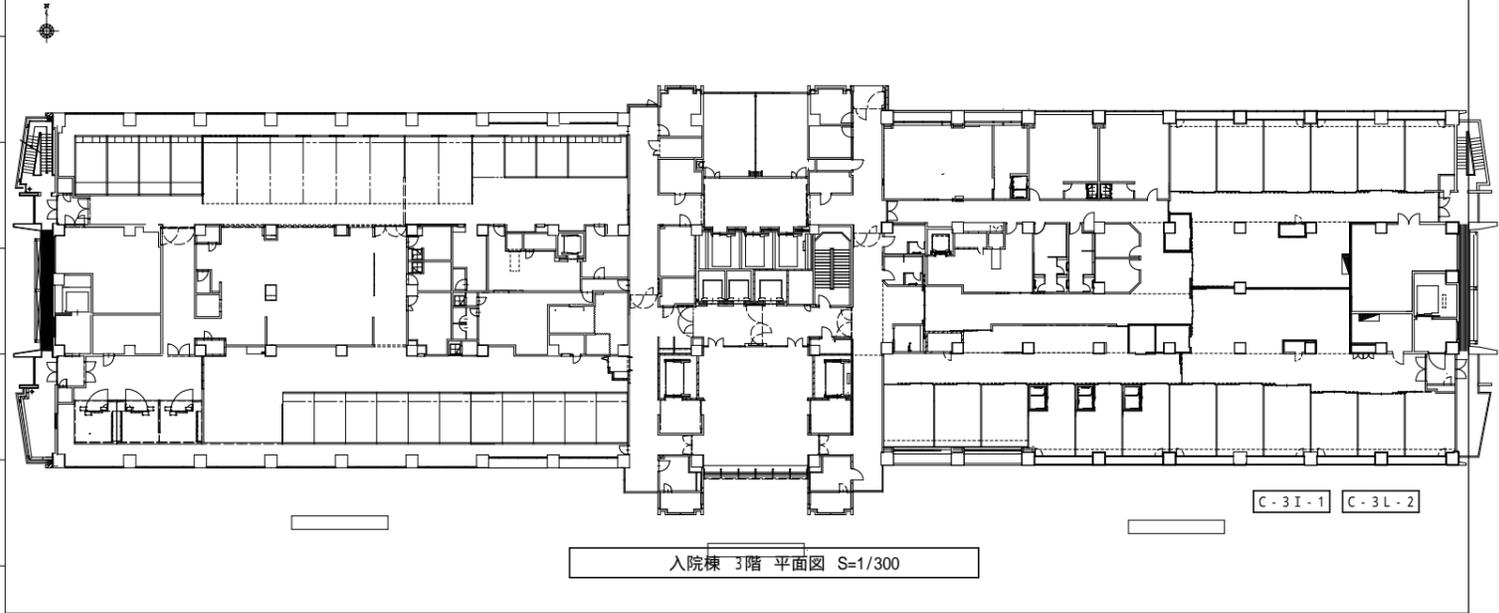
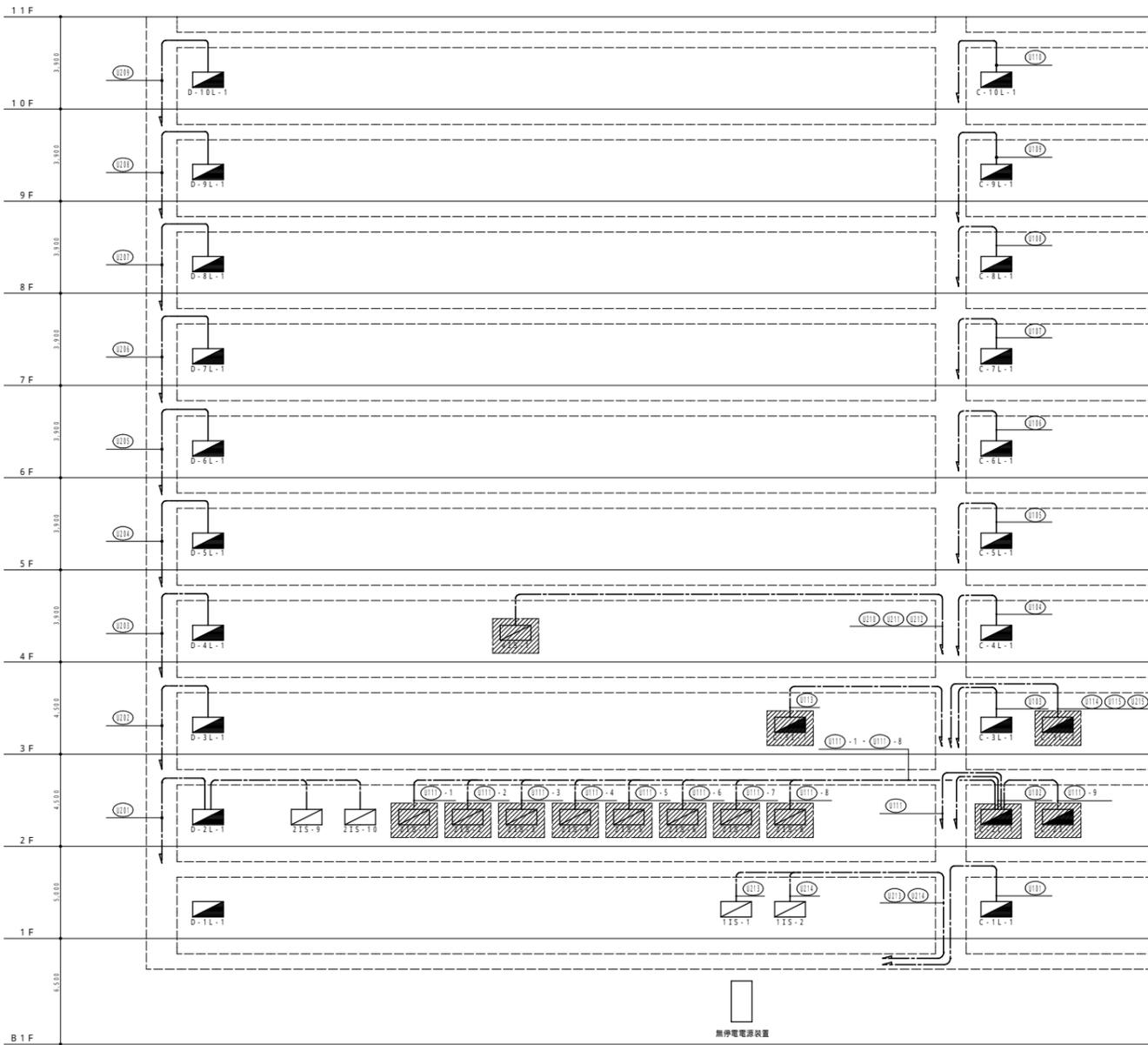
(凡例)  : 最重要負荷系統

幹線番号	(自)	(至)	配線サイズ	備考
①	無停電電源装置	C-1L-1	EM-FPT 22 ^φ	
②	無停電電源装置	C-2L-1	EM-FP 5.5 ^φ -3C	
③	無停電電源装置	C-3L-1	EM-FPT 22 ^φ	
④	無停電電源装置	C-4L-1	EM-FPT 22 ^φ	
⑤	無停電電源装置	C-5L-1	EM-FP 5.5 ^φ -3C	
⑥	無停電電源装置	C-6L-1	EM-FPD 14 ^φ	
⑦	無停電電源装置	C-7L-1	EM-FPD 14 ^φ	
⑧	無停電電源装置	C-8L-1	EM-FPT 14 ^φ	
⑨	無停電電源装置	C-9L-1	EM-FPT 14 ^φ	
⑩	無停電電源装置	C-10L-1	EM-FPD 22 ^φ	
⑪	無停電電源装置	C-2L-1	EM-FPT 16 ^φ	21S-1-21S-8
⑫	C-2L-1	21S-1	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑬	C-2L-1	21S-2	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑭	C-2L-1	21S-3	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑮	C-2L-1	21S-4	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑯	C-2L-1	21S-5	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑰	C-2L-1	21S-6	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑱	C-2L-1	21S-8	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑲	C-2L-1	21S-9	EM-FP 3 ^φ -1C	
⑳	C-2L-1	C-1L-1	EM-FP 8 ^φ -2C	

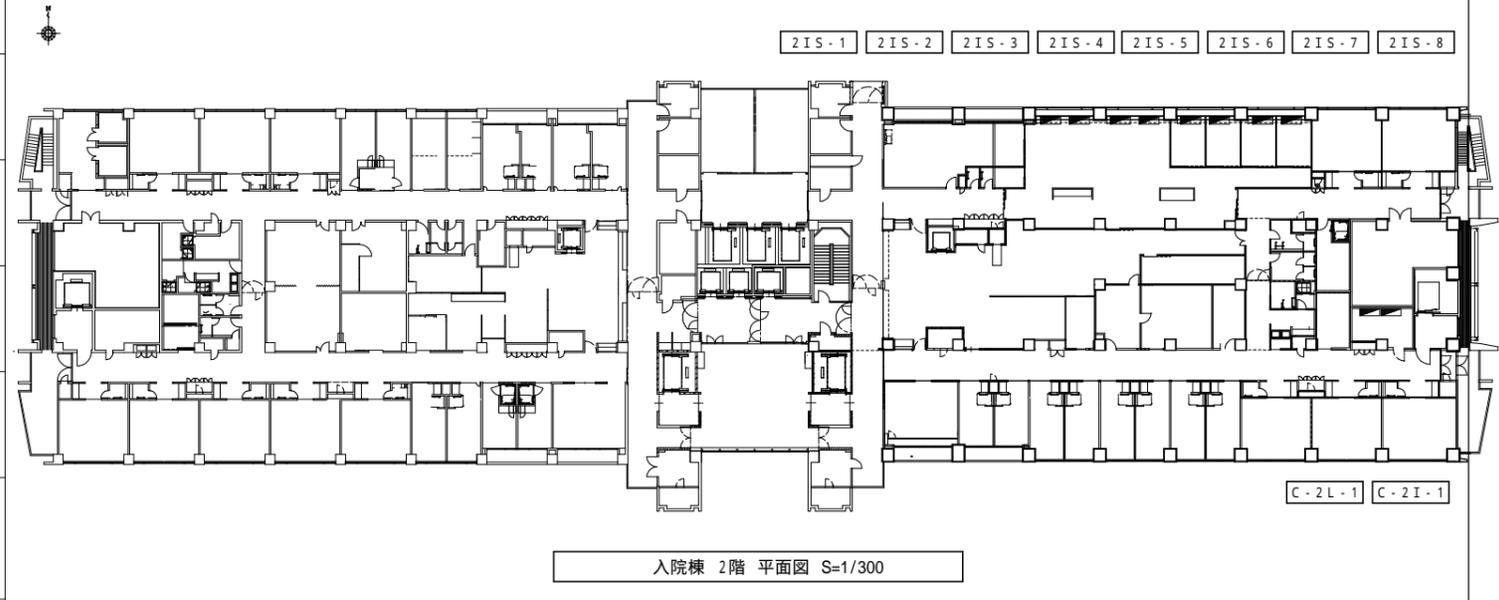
幹線番号	(自)	(至)	配線サイズ	備考
①	無停電電源装置	C-1L-1	EM-FPD 3 ^φ	
②	無停電電源装置	C-3L-2	EM-FPT 3 ^φ	
③	無停電電源装置	C-3L-2	EM-FPT 3 ^φ	
④	電気室(北)7ヶ上	10FEPS7ヶ上	EM-FPT 3 ^φ	
⑤	無停電電源装置	D-2L-1	EM-FPT 14 ^φ	
⑥	無停電電源装置	D-3L-1	EM-FPT 14 ^φ	
⑦	無停電電源装置	D-4L-1	EM-FPT 6.0 ^φ	
⑧	無停電電源装置	D-5L-1	EM-FPT 2.2 ^φ	
⑨	無停電電源装置	D-6L-1	EM-FPT 2.2 ^φ	
⑩	無停電電源装置	D-7L-1	EM-FPT 6.0 ^φ	
⑪	無停電電源装置	D-8L-1	EM-FPT 3 ^φ	
⑫	無停電電源装置	D-9L-1	EM-FPT 3 ^φ	
⑬	無停電電源装置	D-10L-1	EM-FPT 2.2 ^φ	
⑭	無停電電源装置	4IS-1	EM-FPD 1.5 ^φ	
⑮	無停電電源装置	4IS-1	EM-FPD 1.5 ^φ	
⑯	無停電電源装置	4IS-1	EM-FPD 1.5 ^φ	
⑰	無停電電源装置	1IS-1	EM-FPD 2.2 ^φ	
⑱	無停電電源装置	1IS-2	EM-FPD 3 ^φ	
⑲	無停電電源装置	C-3L-2	EM-FPT 3 ^φ	
㉑	地下1階上部7ヶ上	6FEPS7ヶ上	EM-FPD 2.2 ^φ	



入院棟 4階 平面図 S=1/300



入院棟 3階 平面図 S=1/300



入院棟 2階 平面図 S=1/300

備考

 岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白旗町14-15 所長 清水 一樹

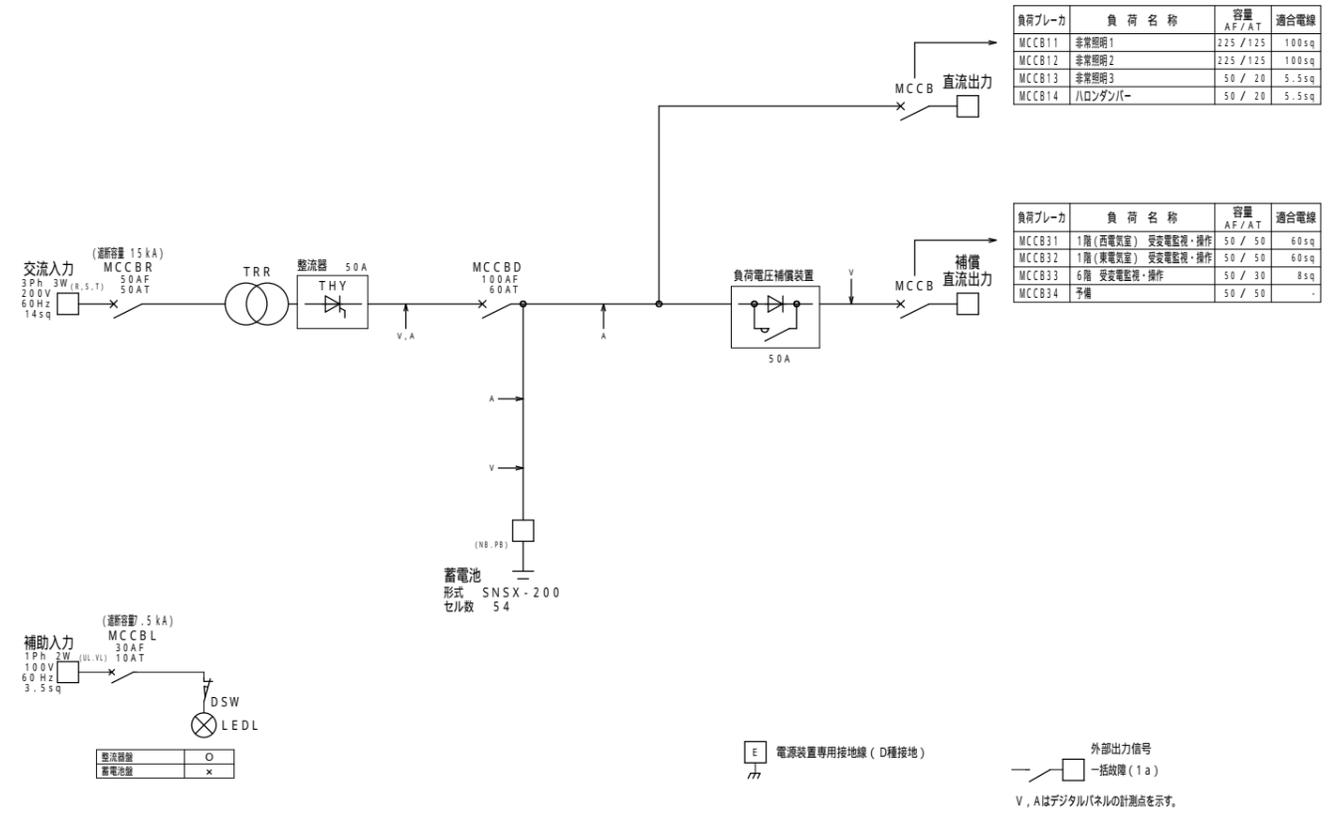
設計業務名
岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)設備設計業務

工事名称
岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)工事
図面名称
交流無停電電源装置 幹線系統図・平面図(参考) 入院棟(東) ㊦

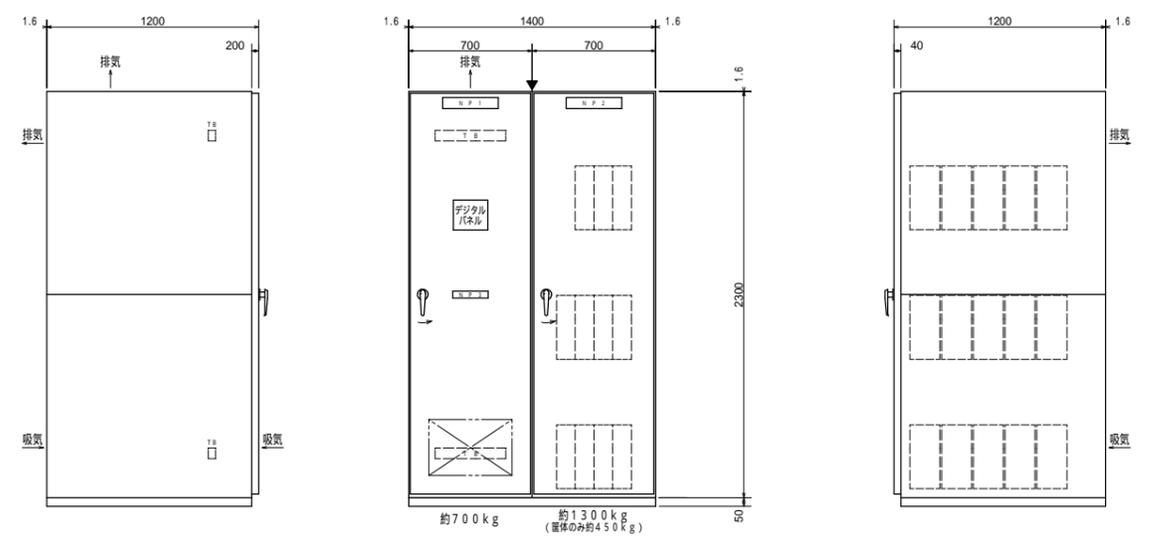
縮尺 A1: 1/300
A3: 1/600
作製年月
令和5年3月

図面番号
E-10
図面枚数
-

単線結線図



外形図 S=NS



仕様書

電気的性能
機器の電気的性能は下記の通りとします。

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	200 V ± 10 %	
周波数	60 Hz ± 5 %	
定格入力容量	9.5 kVA	
最大入力容量	12 kVA	

3 負荷電圧補償装置

項目	仕様	備考
方式	シリコンドロッパ	
入力電圧	DC120.4 V max	定格出力電圧まで補償
負荷電圧	DC 90 V - 110 V	設定 L: 95 V H: 110 V
負荷電流	DC 5 A - 50 A	過負荷耐量 60 A 1秒
構成	約 8 V 2段	常時 3.6 A以下

2 整流器

項目	仕様	備考
冷却方式	自冷	
定格	100 %連続	
整流方式	三相全波整流	
制御方式	サイリスタ自動定電圧制御	
浮動充電電圧	120.4 V (定格電圧)	出力電圧調整範囲 ± 3 %以上 (入力電圧定格、出力無負荷時)
出力電圧精度	浮動	± 1.5 %以内
	出力電流	0 - 100 %
(注) 無負荷状態で入力電圧を定格値 ± 10 %変動させた時出力電圧 ± 1.0 %以内とする。		
定格電流	50 A	
最大垂下電流	定格電流の120 %以下	
効率	85 %以上	定格入出力時
力率	75 %以上	定格入出力時

4 蓄電池仕様

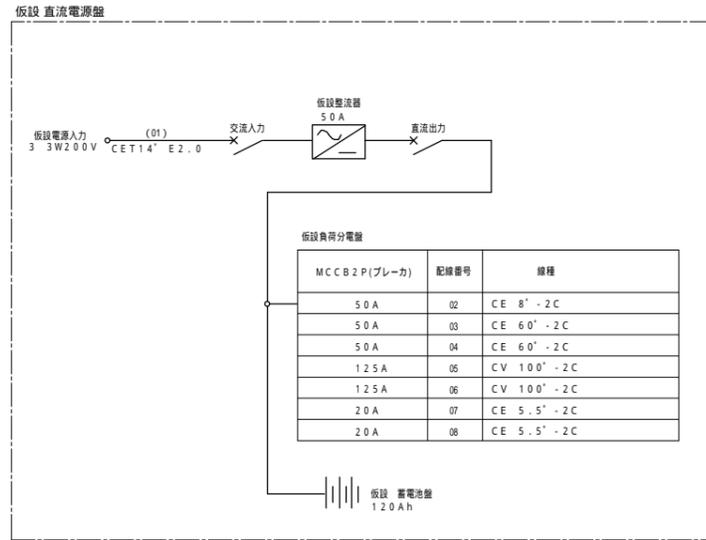
項目	仕様
形式	制御弁式据置鉛蓄電池 (長寿命形)
公称容量	MSE長寿命形
公称電圧	200 Ah / 10 HR
セル数	10.8 V
	54セル

警報回路仕様

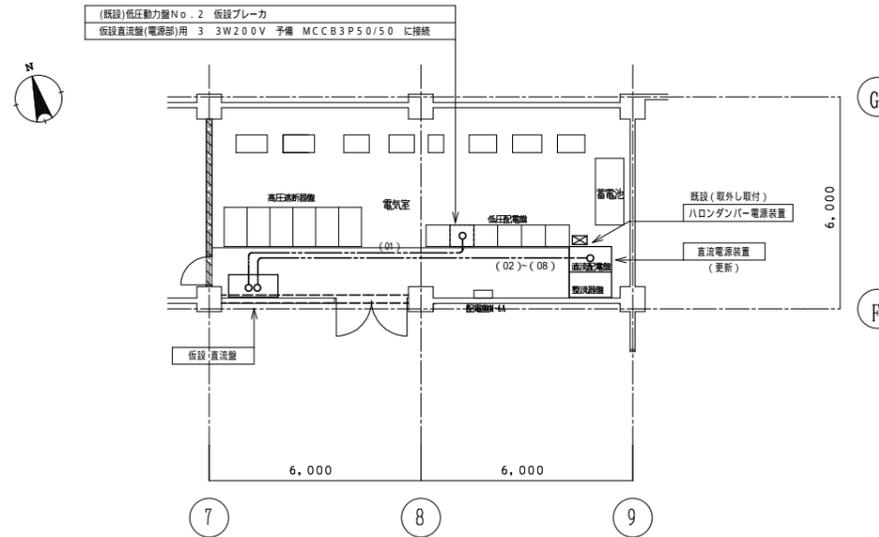
警報項目	自己保持		ブザー鳴動		LED故障表示		外部出力信号		保護運動	警報設定		警報動作条件
	表示	外部信号	連続音	断続音	置故障	軽故障	蓄電池交換	一括		設定値	遅延時間 (秒)	
1 整流器過電圧	○	○	○	○	○			一括	130 V	8	整流器出力の過電圧異常 (定格出力電圧 + 8 %)	
2 負荷低電圧	○	○	○	○	○				90 V	5	負荷電圧補償装置出力の低電圧異常 (負荷定格電圧 - 10 %)	
3 負荷高電圧	○	○	○	○	○				112 V	60	負荷電圧補償装置出力の高電圧異常 (負荷定格電圧 + 12 %)	
4 負荷過電圧	○	○	○	○	○				115 V	5	負荷電圧補償装置出力の過電圧異常 (負荷定格電圧 + 15 %)	
5 放電禁止予告				○							蓄電池放電可能容量の80%を放電した時	
6 蓄電池電圧低下	○	○	○		○			一括	90 V	5	蓄電池電圧が低下	
7 蓄電池要点検	○	○		○	○						計算上蓄電池容量が残っている状態で蓄電池電圧低下警報が発報した時	
8 蓄電池異常放電				○	○				2.0 A	30	整流器運転中の蓄電池異常放電 (ホール素子定格の10%)	
9 蓄電池温度上昇	○	○		○	○						蓄電池温度が50℃以上昇 (遅延2秒)	
10												
11												
12												
13												
14 蓄電池寿命予告	○			○			一括				蓄電池残寿命の計算値が1年以下に達した時	
15 蓄電池寿命	○			○			一括				蓄電池残寿命の計算値が0年に達した時	
16 整流器故障	○	○	○		○						整流器ヒューズ断	
17 MCCBトリップ	○	○	○		○						MCCB (R、D、負荷) のトリップ	
18 LMD基板異常	○	○	○		○						負荷電圧補償装置制御基板の異常	
19												
20												
21												
22												
23												
24 警報回路異常・制御電源断							一括				警報回路異常・制御電源断	

仮設図

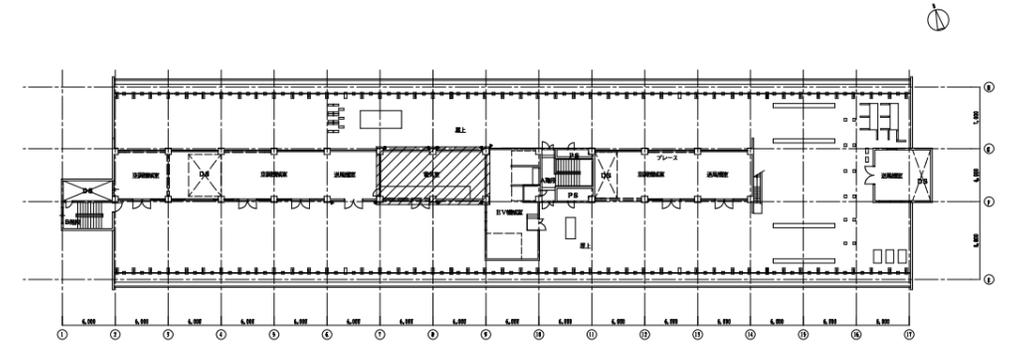
(パターン1) 全て更新 仮設直流電源装置設置



平面図



直流電源設備 仮設 6階平面図 S=1/100
(中央診療棟)



中央診療棟 6階平面図 ケーブル

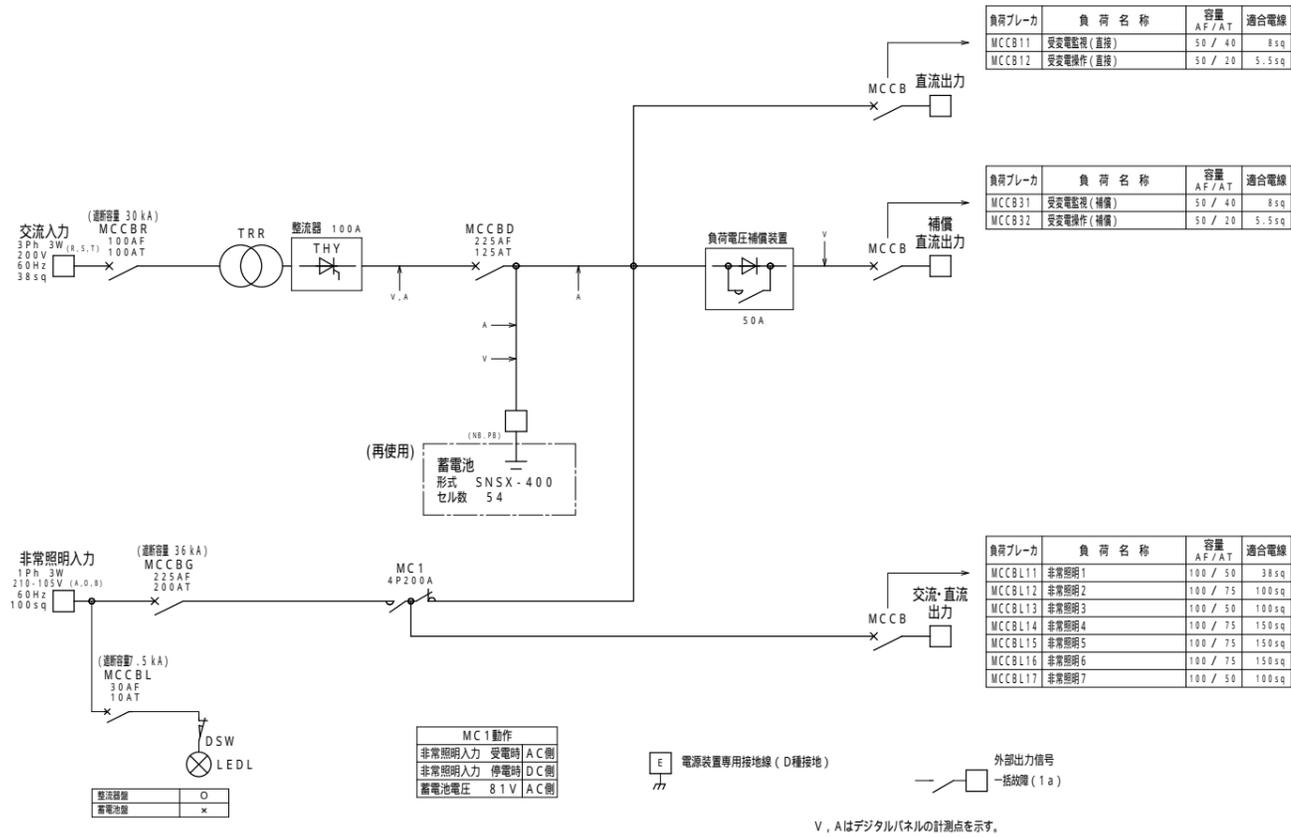
既設 直流電源 仕様 (1400W 2300H 1200D)

形式	屋内閉鎖型 (キュービクル式)										
整流装置	<table border="1"> <tr><td>定格入力種別</td><td>3 3W200V</td></tr> <tr><td>出力</td><td>DC100V 1.2W</td></tr> <tr><td>定格充電電流</td><td>700A</td></tr> <tr><td>ドロップ回路</td><td>150A</td></tr> <tr><td>停電補償時間</td><td>受変電操作・制御、非常照明 10分</td></tr> </table>	定格入力種別	3 3W200V	出力	DC100V 1.2W	定格充電電流	700A	ドロップ回路	150A	停電補償時間	受変電操作・制御、非常照明 10分
定格入力種別	3 3W200V										
出力	DC100V 1.2W										
定格充電電流	700A										
ドロップ回路	150A										
停電補償時間	受変電操作・制御、非常照明 10分										
蓄電池	<table border="1"> <tr><td>種別</td><td>MSE型 鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>セル数</td><td>54セル</td></tr> <tr><td>容量</td><td>500AH/10HR</td></tr> <tr><td>蓄電池収納盤</td><td>屋内閉鎖型 (キュービクル式)</td></tr> </table>	種別	MSE型 鉛蓄電池	セル数	54セル	容量	500AH/10HR	蓄電池収納盤	屋内閉鎖型 (キュービクル式)		
種別	MSE型 鉛蓄電池										
セル数	54セル										
容量	500AH/10HR										
蓄電池収納盤	屋内閉鎖型 (キュービクル式)										

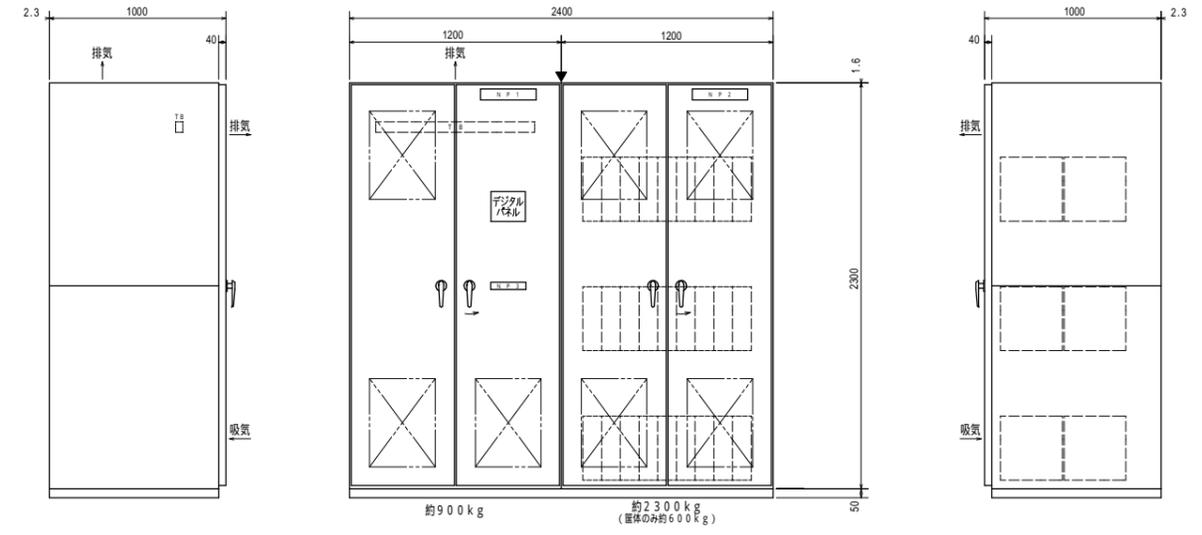
配線リスト

配線番号	目 至		既設 直流電源装置 (2次側負荷)	線 種	備 考
	機 器 名 称	機 器 名 称			
01	(既設)低圧動力No.2	仮設 直流機		CET14' E2.0	
02	仮設 直流機	(既設) 直流電源装置	6階 受変電監視・操作	CE 8' - 2C	既設ケーブルとジョイント
03	#	#	1階(高電気室) 受変電監視・操作	CE 60' - 2C	#
04	#	#	1階(東電気室) 受変電監視・操作	CE 60' - 2C	#
05	#	#	非常照明-1	CE 100' - 2C	#
06	#	#	非常照明-2	CE 100' - 2C	#
07	#	#	非常照明-3	CE 5.5' - 2C	#
08	#	#	ハロンダンパー電源盤	CE 3.5' - 2C	#

単線結線図



外形図 S=NS



注：図中の☒は換気口を示す。

仕様書

電気的性能

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3Ph 3W	
電圧	200V ± 10%	
周波数	60Hz ± 5%	
定格入力容量	19kVA	
最大入力容量	22kVA	

3 負荷電圧補償装置

項目	仕様	備考
方式	シリコンドロッパ	
入力電圧	DC120.4V max	定格出力電圧まで補償
負荷電圧	DC 90V - 110V	設定 L: 95V H: 110V
負荷電流	DC 5A - 50A	
構成	約 8V 2段	

2 整流器

項目	仕様	備考	
冷却方式	自冷		
定格	100%連続		
整流方式	三相全波整流		
制御方式	サイリスタ自動定電圧制御		
浮動充電電圧	120.4V (定格電圧)	出力電圧調整範囲 ±3%以上 (入力電圧定格、出力無負荷時)	
出力電圧精度 (注)	浮動	±1.5%以内	入力電圧定格 ±1.0%
			出力電流 0 - 100%
			(注) 無負荷状態で入力電圧を定格値 ±1.0%変動させた時出力電圧 ±1.0%以内とする。
		100A	
定格電流	100A		
最大垂下電流	定格電流の120%以下		
効率	88%以上	定格入出力時	
力率	75%以上	定格入出力時	

4 蓄電池仕様 (再使用)

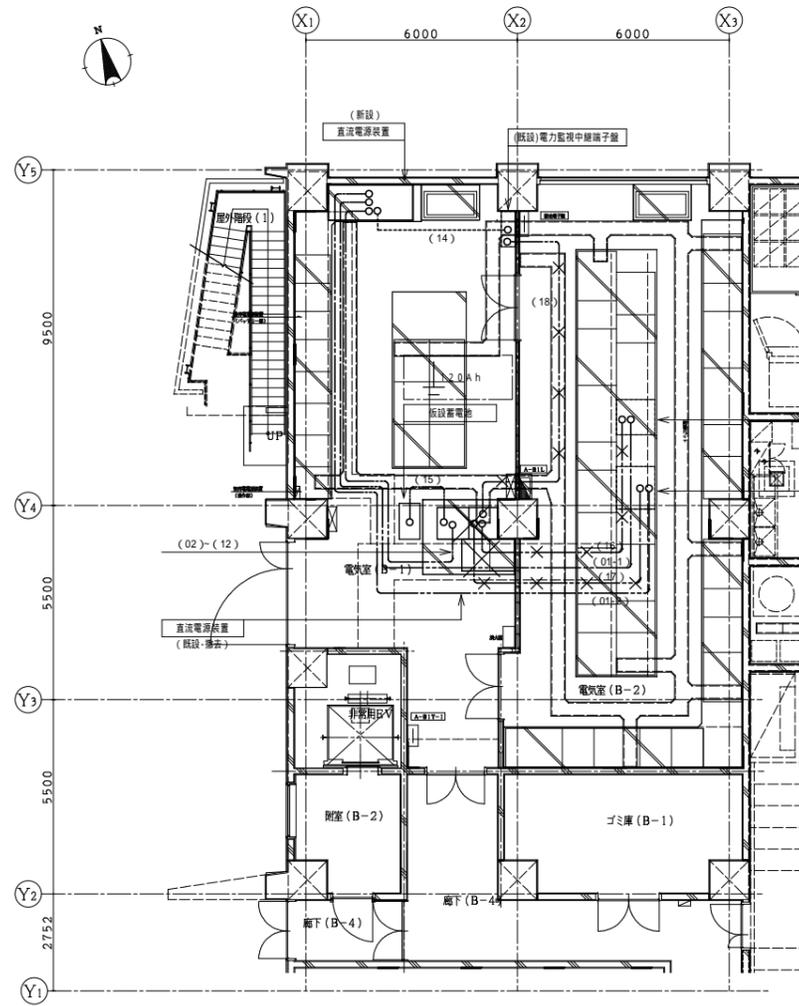
項目	仕様
形式	制御弁式掘置鉛蓄電池 (長寿命形)
公称容量	400Ah / 10HR
公称電圧	108V
セル数	54セル

警報回路仕様

警報項目	自己保持		ブザー鳴動		LED故障表示		外部出力信号		保護運動	警報設定		警報動作条件
	表示	外部信号	連続音	断続音	重故障	軽故障	蓄電池交換	1a		設定値	遅延時間 (秒)	
1 整流器過電圧	○	○	○		○			○		130V	8	整流器出力の過電圧異常 (定格出力電圧 + 8%)
2 負荷低電圧	○	○	○		○			○		90V	5	負荷電圧補償装置出力の低電圧異常 (負荷定格電圧 - 10%)
3 負荷高電圧	○	○	○		○			○		112V	60	負荷電圧補償装置出力の高電圧異常 (負荷定格電圧 + 12%)
4 負荷過電圧	○	○	○		○			○		115V	5	負荷電圧補償装置出力の過電圧異常 (負荷定格電圧 + 15%)
5 放電終了予告				○								蓄電池放電可能容量の80%を放電した時
6 蓄電池電圧低下	○	○	○		○			○		90V	5	蓄電池電圧が低下
7 蓄電池要点検	○	○	○		○			○				計算上蓄電池容量が残っている状態で蓄電池電圧低下警報が発報した時
8 蓄電池異常放電				○	○			○		40A	30	整流器運転中の蓄電池異常放電 (ホール素子定格の10%)
9 蓄電池温度上昇	○	○		○	○			○				蓄電池温度が50℃以上 (遅延2秒)
10												
11												
12												
13												
14 蓄電池寿命予告	○							○				蓄電池残存寿命の計算値が1年以下に達した時
15 蓄電池寿命	○							○				蓄電池残存寿命の計算値が0年に達した時
16 整流器故障	○	○	○		○			○				整流器ヒューズ断
17 MCCBトリップ	○	○	○		○			○				MCCB (R、D、負荷) のトリップ
18 LMD基板異常	○	○	○		○			○				負荷電圧補償装置・MC用制御基板の異常
19												
20												
21												
22												
23												
24 警報回路異常・制御電源断								○				警報回路異常・制御電源断

平面図

(パターン2)
予備スペースに設置
予備スペースに新設直流盤設置。
既設直流盤に仮設電池を接続。
既設蓄電池を新設直流盤へ移設。
既設回路を新設直流盤へ切り替え。
既設直流盤撤去。



直流電源設備 B階平面図 S=1/100
(入院棟(西))

- (既設)非常動力盤No.2 MCCB盤
新設直流電源装置用 3 3W200V 予備 MCCB3P100/100 に接続
- (既設)非常電灯盤No.2 MCCB盤
新設直流電源装置用 1 3W200V 予備 MCCB3P225/200 に接続

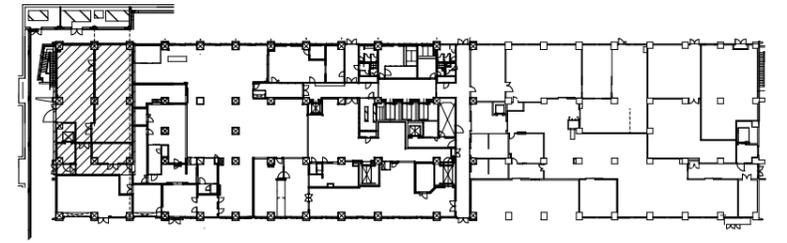
(撤去)
既設 直流電源 仕様 (1700W 2300H 900D)

形式	屋内閉鎖型 (キュービクル式)
定格入力種別	3 3W200V
出力	DC100V 1 2W
定格充電電流	200A
ドロップ回路	100A
停電補償時間	受変電操作・制御、非常照明 10分
種別	MSE型 鉛蓄電池
セル数	54セル
容量	400AH/10HR
蓄電池収納盤	屋内閉鎖型 (キュービクル式)
-	-

(蓄電池は再使用)

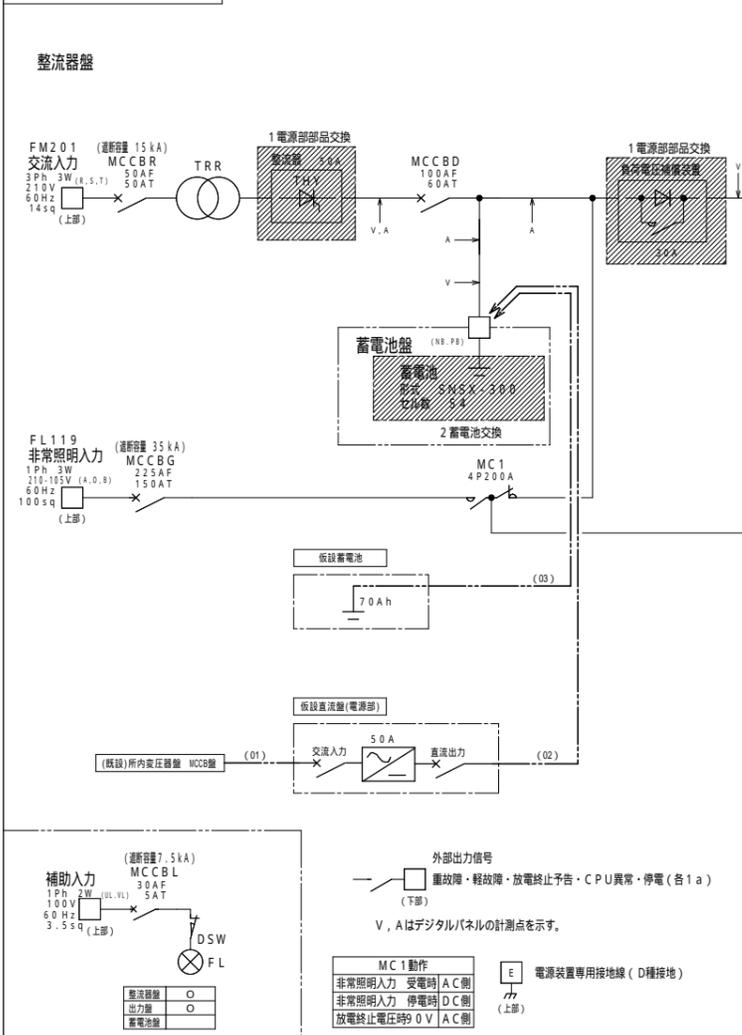
配線リスト

配線番号	自	至	既設 直流電源装置 (2次側負荷)	線種	備考
01-1	新設 直流電源装置	(既設)非常動力盤No.2 MCCB盤		CET38" E22"	
01-2	新設 直流電源装置	(既設)非常電灯盤No.2 MCCB盤	非常照明	EM-FPT100"	
02	"	(既設)直流電源装置 上部	DC1 受電監視	CE 8" -2C	既設ケーブルとジョイント
03	"	"	DC2 受電操作	CE 5.5" -2C	"
04	"	"	D01 A-B1L-1-A-2L-1	EM-FP 38" -2C	"
05	"	"	D02 A-3L-1-A-6L-1	EM-FP 100" -2C	"
06	"	"	D03 A-7L-1-A-11L-1	EM-FP 100" -2C	"
07	"	"	D04 B-B1L-1-B-3L-1	EM-FP 150" -2C	"
08	"	"	D05 B-4L-1-B-6L-1	EM-FP 150" -2C	"
09	"	"	D06 B-7L-1-B-9L-1	EM-FP 150" -2C	"
10	"	"	D07 B-10L-1-B-12L-1	EM-FP 100" -2C	"
11	"	"	DC5 受電監視	CE 8" -2C	"
12	"	"	DC6 受電監視	CE 5.5" -2C	"
13	"	"	DC6 受電監視	CE 5.5" -2C	"
14	"	(既設)電力監視中継端子盤	電力監視	CEES1.25"-10C (E25)	
15	(既設)直流電源装置	(仮設)蓄電池盤		CE 100 -2C	
16	(既設)非常動力盤No.2 MCCB盤	(既設)直流電源装置		CET100" E22"	撤去
17	(既設)非常電灯盤No.2 MCCB盤	(既設)直流電源装置	非常照明	EM-FPT200"	撤去
18	(既設)電力監視中継端子盤	(既設)直流電源装置	電力監視	CEES1.25"-10C (ビット)	撤去



入院棟(西) B階平面図 キープラン

単線結線図

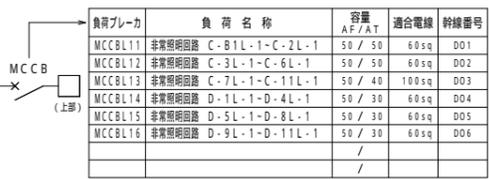


(パターン3) 仮設直流盤(電源部)をNB, PB端子に接続 電源部部品交換
 箱体既設 仮設蓄電池をNB, PB端子に接続 蓄電池交換

出力盤

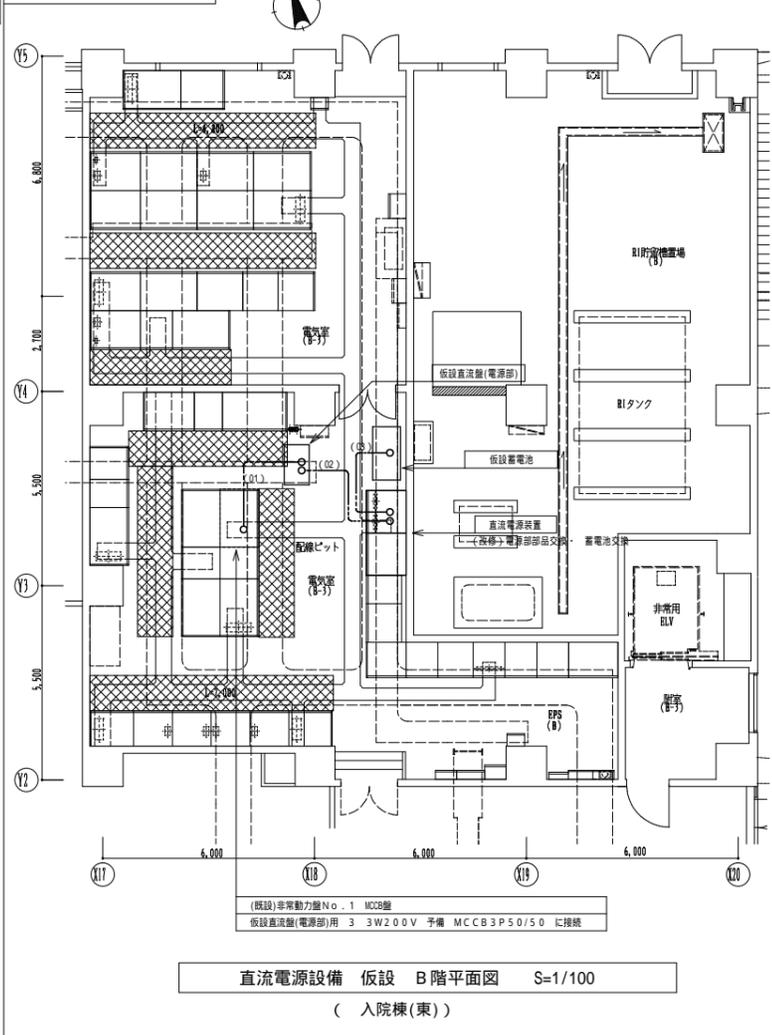
負荷ブレーカ	負荷名称	容量	適合電線	幹線番号
MCCB31	受変電監視(商用系)	50 / 20	8sq	DC1
MCCB32	受変電操作(商用系)	50 / 20	8sq	DC2
MCCB33	受変電監視(発電機系)	50 / 20	8sq	DC3
MCCB34	受変電操作(発電機系)	50 / 20	8sq	DC4

負荷ブレーカ	負荷名称	容量	適合電線	幹線番号
MCCB111	非常照明回路 C-B1L-1-C-2L-1	50 / 50	60sq	DD1
MCCB112	非常照明回路 C-3L-1-C-6L-1	50 / 50	60sq	DD2
MCCB113	非常照明回路 C-7L-1-C-11L-1	50 / 40	100sq	DD3
MCCB114	非常照明回路 D-1L-1-D-4L-1	50 / 30	60sq	DD4
MCCB115	非常照明回路 D-5L-1-D-8L-1	50 / 30	60sq	DD5
MCCB116	非常照明回路 D-9L-1-D-11L-1	50 / 30	60sq	DD6

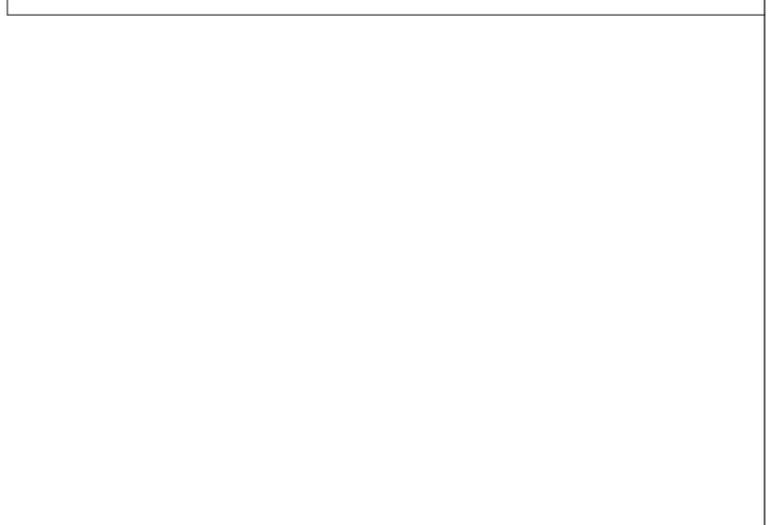
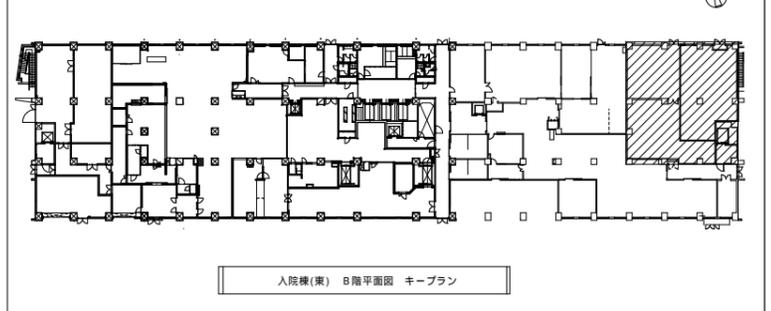


(凡例)
 1 電源部部品交換 (制御基板・リレー・コンデンサ・ヒューズ他)
 2 蓄電池交換

平面図



入院棟(東) B階平面図 キープラン



配線リスト

配線番号	自	至	線種
01	(既設)非常動力盤No.1 MCCB盤	仮設直流盤(電源部)	CET1.4'・E2.0
02	仮設直流盤(電源部)	直流電源装置	CE1.4'・2C
03	仮設蓄電池	直流電源装置	CE6.0'・2C

仕様書

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 10%	
周波数	60 Hz ± 5%	
定格入力容量	10 kVA	
最大入力容量	12 kVA	

2 整流器 (交換)

項目	仕様	備考
冷却方式	自冷	
定格	100%連続	
整流方式	三相全波整流	
制御方式	サイリスタ自動定電圧制御	
浮動充電電圧	120.4 V (定格電圧)	出力電圧調整範囲 ± 3%以上 (入力電圧定格、出力無負荷時)
出力電圧精度 (注)	浮動 ± 1.5%以内	入力電圧定格 ± 10% 出力電流 0 - 100%
定格電流	50 A	(注) 無負荷状態で入力電圧を定格値 ± 10%変動させた時出力電圧 ± 1.0%以内とする。
最大垂下電流	定格電流の120%以下	
効率	80%以上	定格入出力時
力率	75%以上	定格入出力時

3 負荷電圧補償装置 (交換)

項目	仕様	備考
方式	シリコンドロッパ	
入力電圧	DC 120.4 V max	定格出力電圧まで補償
負荷電圧	DC 90 V - 110 V	設定 L: 95 V H: 110 V
負荷電流	DC 3 A - 30 A	
構成	約 8 V 2段	

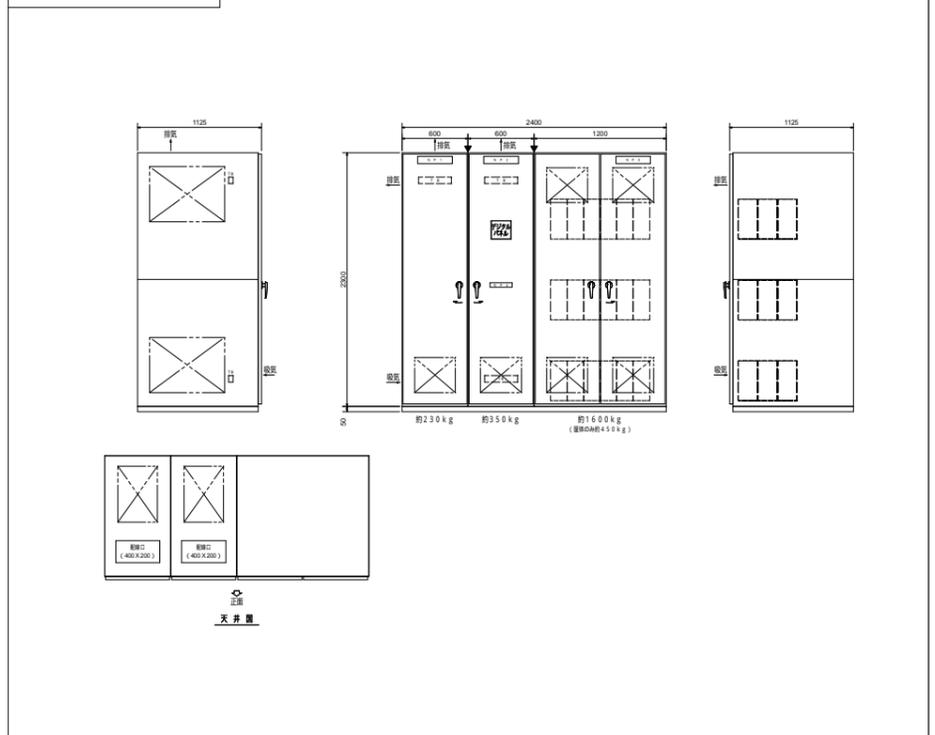
4 蓄電池仕様 (交換)

項目	仕様
形式	制御弁式設置型蓄電池(長寿命形) MSE長寿命形
公称容量	300Ah / 10HR
公称電圧	108V
セル数	54セル

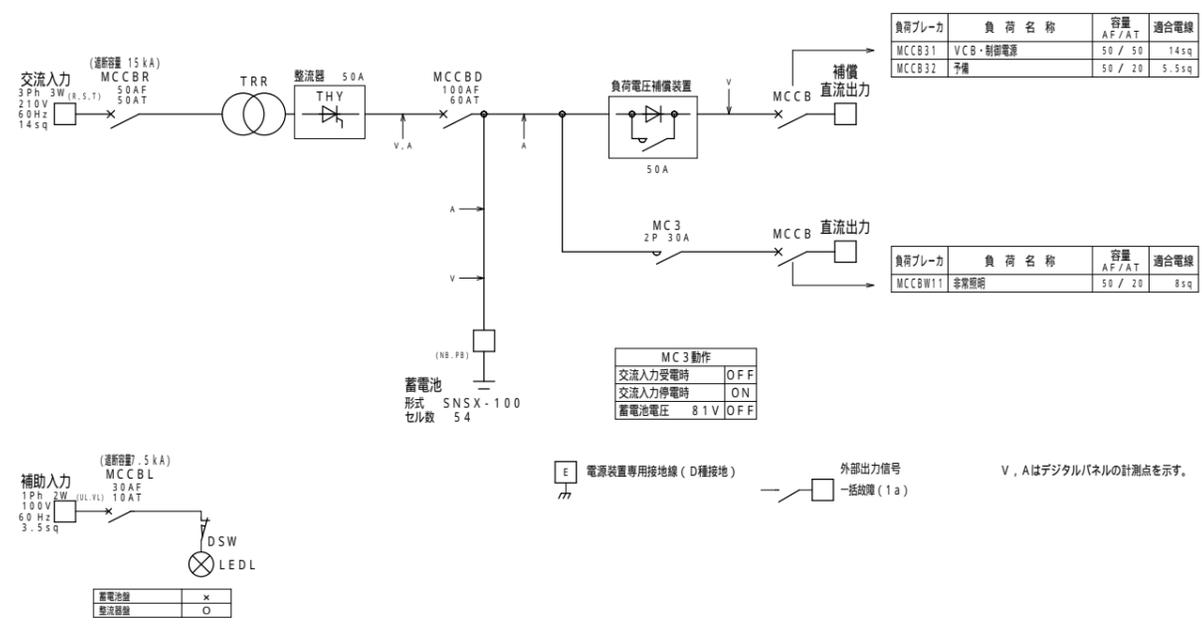
警報回路仕様 (参考)

警報項目	自己保持		ブザー鳴動		LED故障表示		外部出力信号				警報設定		警報動作条件	
	表示	外部信号	連続音	断続音	故障	重故障	軽故障	放電禁止予告	CPU異常	停電	保護運動	設定値		遅延時間(秒)
1 整流器過電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	130V	8	整流器出力の過電圧異常 (定格出力電圧 + 8%)
2 負荷低電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90V	5	負荷電圧補償装置出力の低電圧異常 (負荷定格電圧 - 10%)
3 負荷高電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	112V	60	負荷電圧補償装置出力の高電圧異常 (負荷定格電圧 + 12%)
4 負荷過電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	115V	5	負荷出力の過電圧異常 (負荷定格電圧 + 15%)
5 放電禁止予告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池放電可能容量の80%を放電した時
6 蓄電池電圧低下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90V	5	蓄電池電圧が放電禁止電圧に達した時
7 蓄電池要点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			計算上蓄電池容量が残っている状態で蓄電池電圧が放電禁止に達した時
8 蓄電池異常放電	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30A	30	整流器運転中の蓄電池異常放電(ホール素子定格の10%)
9 蓄電池温度上昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池温度が50℃以上昇(遅延2秒)
14 蓄電池寿命予告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池残寿命の計算値が1年以下に達した時
15 蓄電池寿命	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池残寿命の計算値が0年に達した時
16 整流器故障	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			整流器ヒューズ断
17 MCCBトリップ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			MCCB(R, D, G, 負荷)のトリップ
18 LMD基板異常	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			負荷電圧補償装置・MC用制御基板の異常
2.3 停電														
2.4 CPU異常														

外形図 S=NS (既設-参考)

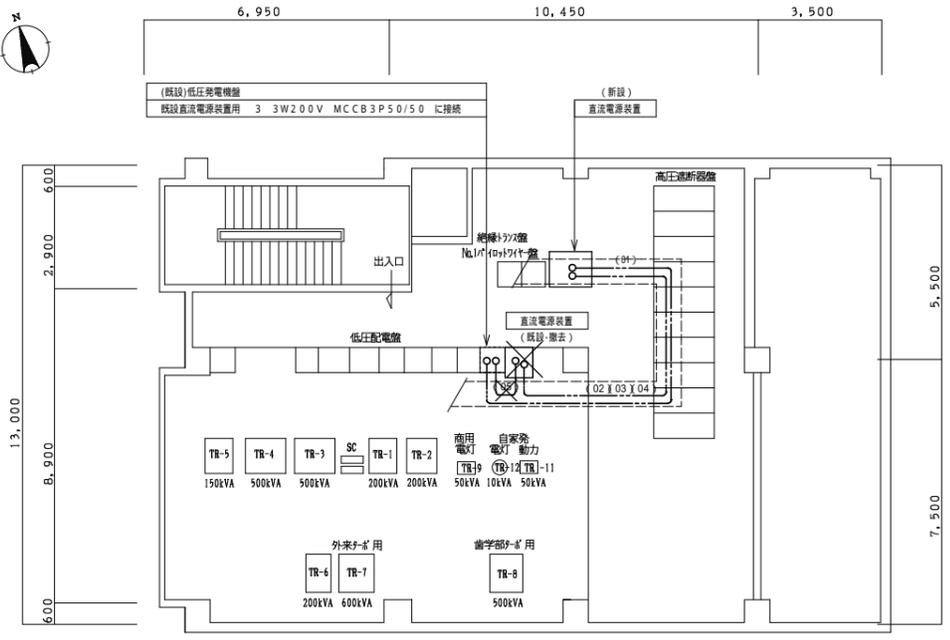


単線結線図



(パターン4) 予備スペースに新設直流盤設置。既設回路新設盤に切替。既設直流電源盤撤去。

平面図



直流電源設備 4階平面図 S=1/100 (中央機械棟)

既設 直流電源 仕様(800W 1950*400H 800D)

形式	屋内閉鎖型(キュービクル式)
定格入力種別	3 3W200V
出力	DC100V 1 2W
定格充電電流	50A
ドロップ回路	50A
停電補償時間	受変電操作・制御、非常照明 10分
種別	MSE型 鉛蓄電池
セル数	54セル
容量	60Ah/10HR
蓄電池収納盤	屋内閉鎖型(キュービクル式)

(撤去)内機のみ撤去

配線リスト

配線番号	自 機器名称	至 機器名称	既設 直流電源装置 (2次側負荷)	線種	備考
01	新設 直流電源装置	(既設) 低圧発電機盤		CET14' E2.0	
02	"	(既設) 直流電源装置-上部	受変電監視・操作	CE 14' -2C	既設ケーブルとジョイント
03	"	"	非常照明	EM-FP 8' -2C	"
04	"	"	電力監視	CEE 2' -2C	"
05	(既設) 低圧発電機盤	(既設) 直流電源装置		CET14' E2.0	撤去

仕様書

電気的性能

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3W	
電圧	210 V ± 10%	
周波数	60 Hz ± 5%	
定格入力容量	9.5 kVA	
最大入力容量	12 kVA	

4 蓄電池仕様

項目	仕様
形式	制御弁式掘置鉛蓄電池(長寿命形)
	MSE長寿命形
公称容量	100Ah/10HR
公称電圧	108V
セル数	54セル

警報回路仕様

注1 蓄電池温度上昇警報と同時に充電電圧を2.15V/セルに低減。

警報項目	自己保持		ブザー鳴動		LED故障表示		外部出力信号		保護運動	警報設定		警報動作条件
	表示	外部信号	連続音	断続音	重故障	軽故障	蓄電池交換	一括Ta		設定値	遅延時間(秒)	
1 整流器過電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	130V	8	整流器出力の過電圧異常 (定格出力電圧+8%)	
2 負荷低電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	90V	5	負荷電圧補償装置出力の低電圧異常 (負荷定格電圧-10%)	
3 負荷高電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	112V	60	負荷電圧補償装置出力の高電圧異常 (負荷定格電圧+12%)	
4 負荷過電圧	○	○	○	○	○	○	○	○	115V	5	負荷電圧補償装置出力の過電圧異常 (負荷定格電圧+15%)	
5 放電禁止予告	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池放電可能容量の80%を放電した時	
6 蓄電池電圧低下	○	○	○	○	○	○	○	○	90V	5	蓄電池電圧が低下	
7 蓄電池要点検	○	○	○	○	○	○	○	○			計算上蓄電池容量が残っている状態で蓄電池電圧低下警報が発報した時	
8 蓄電池異常放電	○	○	○	○	○	○	○	○	10A	30	整流器運転中の蓄電池異常放電(ホール素子定格の10%)	
9 蓄電池温度上昇	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池温度が50 上昇(遅延2秒)	
10											充電電圧低減(注1)	
11 蓄電池寿命予告	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池残寿命の計算値が1年以下に達した時	
12 蓄電池寿命	○	○	○	○	○	○	○	○			蓄電池残寿命の計算値が0年に達した時	
13 整流器故障	○	○	○	○	○	○	○	○			整流器ヒューズ断	
14 MCCBトリップ	○	○	○	○	○	○	○	○			MCCB(R、D、負荷)のトリップ	
15 LMD基板異常	○	○	○	○	○	○	○	○			負荷電圧補償装置・MC用制御基板の異常	
16												
17 警報回路異常・制御電源断								○			警報回路異常・制御電源断	

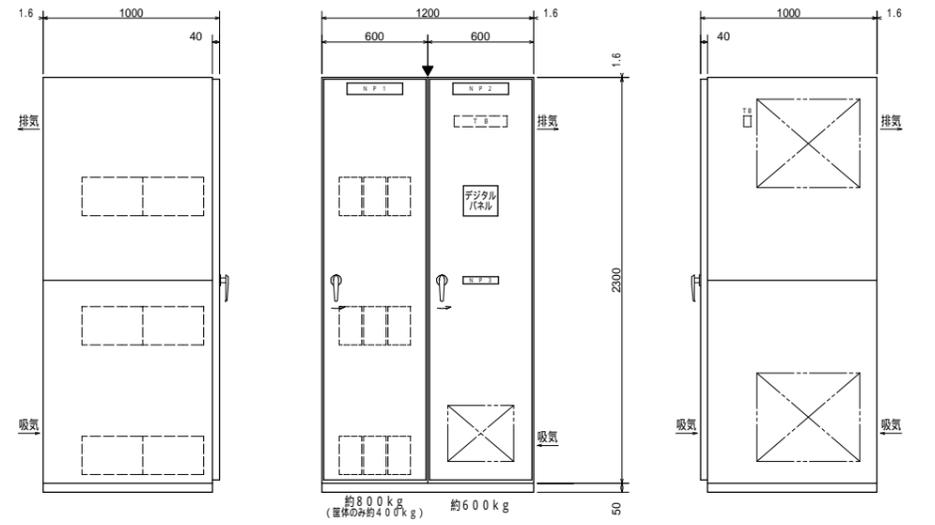
2 整流器

項目	仕様	備考
冷却方式	自冷	
定格	100%連続	
整流方式	三相全波整流	
制御方式	サイリスタ自動電圧制御	
浮動充電電圧	120.4V(定格電圧)	出力電圧調整範囲 ±3%以上 (入力電圧定格、出力無負荷時)
出力電圧精度(注)	±1.5%以内	入力電圧定格±10% 出力電圧 0-100%
(注)	(注) 無負荷状態で入力電圧を定格電圧±10%変動させた時出力電圧±1.0%以内とする。	
定格電流	50A	
最大垂下電流	定格電流の120%以下	
効力率	85%以上	定格入力出力時
	75%以上	定格入力出力時

3 負荷電圧補償装置

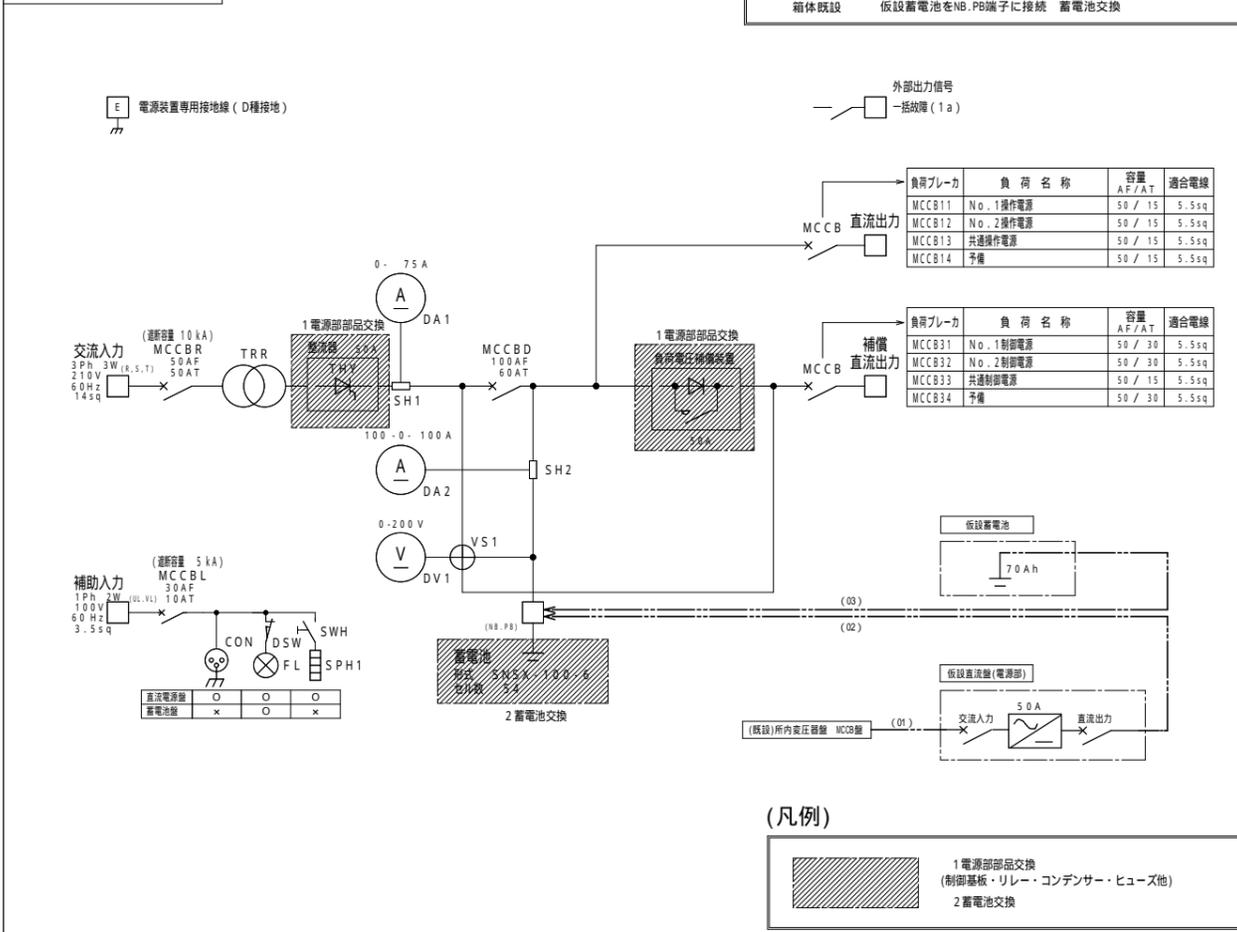
項目	仕様	備考
方式	シリコンドロップ	
入力電圧	DC120.4V max	定格出力電圧まで補償
負荷電圧	DC 90V - 110V	設定 L: 95V H: 110V
負荷電流	DC 5A - 50A	
構成	約 8V 2段	常時 4.3A以下

外形図 S=NS

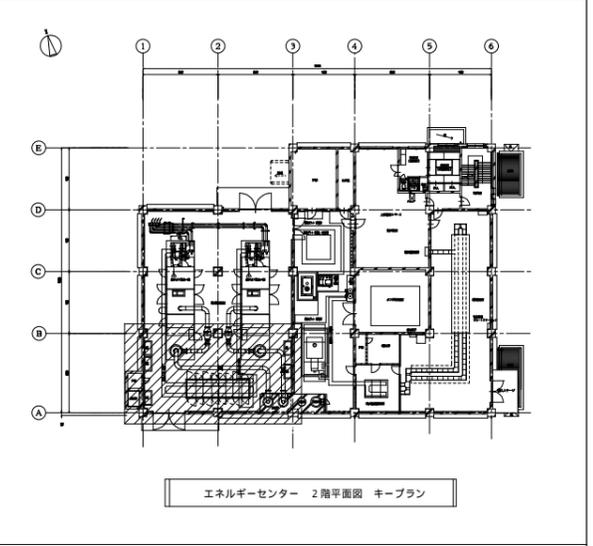
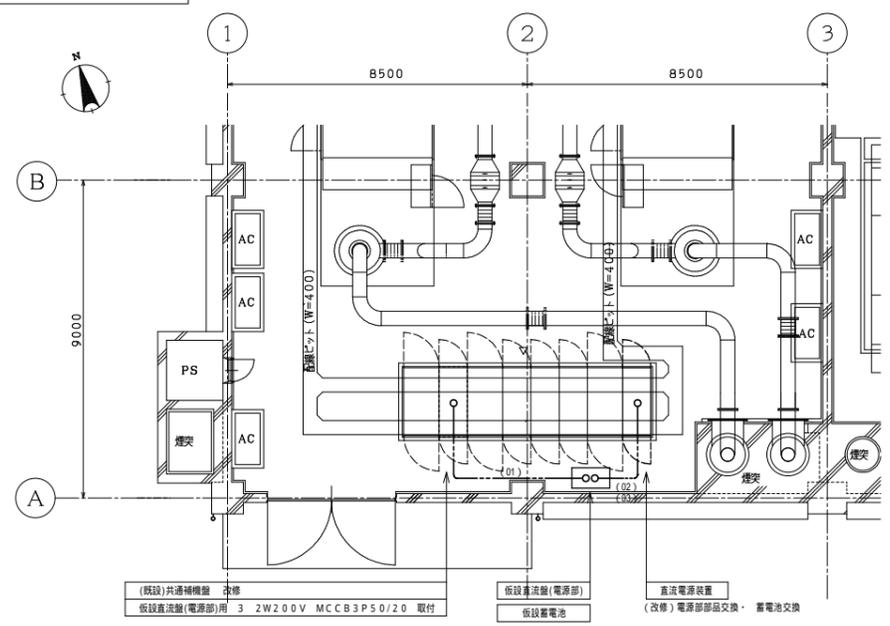


注. 図中の☒は換気口を示す。

単線結線図 (既設-改修)



平面図



仕様書

電気的性能

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 10 %	
周波数	60 Hz ± 5 %	
定格入力容量	10 kVA	
最大入力容量	12 kVA	

2 整流器 (交換)

項目	仕様	備考
冷却方式	自冷	
定格	100 %連続	
整流方式	三相全波整流	
制御方式	サイリスタ自動定電圧制御	
浮動充電電圧	120.4 V (定格電圧)	出力電圧調整範囲 ± 3 %以上 (入力電圧定格、出力無負荷時)
出力電圧精度 (注)	浮動 ± 1.5 %以内	入力電圧定格 ± 10 % 出力電流 0 - 100 %
注	(注) 無負荷状態で入力電圧を定格値 ± 10 %変動させた時出力電圧 ± 1.0 %以内とする。	
定格電流	50 A	
最大垂下電流	定格電流の120 %以下	
効率	80 %以上	定格入力時
力率	75 %以上	定格入力時

3 負荷電圧補償装置 (交換)

項目	仕様	備考
方式	シリコンドロップ	
入力電圧	DC120.4 V max	定格出力電圧まで補償
負荷電圧	DC 90 V - 110 V	設定 L: 95 V H: 110 V
負荷電流	DC 5 A - 50 A	
構成	約 8 V 2段	常時 4.3 A以下

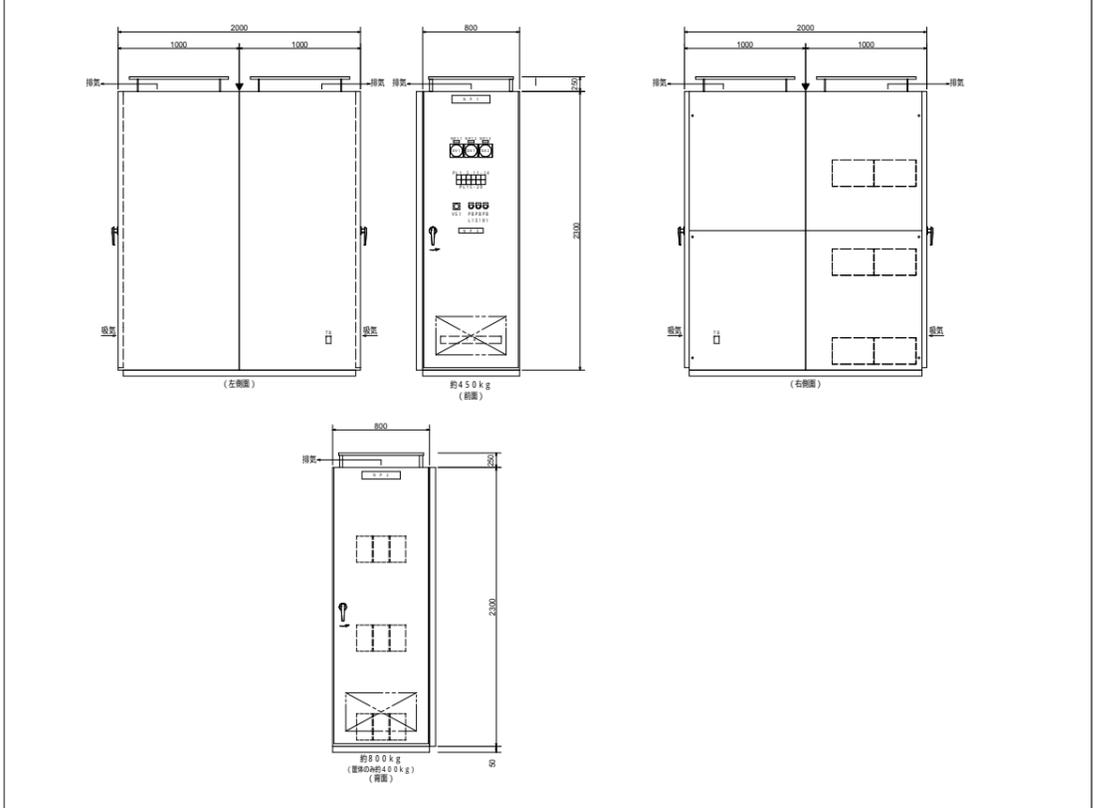
4 蓄電池仕様 (交換)

項目	仕様
形式	制御弁式据置鉛蓄電池 (長寿命形)
	MSE長寿命形
公称容量	100 Ah / 10 HR
公称電圧	108 V
セル数	54セル

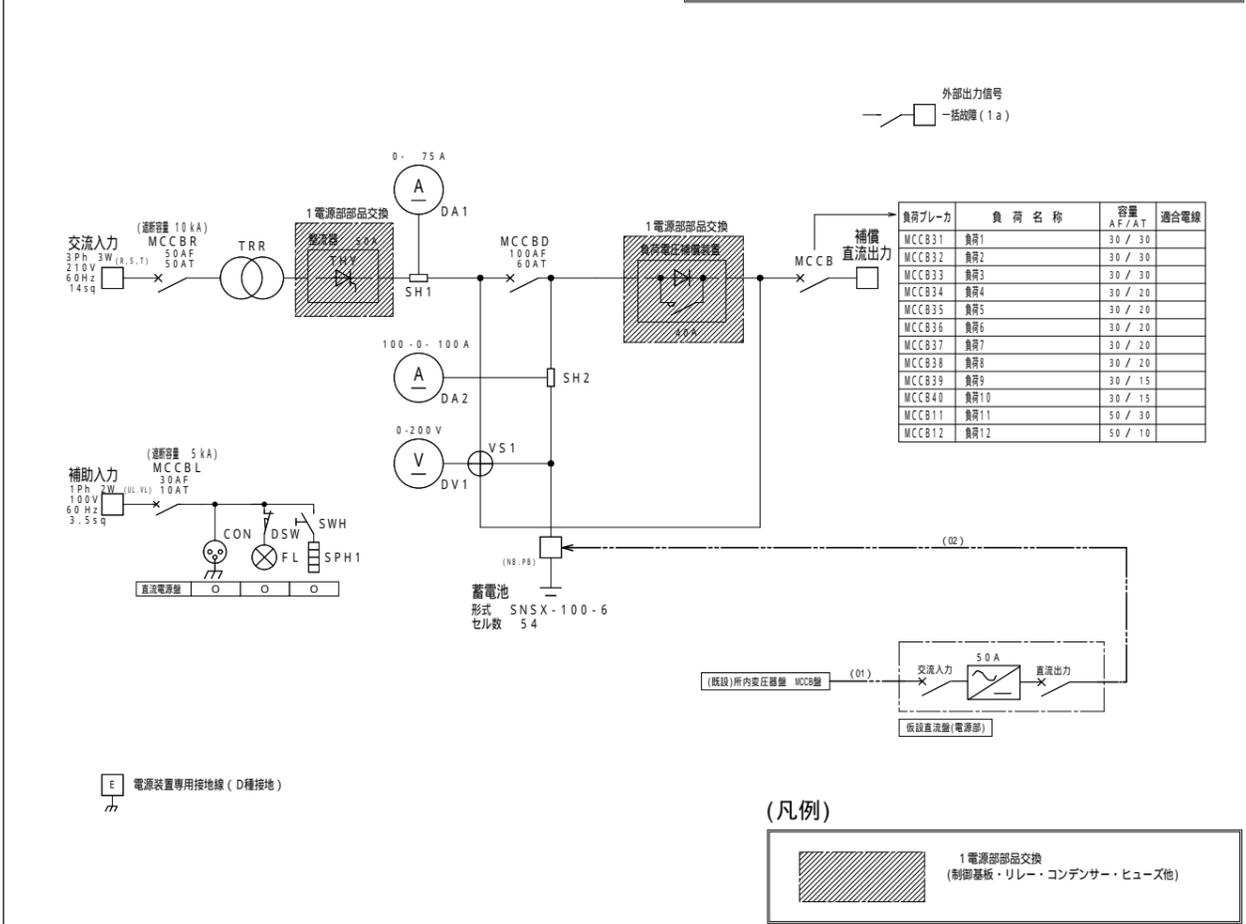
警報回路仕様 (参考)

警報項目	表示	自己保持		外部出力信号		警報動作条件
		表示	外部信号	一括1a	個別	
整流器故障	LED1	○	○	○		整流器ヒューズ断、負荷電圧補償装置用制御基板の異常
MCCBトリップ	LED2	○	○	○		MCCB (R, D, 負荷) がトリップ
蓄電池電圧低下	LED3	○	○	○		蓄電池電圧が放電終止電圧まで低下
蓄電池温度上昇	LED4	○	○	○	○	蓄電池温度が50 °C以上 (遅延2秒)
整流器過電圧	LED5	○	○	○		整流器出力電圧が異常に上昇 (定格電圧 + 8 %)
負荷過電圧	LED6	○	○	○		補償負荷電圧が異常に上昇 (定格電圧 + 15 %)
負荷低電圧	LED7	○	○	○		補償負荷電圧が異常に低下 (定格電圧 - 10 %)
直流+地絡	LED8	○	○	○		直流 (+) 回路に地絡が発生 (遅延2秒、2・6・10k から選択)
直流-地絡	LED9	○	○	○		直流 (-) 回路に地絡が発生 (遅延2秒、2・6・10k から選択)
予備	LED10					
CPU異常・制御電源断	表示・ブザー鳴動なし			○		CPU異常・制御電源断

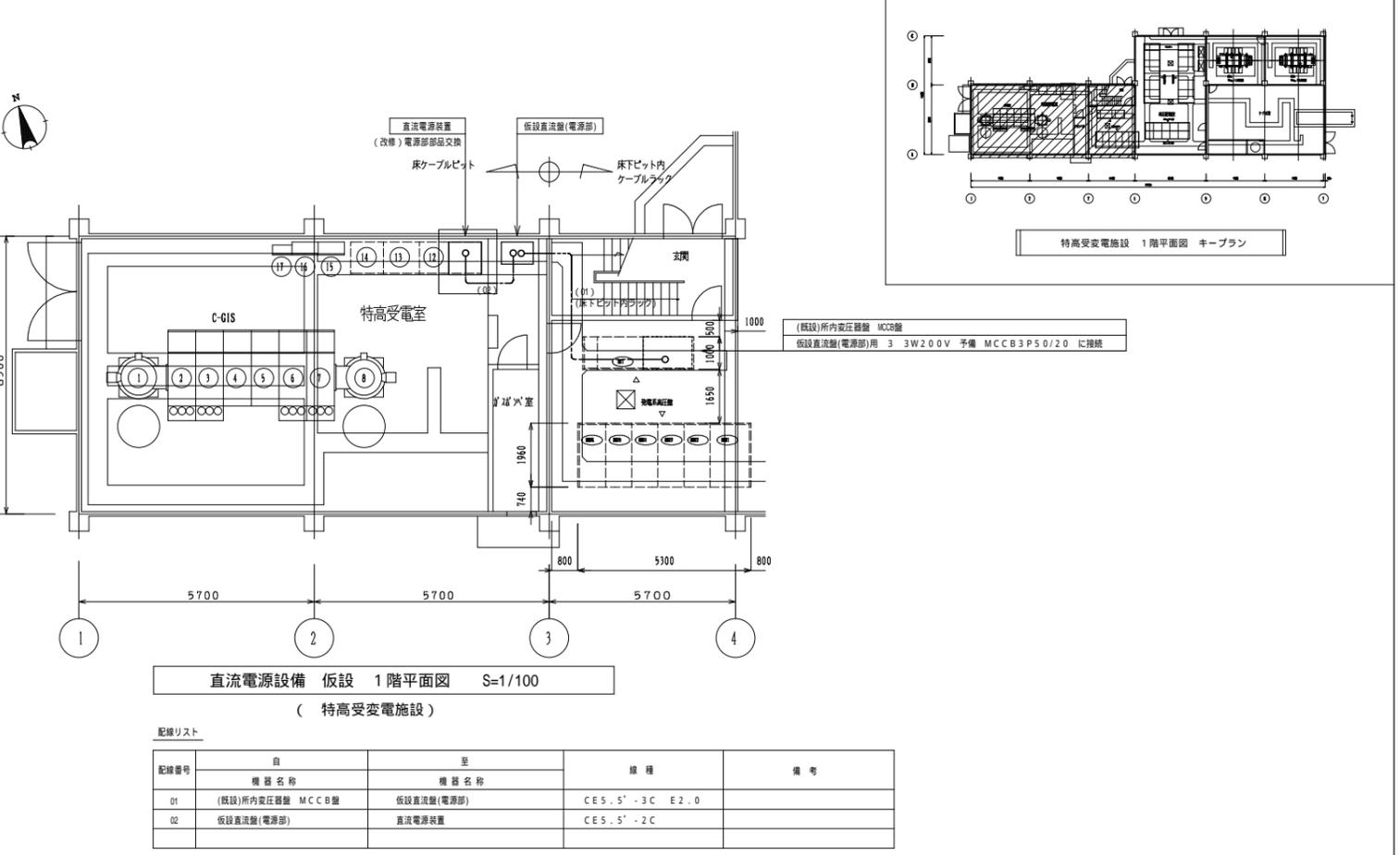
外形図 S=NS (既設-参考)



単線結線図



平面図



仕様書

電気的性能

1 交流電源

項目	仕様	備考
相数	3 Ph 3 W	
電圧	210 V ± 10%	
周波数	60 Hz ± 5%	
定格入力容量	10 kVA	
最大入力容量	12 kVA	

2 整流器(交換)

項目	仕様	備考
冷却方式	自冷	
定格	100%連続	
整流方式	三相全波整流	
制御方式	サイリスタ自動定電圧制御	
浮動充電電圧	120.4 V (定格電圧)	出力電圧調整範囲 ± 3%以上 (入力電圧定格、出力無負荷時)
出力電圧精度	浮動 ± 1.5%以内	入力電圧定格 ± 10% 出力電流 0 - 100%
定格電流	50 A	
最大垂下電流	定格電流の120%以下	
効率	80%以上	定格入出力時
力率	75%以上	定格入出力時

3 負荷電圧補償装置(交換)

項目	仕様	備考
方式	シリコンドロップ	
入力電圧	DC120.4 V max	定格出力電圧まで補償
負荷電圧	DC 90 V - 110 V	設定 L: 95 V H: 110 V
負荷電流	DC 4 A - 40 A	
構成	約 8 V 2段	

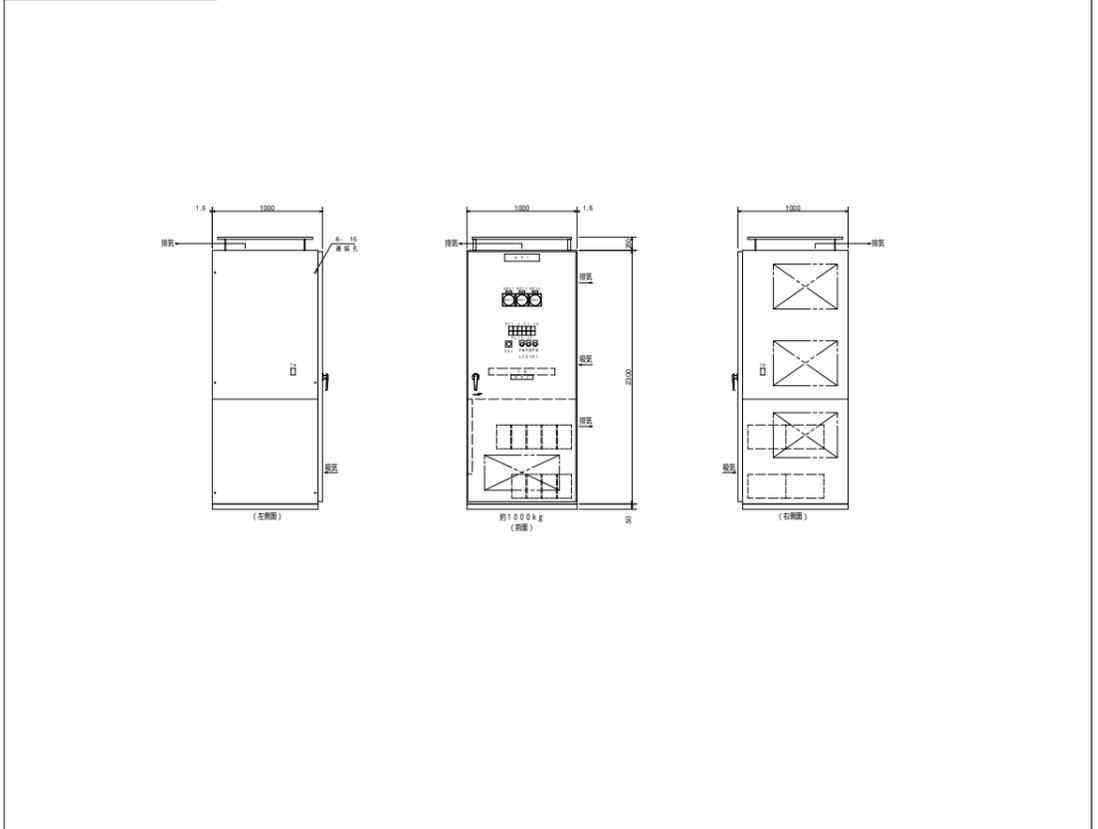
4 蓄電池仕様(参考)

項目	仕様
形式	制御弁式掘置鉛蓄電池(長寿命形) MSE長寿命形
公称容量	100 Ah / 10HR
公称電圧	108 V
セル数	54セル

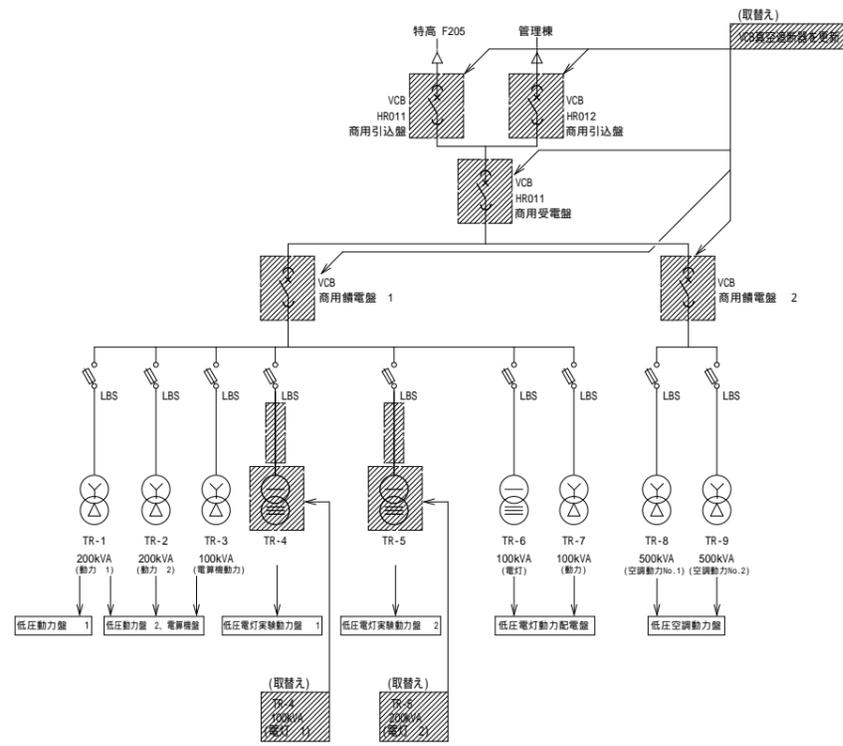
警報回路仕様(参考)

警報項目	表示	自己保持		外部出力信号		盤面表示灯	保護運動	警報設定		警報動作条件
		表示	外部信号	一括	1a			充電電圧 低減(注)	設定値	
整流器故障	LED1	○	○	○		PL11				整流器ヒューズ断、負荷電圧補償装置・MC用制御基板の異常
MCCBトリップ	LED2	○	○	○		PL12				MCCB(R, D, 負荷)がトリップ
蓄電池電圧低下	LED3	○	○	○		PL13		90 V	5	蓄電池電圧が放電終止電圧まで低下
蓄電池温度上昇	LED4	○	○	○		PL14	○			蓄電池温度が50 以上(遅延2秒)
整流器過電圧	LED5	○	○	○		PL15		130 V	8	整流器出力電圧が異常に上昇(定格電圧+8%)
負荷高電圧	LED6	○	○	○		PL16		115 V	5	補償負荷電圧が異常に上昇(定格電圧+15%)
負荷低電圧	LED7	○	○	○		PL17		90 V	5	補償負荷電圧が異常に低下(定格電圧-10%)
直流+地絡	LED8	○	○	○		PL18		6 k		直流(+)回路に地絡が発生(遅延2秒、2・6・10 k から選択)
直流-地絡	LED9	○	○	○		PL19		6 k		直流(-)回路に地絡が発生(遅延2秒、2・6・10 k から選択)
予備	LED10									
警報回路異常・制御電源断	表示・ブザー 発動なし				○					警報回路異常・制御電源断

外形図 S=NS (既設-参考)



単線結線図 (地階)



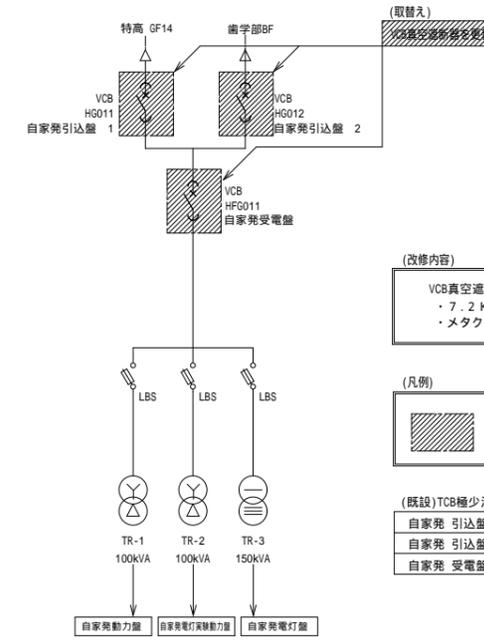
(改修内容)
 TR-4(100kVA)・TR-5(200kVA)トランスを更新。
 ・トップランナー(油入式)
 ・防振ゴム・ダイヤル温度計付
 LBS2次側のPDC22を更新すること。
 VCB真空遮断器を更新。盤内改造共
 ・7.2KV 600A RC12.5KA 電動バネ操作(DC100V)
 ・メタクラ引出し形
 撤去した変圧器は監督員指定場所へ保管すること。(ブルーシート等の養生をすること)

(凡例)
 改修対象部を示す。

(既設)TCB極少油量遮断器 機器仕様

商用 饋電盤 1	1985	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF
商用 饋電盤 2	1985	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF
商用 受電盤HFO11	1978	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF
商用 引込盤 特高 HR011	1978	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF
商用 引込盤 管理棟HR012	1978	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF

単線結線図 (R階)



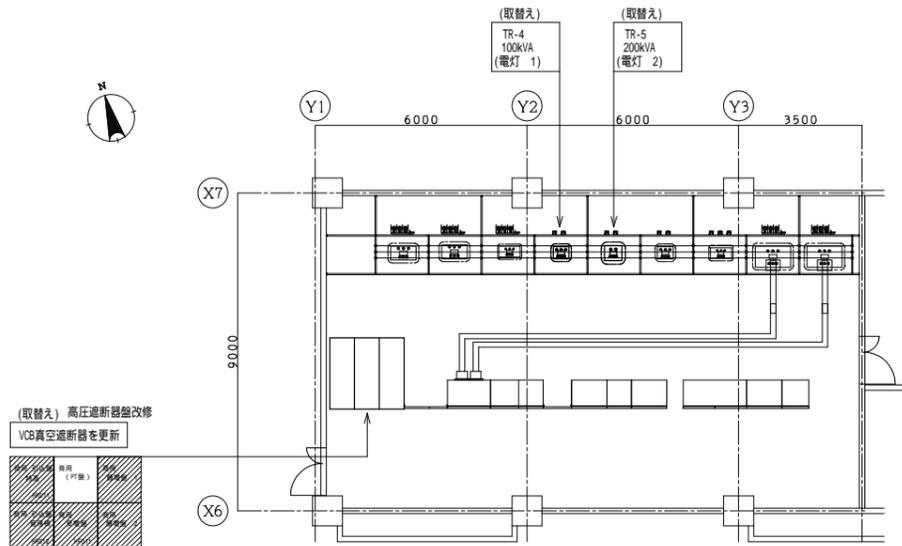
(改修内容)
 VCB真空遮断器を更新。盤内改造共
 ・7.2KV 600A RC12.5KA 電動バネ操作(DC100V)
 ・メタクラ引出し形

(凡例)
 改修対象部を示す。

(既設)TCB極少油量遮断器 機器仕様

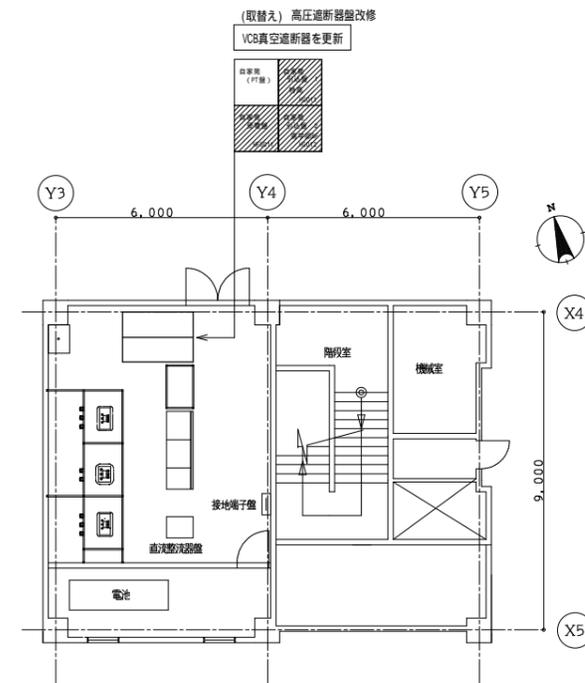
自家発 引込盤 1 特高 HGO11	1985	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF
自家発 引込盤 2 歯学部BF HGO12	1985	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF
自家発 受電盤 HFG011	1985	富士電機(株) : HF515C-10NF/600-150/6HF

平面図



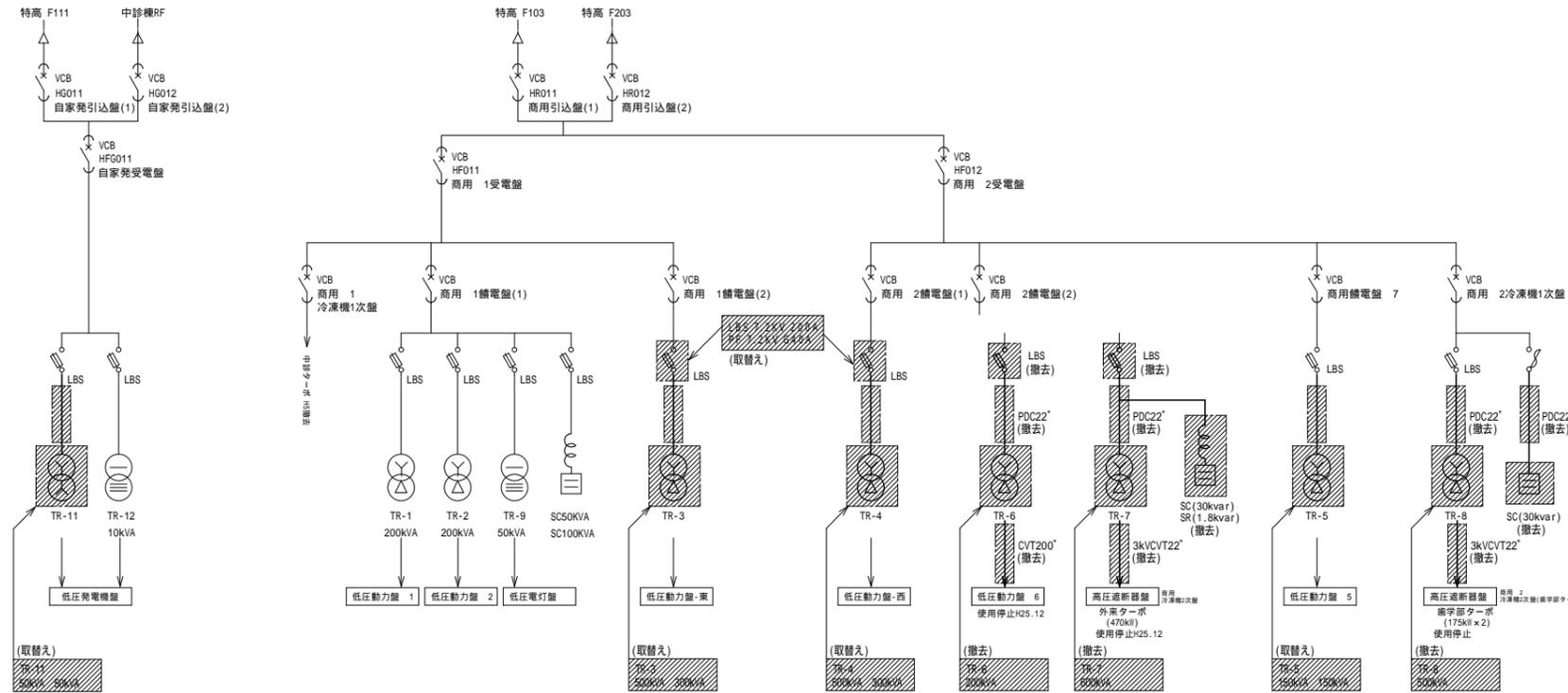
受変電設備 地階平面図 S=1/100
(外来診療棟)

平面図



受変電設備 R階平面図 S=1/100
(外来診療棟)

単線結線図



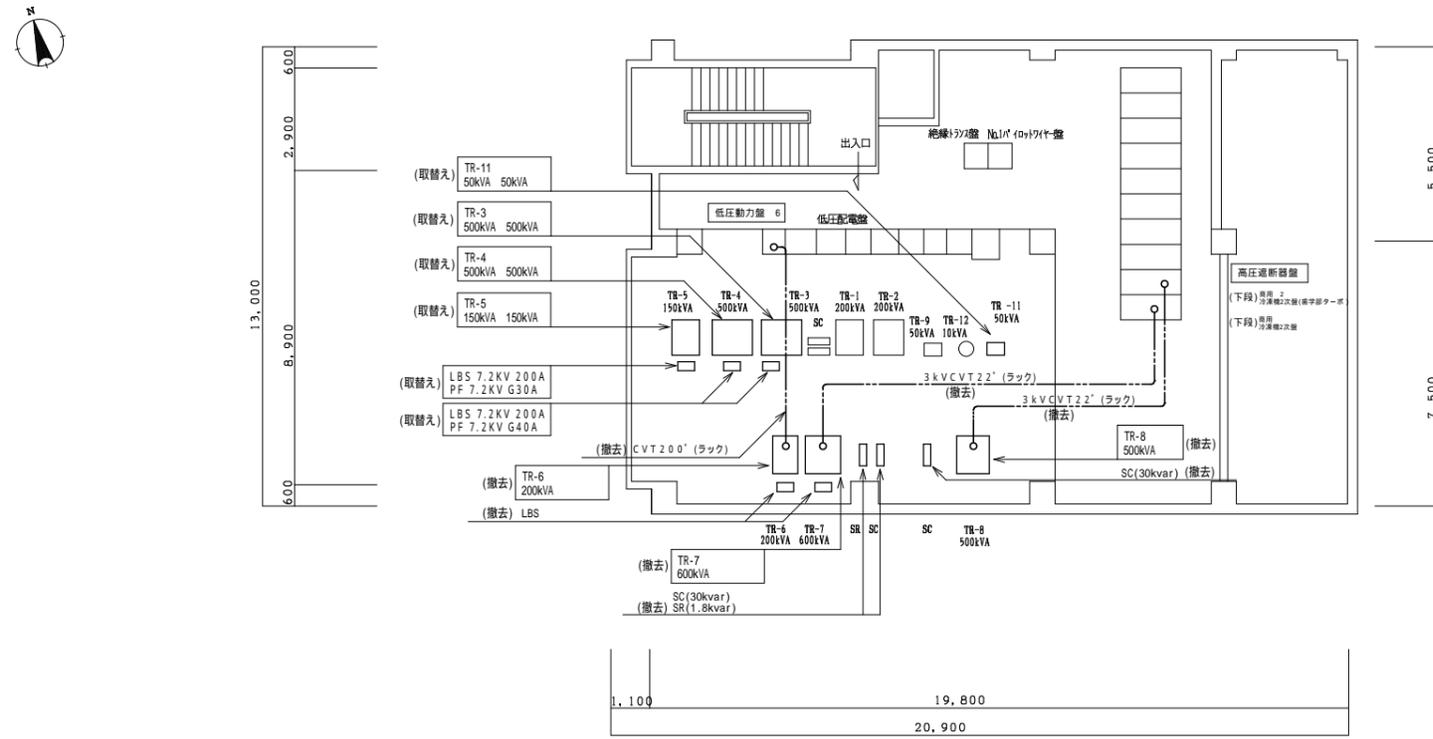
(改修内容)

- TR-3(500kVA 300kVA)・TR-4(500kVA 300kVA)・TR-5(150kVA)・TR-11(50kVA)トランスを更新。
- トップランナー(モールド式)
- 防振ゴム・ダイヤル温度計付
- LBS2次側のPDC22を更新すること。
- 既設断路器をLBSに取替。
- TR6(200kVA)・TR7(600kVA)・TR8(500kVA)・SC(30kvar)x2・SR(1.8kvar)・LBS・PDC22 撤去
- 高圧ケーブル・低圧ケーブル撤去
- 撤去した変圧器・コンデンサーは監督員指定場所へ保管すること。(ブルーシート等の養生をすること)
- 現地単線結線図の修正を行うこと。

(凡例)

改修対象部を示す。

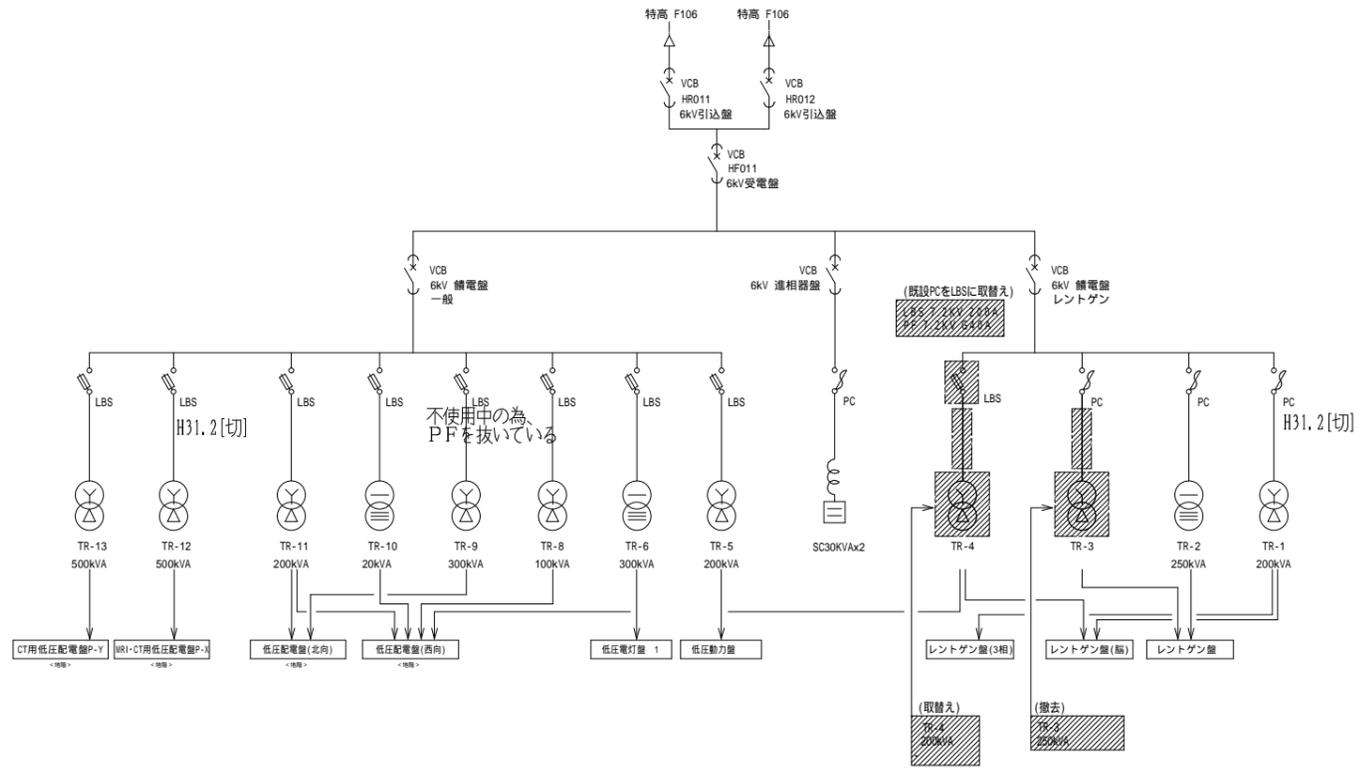
平面図



受変電設備 4階平面図 S=1/100 (中央機械棟)

備考	岡山大学施設企画部	株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所 広島市中区東白旗町1-4-15 所長 清水 一樹	設計業務名 岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)設備設計業務	工事名称 岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)工事	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	図面番号 E - 20	図面枚数 -
				図面名称 受変電設備 改修 単線結線図・4階平面図 中央機械棟	作製年月 令和5年3月		

単線結線図



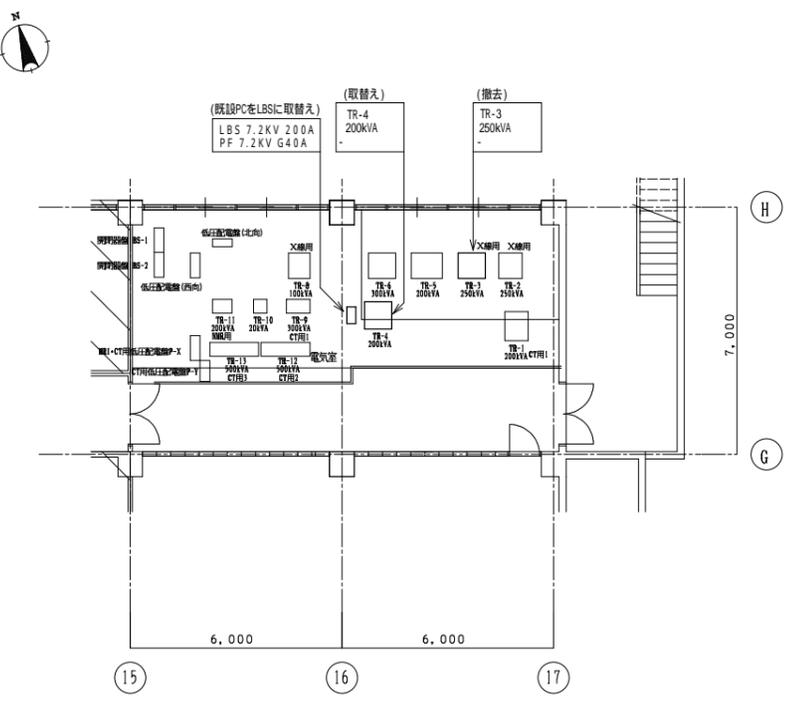
(改修内容)

- TR-4(200kVA)トランスを更新。
 - ・トッランナー(油入式)
 - ・防振ゴム・ダイヤル温度計付
- LBS2次側のPDC22を更新すること。
- 既設PCをLBSに更新。
- TR3(250kVA)・PDC22 撤去
- 撤去した変圧器は監督員指定場所へ保管すること。(ブルーシート等の養生をすること)

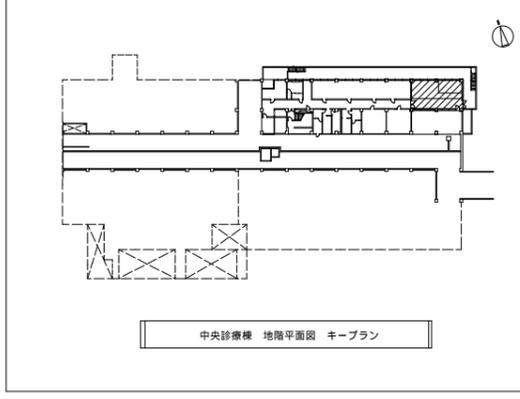
(凡例)

改修対象部を示す。

平面図

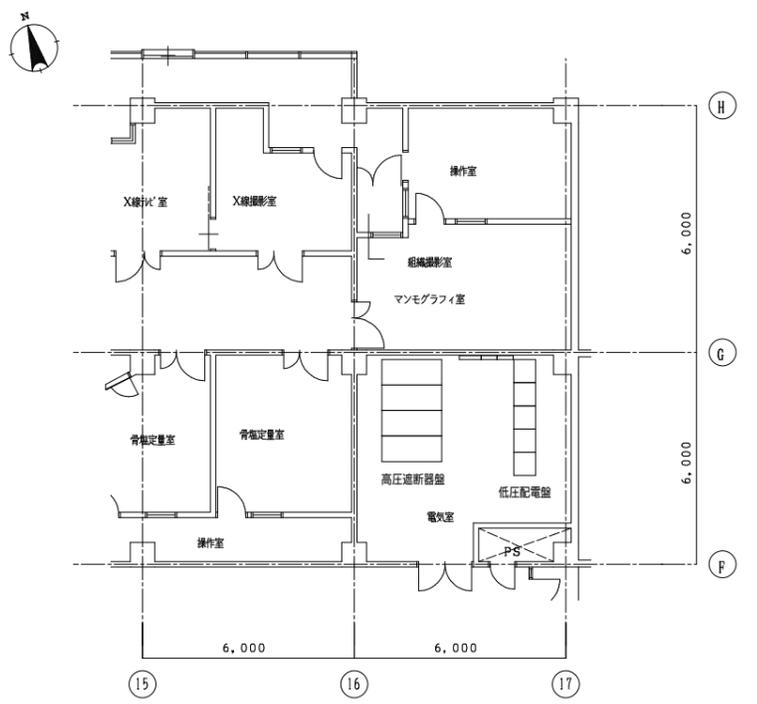


受変電設備 地階平面図 S=1/100
(中央診療棟)

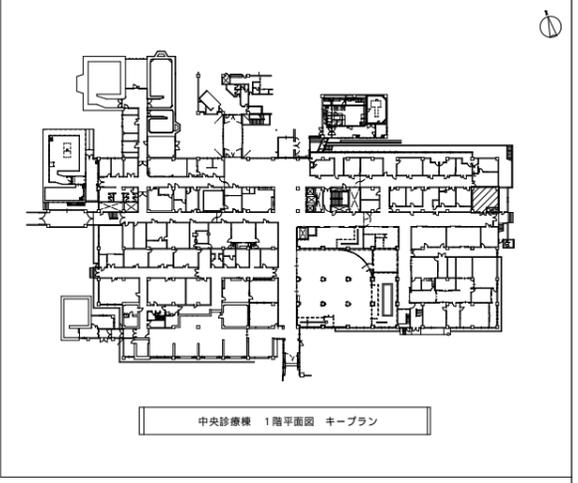


中央診療棟 地階平面図 キープラン

平面図



受変電設備 1階平面図 S=1/100
(中央診療棟)



中央診療棟 1階平面図 キープラン

備考	
----	--

岡山大学施設企画部

株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所
広島市中区東白鳥町14-15 所長 清水 一樹

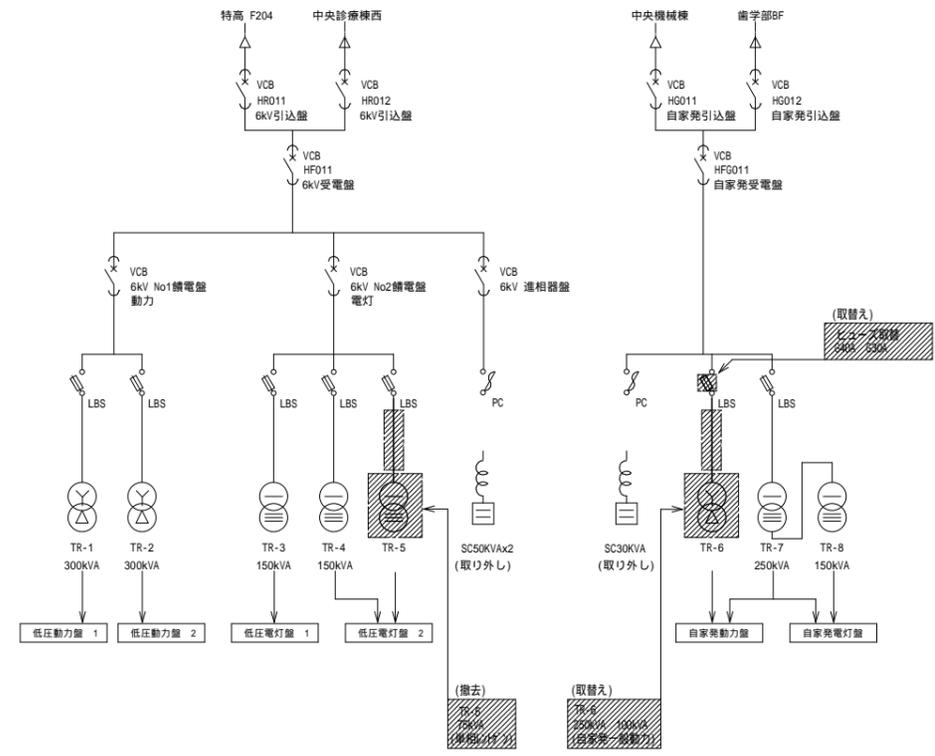
設計業務名
岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)設備設計業務

工事名称
岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)工事
図面名称
受変電設備 改修 単線結線図・地階、1階平面図 中央診療棟

縮尺 A1: 1/100
A3: 1/200
作製年月
令和5年3月

図面番号
E - 21
図面枚数
-

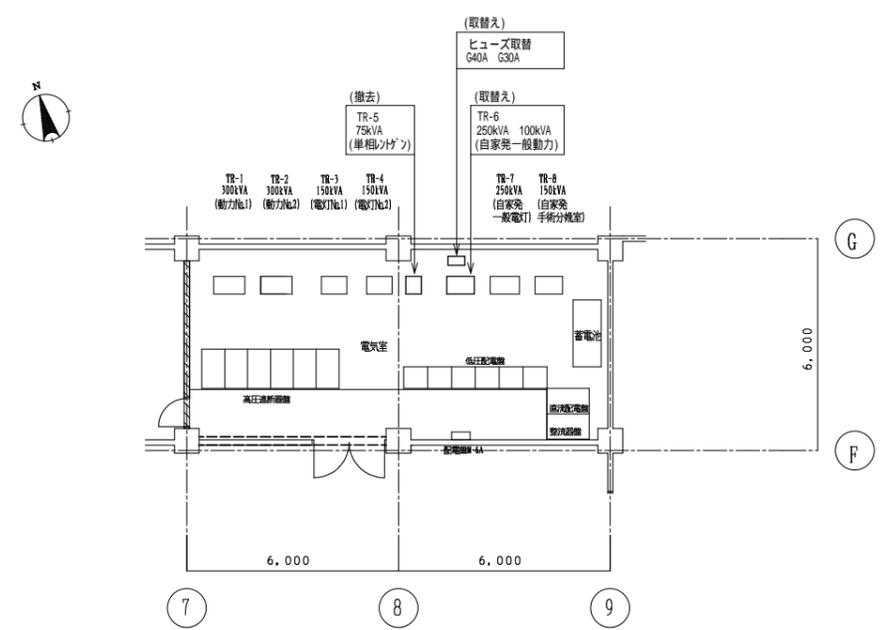
単線結線図



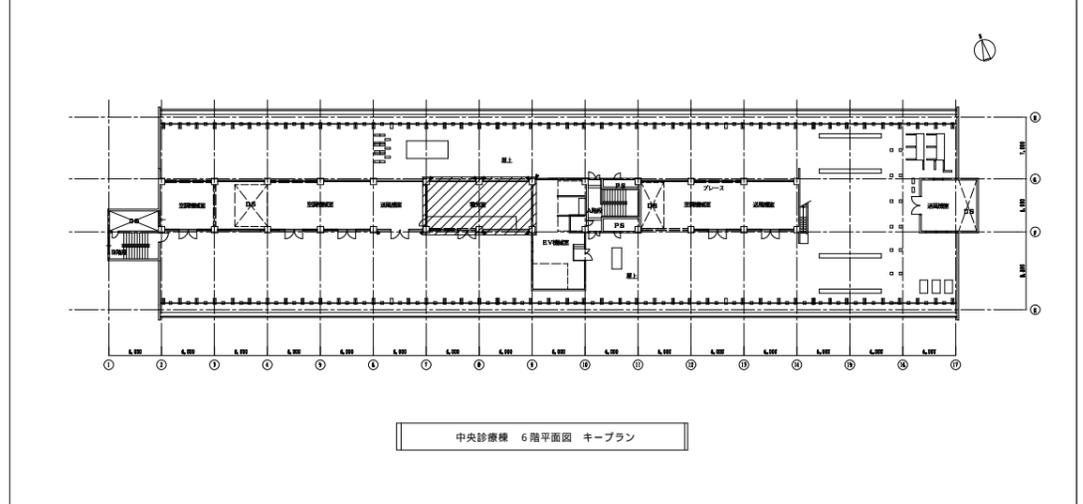
(改修内容)
 TR-6(250kVA 100kVA)トランスを更新。
 ・トップランナー(油入式)
 ・防振ゴム・ダイヤル温度計付
 LBS2次側のPDC22を更新すること。
 トランス容量変更した既設LBSのヒューズ容量の見直し。
 TR-5(75kVA)・PDC22'撤去
 撤去した変圧器は監督員指定場所へ保管すること。(ブルーシート等の養生をすること)
 現地単線結線図の修正を行うこと。

(凡例)
 改修対象部を示す。

平面図



受変電設備 6階平面図 S=1/100
 (中央診療棟)



中央診療棟 6階平面図 ケーブル

備考	岡山大学施設企画部	株式会社 総合設備コンサルタント 広島事務所 広島市中区東白鳥町14-15 所長 清水 一樹	設計業務名 岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)設備設計業務	工事名称 岡山大学(医病)ライフライン再生(電気設備)工事	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	図面番号 E-22	図面枚数 -
				図面名称 受変電設備 改修 単線結線図・6階平面図 中央診療棟	作製年月 令和5年3月		

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 岡山大学 (医病) ライフライン再生 (電気設備) 工事

請負代金額 金 円也

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人岡山大学 と、受注者 との間において、上記の工事 (以下「工事」という。) について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第 1 条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第 2 条 工事は、岡山県岡山市北区鹿田町二丁目 5 番 1 号 (岡山大学鹿田団地構内) において施工する。
- 第 3 条 着工時期は、令和 5 年 月 日とする。
- 第 4 条 完成期限は、令和 6 年 3 月 29 日とする。
- 第 5 条 契約保証金は、金 円以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。
- 第 7 条 請負代金 (前払金及び中間前払金を含む。) は、受注者からの適法な請求に基づき 3 回以内に支払うものとする。
- 第 8 条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から 14 日以内にするものとする。
- 第 9 条 請負代金については、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から 14 日以内にするものとする。
- 第 10 条 請負代金 (前払金及び中間前払金を含む。) の請求書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする
- 第 11 条 完成通知書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。
- 第 12 条 別記の工事請負契約基準第 37 を次のとおり読み替えるものとする。
第 37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第 13 条 別記の工事請負契約基準第 35 第 8 項、第 53 第 3 項及び第 55 第 2 項中の遅延利息率は、「年 2.5%」である。
- 第 14 条 この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた別記の工事請負契約基準によるものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第16条 この契約に関する訴えについては、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は、次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 5年 月 日

発注者

岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学
学長 那須保友

受注者

競争加入者心得について

平成 16 年 4 月 1 日
施設企画部長 裁定
改正 平成 22 年 8 月 6 日
改正 平成 23 年 10 月 1 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日
改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人岡山大学会計規則（以下「規則」という。）、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令、その他の法令及び国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項の定めによるほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第 2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、第 2 項及び第 3 項該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有するものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 2 項中、特別の理由がある場合に該当する。

2 学長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3 学長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 落札したが契約を締結しなかった者

五 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

七 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第 3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の

全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第 4 第 3 に規定する入札保証金に代わる担保とは、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証であるものとする。

(入札保証金等の納付)

第 5 競争加入者は、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、国立大学法人岡山大学における入札保証金等取扱要項（以下「要項」という。）別紙第 1 号様式の入札保証金納入書（以下「入札保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

第 6 削除

第 7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 に規定する銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を要項別紙第 3 号様式の入札保証金に代わる保証証書・証券提出書に添付して、学長に提出しなければならない。

第 8 削除

第 9 競争加入者は、第 3 ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第 10 競争加入者は、第 3 ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには、当該契約保証予約証書を学長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第 11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第 12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(入札)

第 13 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、また暴力団排除に関する制約事項（別添）に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
- 4 第2項及び前項の入札金額には、入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）

- 第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。
- 一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ、提出することができる。
- 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、学長に直接提出するものとする。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けない。

（代理人）

- 第16 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

- 第17 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。
- なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

（入札場の自由入退場の禁止）

- 第18 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び第32の立会い職員以外の者は入場することができない。

- 第19 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

- 第20 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- 第21 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

- 第22 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

- 第23 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

- 第24 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。
- なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。
- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

- 第25 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を記載し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、学長あての親展で提出しなければならない。

- 第26 前項の入札書は、入札公告に示した日時までに到達しないものは無効とする。

- 第27 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。
- 2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

- 第28 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

- 第29 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）

- 第30 学長は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）

- 第31 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- 六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- 九 所定の入札保証金、入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- 十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第32 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（落札者の決定）

第33 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第34 予定価格が2,000万円以上のものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、学長の行う調査に協力しなければならない。

第35 予定価格が2,000万円以上のものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第36 第34及び第35の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第37 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がいる場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、学長が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格・同評価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第38 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者）が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

第39 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、学長が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第40 落札者が第39に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（契約保証金）

第41 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

（契約保証金等の納付）

第42 契約の相手方は、契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、要項別紙第2号様式の契約保証金納入書（以下「契約保証金納入書」という。）に振込を証明する書類を添えて、納付しなければならない。

第43 第41条に規定する契約保証金に代わる担保とは、債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

第44 削除

第45 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が金融機関等の保証であるときは、当該保証を証する書面を要項別紙第4号様式の契約保証金に代わる保証証書・証券提出書（以下「契約保証金に代わる保証証書・証券提出書」という。）に添付して、学長に提出しなければならない。

第46 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第45に規定するもの以外のもの
であるときは、当該担保を契約保証金に代わる保証証書・証券提出書に添付して、学長に提
出しなければならない。

第47 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理
由が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるもので
あるときは、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理
由が、公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは、当該保証を
証する証券を学長に提出しなければならない。

第49 削除

(契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供し
た者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保
証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又
は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別紙第2号様式

入札辞退届

[請負に付される工事名]

このたび、都合により入札を辞退いたします。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

[住所]

[氏名, 押印]

別紙第3号様式

入札書

[請負に付される工事名]

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

[住 所]

[氏名、押印]

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別記第1号

工事請負契約基準

この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (関連工事の調整)
- 第2 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- (工事費内訳明細書及び工程表)
- 第3 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- (契約の保証)
- 第4 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその

保証証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納入
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り、)を付さなければならない。
- 5 前項の規定により受注者が付す保証は、第54第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 6 前4項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 7 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第4項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第4項に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納入を免除する。
- (権利義務の譲渡等)
- 第5 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工事製品を含む。以下同じ。)のうち第13第2項の規定による検査に合格したもの及び第38第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (下請負人の通知)
- 第7 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- (下請負人の健康保険等加入義務等)
- 第7の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務のない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
次のいずれにも該当する場合。
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人
次のいずれかに該当する場合。
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別な事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき
当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
(特許権等の使用)
- 第8 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(監督職員)
- 第9 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。
(現場代理人及び主任技術者等)
- 第10 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
 - 二 専任の主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - 三 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
 - 四 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12第1項の請求の受理、第12第3項の決定及び通知、第12第4項の請求、第12第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(履行報告)
- 第11 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に、報告しなければならない。
(工事関係者に関する措置請求)
- 第12 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任す

る者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む、以下第13において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項及び前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者

の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

第16 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第16において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第17 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適

合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第1 3第2項又は第1 4第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(条件変更等)

第1 8 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 設計図書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること

三 設計図書の表示が明確でないこと

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後1 4日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第1 9 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第2 0 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若し

くは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第2 1 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第2 2 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第2 3 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第2 4 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から1 4日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第2 2の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第2 3の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第2 5 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から1 4日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第2 6 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から1 2月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請

負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、第26項の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の第26項に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がその費用を負担する。

(一般的損害)

第28 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第29第1項若しくは第2項又は第30第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第29において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管

理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第30において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13第2項、第14第1項若しくは第2項又は第38第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の1000分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の1000分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の1000分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31 発注者は、第8、第15、第17から第20まで、第22、第23、第26から第28まで、第30又は第34の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき

事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第3 2 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から1 4日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第3 3 受注者は、第3 2第2項(第3 2第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、工事請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から6 0日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第3 2第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第3 4 発注者は、第3 2第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第3 5 国立大学法人岡山大学建設工事等に係る前払金等支払い要項により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の1 0分の4以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から1 4日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の1 0分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の1 0分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは1 0分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下第3 7まで、第4 1及び第5 3において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の1 0分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは1 0分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から3 0日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第3 8又は第3 9の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の1 0分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは1 0分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和2 4年法律第2 5 6号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第3 6 受注者は、第3 5第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第3 7 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第3 8 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第1 3第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の1 0分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第32第5項及び第33中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40 国庫債務負担行為に係る契約においては、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を変更することができる。

(国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第41 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第35中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第35及び第36中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38第1項の請負代金相当額(以下第41及び第42において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定より準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36第3項の規定を準用する。

(国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

一 中間前払金を選択しない場合

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

二 中間前払金を選択した場合

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

3 第1項本文の規定にかかわらず、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

(契約不適合責任)

第43 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第4 4 発注者は、工事が完成するまでの間は、第4 5又は第4 6の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第4 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第1 0第1 項第2号又は第3号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第4 3第1 項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第4 6 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5第1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第5第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第4 5の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第7 7号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下第4 6において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下第4 6において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第5 0又は第5 1の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第4 7 第4 5各号又は第4 6各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第4 5及び第4 6の規定による契約の解除をすることができない。

(契約保証金)

第4 8 受注者は、契約保証金を納入した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納入しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納入しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第4 9 第4第1 項又は第4 項の規定による保証が付された場合において、受注者が第4 5各号又は第4 6各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権(前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として、受注者に既に支払われたものを除く。)

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第2 9の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第5 0 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第5 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第1 9の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第2 0の規定による工事の施工の中止期間が工期の1 0分の5 (工期の1 0分の5が6月を超えるとときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第5 2 第5 0又は第5 1各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第5 0及び第5 1の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第5 3 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第3 5 (第4 1において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第3 8及び第4 2の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第4 5、第4 6又は第5 4第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第4 4、第5 0又は第5 1の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第4 5、第4 6又は第5 4第3項の規定によるときは発注者が定め、第4 4、第5 0又は第5 1の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第5 4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第4 5又は第4 6の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の1 0の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第4 5又は第4 6の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成1 6年法律7 5号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成1 4年法律第1 5 4号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成1 1年法律第2 2 5号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合 (前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合 (第4 6第9号又は第1 1号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第5 5 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第5 0又は第5 1の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第3 3第2項 (第3 9において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗

じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第56 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

第57 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32第4項又は第5項(第39においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下第57において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第57において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請

求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第58 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下第58において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下第58において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第59 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第60 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の

発注者及び受注者は、
施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第12第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第12第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第61 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第60の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、第60の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第62 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

入 札 書

工 事 名 岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事

入札金額 金 円也

国立大学法人岡山大学工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って、上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競 争 加 入 者

住 所

会 社 名

代 表 者 名

㊟

代 理 人

㊟

復 代 理 人

㊟

(備考) (1) 該当の□にレを表示すること。

様式1

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

委任者（競争加入者）

住 所

会社名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

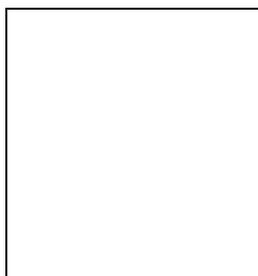
1 受 任 者

2 委 任 事 項 (1) 工事請負に関する一切の件

(2) 復代理人選任及び解任の件

3 工 事 名 岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事

4 受任者（代理人）使用印鑑



(注) 本様式は本店から契約権限を有する支店等への委任様式である。

様式3

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

委任者（競争加入者の代理人）

住 所

会社名

氏 名



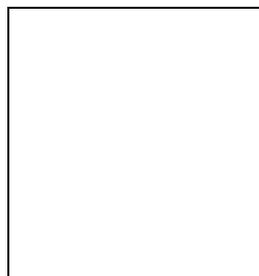
私は、 _____ を _____ (競争加入者)
の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 5年 6月13日 国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び
見積りに関する件

工事名 岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事

受任者（復代理人）使用印鑑



(注) 支店等の社員等が競争加入者(本店の代表者)の復代理人となる場合の委任様式である。

様式2

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

委任者（競争加入者）

住 所

会社名

代表者名



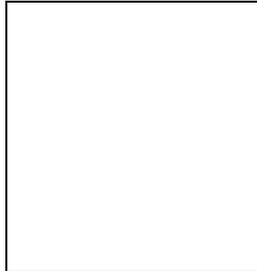
私は、 _____ を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 5年 6月 13日 国立大学法人岡山大学において行われる下記工事の入札及び見積りに関する件

工事名 岡山大学（医病）ライフライン再生（電気設備）工事

受任者（代理人）使用印鑑



(参 考)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (建設リサイクル法) の概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)は、平成12年5月31日に公布され、その後総則、基本方針等、解体工事業に係る部分について段階的に施行されましたが、本法律の最も重要な部分である建設工事にあたっての分別解体等・再資源化等の義務付け等に係る規定が平成14年5月30日より施行されたことにより完全施行となった。

I. 分別解体等及び再資源化の義務付け

建設工事の現場における特定建設資材廃棄物を基準に従って分別(=分別解体等)しつつ工事を施工、分別した特定建設資材廃棄物の再資源化等

1. 建設工事の規模に関する基準(法第9条, 政令第2条)

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物に係る解体	80㎡以上
建築物に係る新築・増築	500㎡以上
建築物に係る新築, 増築, 解体以外(修繕, 模様替)	1億円以上
その他の工作物に係る解体・新築	500万円以上

(注) 基準面積は床面積の合計, 金額については請負代金相当額。

2. 分別解体等の施工方法(法第9条第2項, 省令第2条第1項)

- ① 対象建設工事に係る建築物等に関する事前調査の実施
建築物等, 周辺, 作業場所, 搬出経路, 残存物品, 付着物等
- ② ①の調査に基づく分別解体等の計画の作成
- ③ ②の計画に従い, 工事着手前における作業場所の確保等の事前措置の実施
作業場所・搬出経路の確保, 残存物品の搬出, 付着物の除去等
- ④ ②の計画に従い, 工事の施工

3. 分別解体等の手順(法第9条第2項, 省令第2条第3, 4項)

- ①建築物
 - ア 建築設備, 内装材等の取り外し
 - イ 屋根ふき材の取り外し
 - ウ 外装材及び構造耐力上必要な部分(基礎及び基礎ぐい以外を除く)の取り壊し
 - エ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- ②工作物(建築物以外のもの)
 - ア さく, 照明設備・標識等の附属物の取り外し
 - イ 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
 - ウ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

4. 分別解体等の方法(法第9条第2項, 省令第2条5, 6項)

- ①手作業又は手作業及び機械による作業
- ②建築設備, 内装材, 屋根ふき材等の取り外しの場合は, 原則, 手作業による。

5. 特定建設資材廃棄物（法第2条第5, 6項, 政令第1条）

- ① コンクリート塊
- ② アスファルト・コンクリート塊
- ③ 廃木材

II. これら義務付けを確保するための措置

- (1) 発注者・受注者間の契約手続きに関する規定を定め、都道府県知事に対する工事の事前届出、発注者から受注者への適正なコストの支払い等を確保
- (2) 解体工事業者の登録制度の創設により、不良・不適格業者の解体工事への参入を抑止し、解体工事の適正な施行を確保（平成13年5月30日施行済み）

III. 法・施行令（抄）

○分別解体等実施義務

（法第9条）特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

（法第2条3項）この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

- 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

○建設工事の規模に関する基準

（政令第2条）法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が80㎡であるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が500㎡であるもの
- 三 建築物に係る新築工事等（法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）であつて前号に規定する新築または増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が1億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等については、その請負代金の額が、5百万円であるもの

○特定建設資材廃棄物

(法第 2 条 5 項) この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他の建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

(法第 2 条 6 項) この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(政令第 1 条) 法第 2 条第 5 項のコンクリート、木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄からなる建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

○再資源化等

(法第 2 条 8 項) この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

(法第 2 条 4 項) この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬または処分（再生することを含む）に該当するものをいう。

- 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

(法第 2 条 7 項) この法律において「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。

(法第 16 条) 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴った生じた特定建設資材廃棄物について再資源化しなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存在しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をするには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

(政令第 4 条) 法第 16 条ただし書の政令で定めるものは、木材が廃棄物になったものとする。

(省令第 3 条) 法 16 条の主務省令で定めた距離に関する基準は、50 キロメートルとする。

○対象建設工事の届出に係る事項の説明等

(法第 12 条) 対象建設工事の請負契約（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとするものに対し、少なくとも第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(法第 10 条) 対象建設工事の発注者は又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令に定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

(法第 11 条) 国の期間又は地方公共団体は、前条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

○対象建築工事の請負契約に係る書面の記載事項

(法第 13 条) 対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者は建設業法第 19 条第 1 項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(参考書式6)

説 明 書

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学
施設企画部長 殿

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

（郵便番号 — ）電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により，対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 説明内容
4. 添付資料
 - ①別表（別表1から3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）
 - 別表1（建築物に係る解体工事）
 - 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
 - ②工程の概要を示す資料（できるだけ）図面，表等を利用する。）

欄には，該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 家庭用エアコン、テレビ、冷凍冷蔵庫、洗濯・乾燥機(家電4品目) 【 】→右をチェック <input type="checkbox"/> PCB使用機器 【 】→右をチェック <input type="checkbox"/> その他【 】	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) 【 】→右をチェック <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む(ビニール床タイル、スレート波板、スレートボード、スレート瓦、サイディング、ケイカル板等) 【 】→右をチェック 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
	フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 【 】→右をチェック	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		□コンクリート塊	トン
		□アスファルト・コンクリート塊	トン
	□建設発生木材	トン	発生が見込まれる部分(注) □① □② □③ □④ □⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。【 】欄には具体的品目を記入すること。

【改正：2021年4月1日】

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()			
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) 【 】→右をチェック <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む (ビニール床タイル、スレート波板、スレートボード、スレート瓦、サイディング、ケイカル板等) 【 】→右をチェック 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
			<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 石綿撤去済み <input type="checkbox"/> 石綿撤去完了予定日(月 日) <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法・安全衛生法石綿則に従い適正に処置する。 ※石綿含有不明建材の場合は、事前調査で石綿の有無を明らかにするか、みなし石綿含有建材として処置する。	
	フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 【 】→右をチェック		
その他					
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等		造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根		屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他()		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。【 】欄には具体的品目を記入すること。

【改正：2021年4月1日】

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他()		
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有 () □無		
	他法令関係(石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)の解体・維持・修繕工事のみ)	□有 □無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) 【 】→右をチェック <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む (ビニール床タイル、スレート波板、スレートボード、スレート瓦、サイディング、ケイカル板等) 【 】→右をチェック 特定建設資材への付着(□有 □無)	
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				